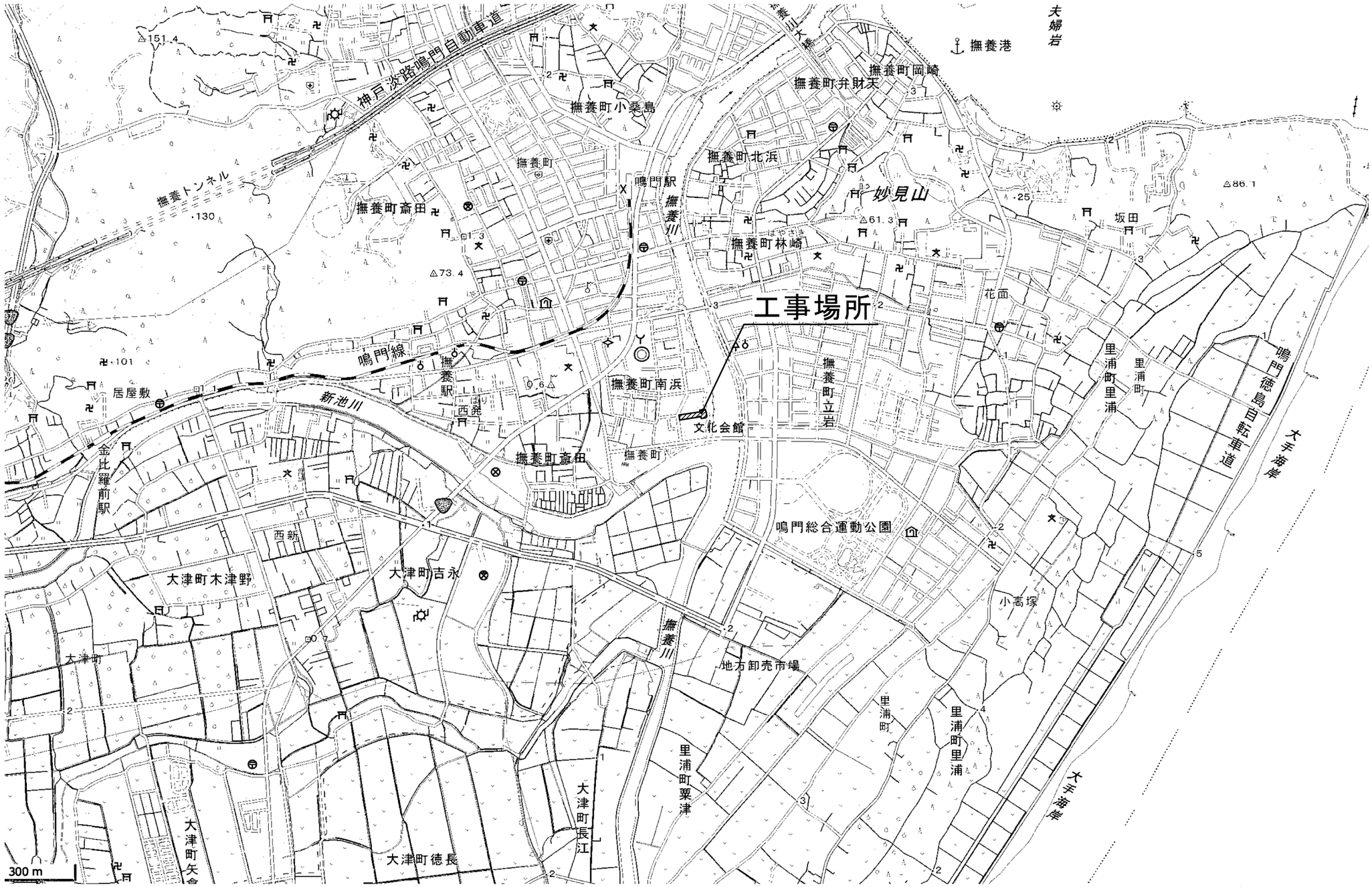
鳴門市文化会館2期外構工事

意匠図					
図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称
A-001	図面リスト	A-016	外構改修図	A-031	中央スロープ詳細図(2)
A-002	付近見取図	A-017	外構断面図(1)	A-032	中央スロープ詳細図(3)
A-003	工事区分図	A-018	外構断面図(2)	A-033	中央スロープ詳細図(4)
A-004	特記仕様書(1)	A-019	外構断面図(3)	A-034	既存RC手摺壁取合い詳細図(1)
A-005	特記仕様書(2)	A-020	外構断面図(4)	A-035	既存RC手摺壁取合い詳細図(2)
A-006	特記仕様書(3)	A-021	外構断面図(5)	A-036	躯体取合い詳細図
A-007	特記仕様書(4)	A-022	外構断面図(6)	A-037	モニュメント周辺詳細図
A-008	特記仕様書(5)	A-023	外構構造図(1)	A-038	植栽計画図
A-009	特記仕様書(6)	A-024	外構構造図(2)	A-039	灌水設備計画図
A-010	配置図(着手前)	A-025	外構構造図(3)	A-040	仮設計画図
A-011	外構撤去図(1)	A-026	外構構造図(4)		
A-012	外構撤去図(2)	A-027	外構構造図(5)		
A-013	外構撤去図(3)	A-028	ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ割付図		
A-014	外構撤去図(4)	A-029	工作物外壁改修及び防水改修図		
A-015	配置図(完了後)	A-030	中央スロープ詳細図(1)		

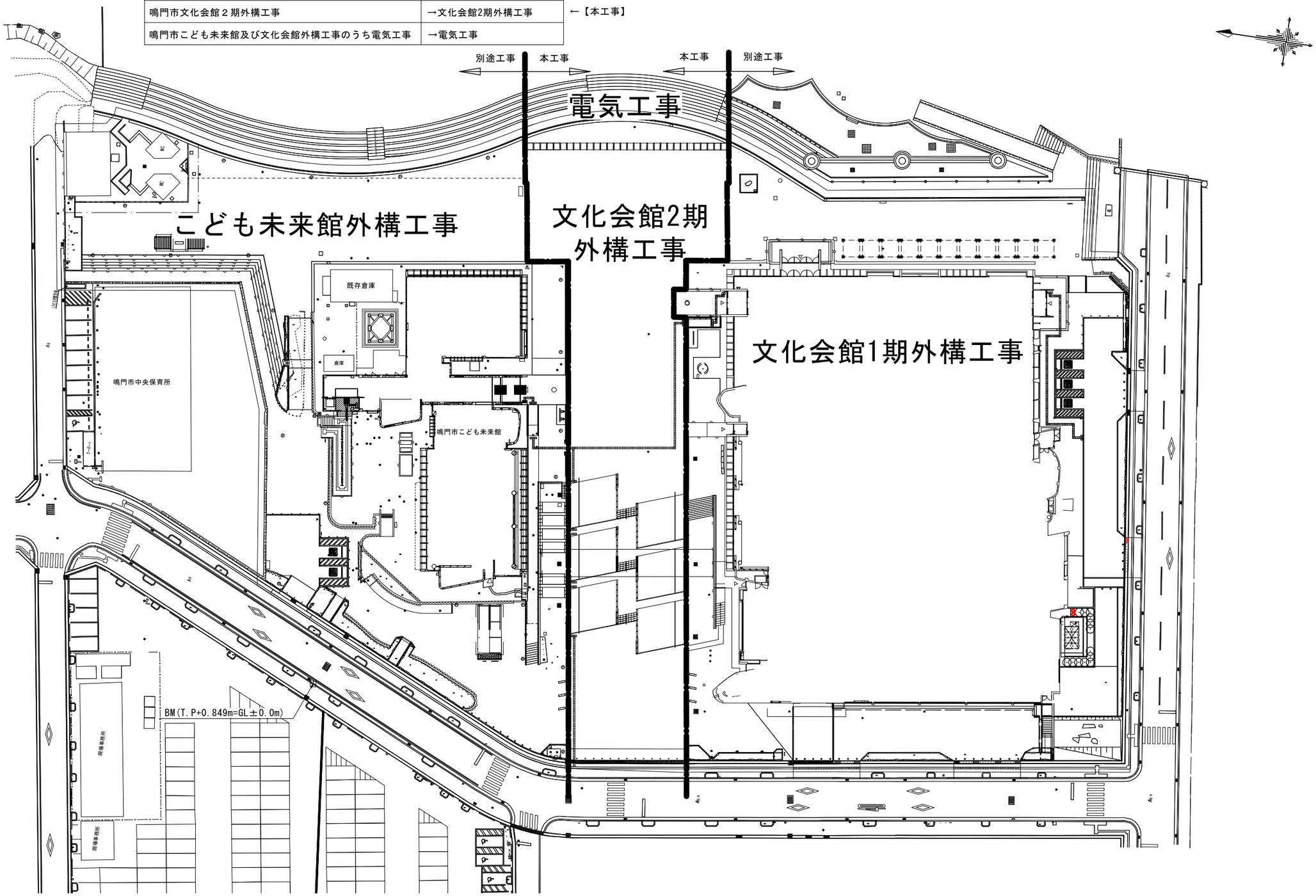
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	図面リスト S=Non	図番 A-001



出典：国土地理院ウェブサイト
「標準地図データ」（国土地理院）を基に作成

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	付近見取図 A2　Non	図番	A-002

鳴門市こども未来館外構工事	→こども未来館外構工事
鳴門市文化会館１期外構工事	→文化会館1期外構工事
鳴門市文化会館２期外構工事	→文化会館2期外構工事 ←【本工事】
鳴門市こども未来館及び文化会館外構工事のうち電気工事	→電気工事



鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	工事区分図 A2　S=1:500	図番	A-003

営繕工事共通仕様書

Ⅰ．工事概要

1.　工事名称
鳴門市文化会館2期外構工事

2.　工事場所
鳴門市撫養町南浜

4.　工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	外構工事1式

Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和7年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針　令和7年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針　令和7年版
- 電気設備工事監理指針　令和7年版
- 機械設備工事監理指針　令和7年版

2.　優先順位
設計図書の優先順位は、次の順とする。
①　質問回答書（②から⑤に対するもの）
②　補足説明書
③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
④　図面
⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録
①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
・訂正時は、適宜とする。
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表
受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手
受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等
①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定
①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図
①　施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
②　施工体系図の作成及び掲示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
③　警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
④　運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等
①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保
①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその程度補修又は補償すること。
⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11.　撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12.　交通安全管理
①　輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
②　過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13.　発生材の処理等
①　発生材の処理等は、次により適正に行う。
1）工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2）上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
3）産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
4）建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
5）解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6）空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

	鳴門市文化会館２期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1　TEL (088)683-3393　FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	特記仕様書(1) S=Non	図番	A-004

7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与　（　あり　・　なし　）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

（1）建築物：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）

（2）工作物：下表のとおり

対象となる工作物		事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラー及び圧力容器 ・変電設備 ・配電設備 ・配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	・焼却設備 ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・送電設備（ケーブルを含む。）	・工作物石綿事前調査者
・トンネルの天井板 ・プラットホームの上家 ・遮音壁 ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・軽量盛土保護パネル ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	・工作物石綿事前調査者 ・建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） ・これと同等の能力を有する者（※）
・上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）		

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。

・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

・調査結果は3年間保存すること。

・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。

・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。

4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

（1） 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）

（2） 他の建設現場で利用する場合

（3） ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地証記」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

④ 規仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑤ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、規仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は特定事業推進課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環1第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機種	備考
・バックホウ ・ホイルローダ ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機種		
・ブルドーザー ・バックホウ（※） ・ドラグライン、クラムシェル ・トラクターショベル ・バイブロハンマー（※） ・アースオーガー ・オイルケーシング掘削機 ・アースドリル	・さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー ・コンクリートポンプ（車） ・コンクリート圧砕機 ・アスファルトフィニッシャー ・コンクリートカッター ・空気圧縮機 ・発動発電機	・クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 （※）印の機械は低振動基準有

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19. 工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

① 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

② 試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。

③ 鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。

・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
・外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現地確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

① 電子納品： 対象

② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・工事写真（電子データ2部）
・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
・保全に関する資料
・その他監督員が指示する図書（必要部数）
・竣工写真 （製本3部 電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）（写真枚数は30カット程度とする。）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、専門家によるものとする。また撮影の範囲は、子ども未来館外構工事、文化会館1期外構工事、文化会館2期外構工事、電気工事を含む外構全体とする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「鳴門市工事請負契約約款」（以下「約款」という。）第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

	鳴門市文化会館２期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	特記仕様書(3) S=Non	図番	A-006

Ⅲ．建築工事特記仕様書
1章　　一般共通事項

1．　施工条件

施工条件は次による。

① 工事箇所は、工事期間中も使用予定であるため、監督員及び施設管理者と工程等の調整を行うこと。
② 施工時間は、原則8:00～17:00までとするが、施設管理者の了承を得られた場合はこの限りではない。
③ 別途発注の関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
④ 工程表は、全体工事表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員へ提出し、承認を得ること。
⑤ 周辺施設は、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出・騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間や休日の作業となることを予め見込んでおくこと。

2．　施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は監督員と協議のうえ設定する。切り回し時期についても、同様とする。

3．　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。

① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
（　義務付けられている　・　**義務付けられていない**　）
② 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
③ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
④ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
⑤ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4．　産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。
産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

	種類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離（km）	処分費（税抜、円）	単位
例	コンクリート（無筋）	（株）○○○○（中間処分）		徳島市万代町○○ 徳島市万代町○○	10	1,000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5．　建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「　3　章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

6．　有価材の処理

① 有価材　（　グレーチング　・　　・　　）
② 古物商で適切に処理すること。

7．　他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

8．　技能士の適用

① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	○ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業　　・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	○ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章　　仮設工事

1．　敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2．　ベンチマーク

設計GLの設定は、BM（TP+0.849 ）を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。

3．　監督員事務所

① 監督員事務所は（　　設ける　（面積　　○　　m2程度）　・　**設けない**　）
② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
1）机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
2）ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
3）請負加入電話の子機
4）衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
5）ファクシミリ他
6）インターネット回線（光回線、Wi-Fi等）

4．　工事用用水、電力等

① 既存電力利用（　出来る　・　**出来ない**　）、電力料金（　**有償**　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。
② 既存用水利用（　出来る　・　**出来ない**　）、用水料金（　**有償**　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

5．　工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、（　　図示の場所に　・　**用意していないので業者にて**　）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
② 借地借家料　　円

	鳴門市文化会館２期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	特記仕様書(4) S=Non	図番	A-007

3章　土工事

1.　根切り
① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2.　排水
工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3.　埋め戻し及び盛土
① 使用土は（　A種　・　B種　・　C種　・　D種　）とし、機器により締め固める。
② 本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。
なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。
・利用目的　：　盛土（埋め戻し）
・工事名　：
・場所　：
③ 本工事は、次に掲げる場所に仮置している建設発生土を使用すること。
・利用目的　：　盛土（埋め戻し）
・場所　：
④ 建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。
ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
1）公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
2）購入土（切込砕石、砂、真砂土等）である場合
⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
⑥ 六価クロム溶出試験を（　行う　・　行わない　）。
・行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。
・六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）について「六価クロム溶出試験実施要領（案）」（H13.5.11建設第166号一部変更）により実施する。
・土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

4.　地均し
① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

5.　建設発生土の処理
① 場内敷き均しとする。（計画地南側の隣接工区に敷き均しをすること。）
② 場外搬出適正処分とする。
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。
ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
③ 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

4章　地業工事

1.　砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等
① 材料は、市場品とする。
② 砂利及び砂地業
・使用材料は、下表のとおりとする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲(最大粒径)
再生クラッシャラン	図示	図示	30～40

・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。
③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
④ 捨コンクリートは、無筋コンクリートとし、使用部位は　図示のとおりであり　、厚さは　図示　とする。

5章　コンクリート工事

1.　一般事項
① コンクリートの類別
・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（Ⅰ類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート）
② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	(軽量) 種類	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所
普通	18	18	18	有	Ⅰ類	2.3	階段、ベンチ、バリカ基礎
普通	24	24	18	有	Ⅰ類	2.3	集水桝

③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正値（S）を加えた値とする。
なお、構造体強度補正値（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
・第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
・単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
・単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
・単位水量を含む調合条件は、標仕による。
・単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。

計画調合書の設計値との比較値	施工方法
±15kg/m³以内	そのまま施工
±15～±20kg/m³の間	水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。
±20kg/m³を超える	生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m³以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。

※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。
・単位水量管理についての記録は書面（計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等）と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。

2.　コンクリートの仕上がり
① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は（　A　・　B　・　C　）種とする。
③ コンクリートの仕上がりの平たんさの種別は（　a　・　b　・　c　）種とする。

3.　コンクリートの材料及び調合
① セメントの種類は、（　普通ポルトランドセメント　・　普通エコセメント　・　高炉セメントB種　・　フライアッシュセメントB種　）とする。
・高炉セメントB種適用箇所（　　）
・フライアッシュセメントB種適用箇所（　　）
② 骨材は、標仕6.3.1（2）による。
③ 細骨材としてフエロニッケルスラグ使用（　できる　・　できない　）。
④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
⑥ 試練りは（　行う　・　行わない　）。
⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
⑧ JIS A 5308 附属書JAに規定する、砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分をA以外とする場合は、区分B（標仕6.3.1（2）（イ）（a）から（c）までのいずれかによりアルカリシリカ反応抑制対策を行ったものに限る。）とする。
⑨ 混和材料を使用（　できる　・　できない　）。
・使用する場合の種類等は標仕6.3.1（4）、6.3.2（イ）（f）によることとし、監督員の承諾を受けること。

4.　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地
① 打継ぎの位置
・梁及びスラブ（　スパンの中央又は端から1/4付近　・　図示による　）
・柱及び壁（　スラブ、梁又は基礎の上端　・　図示による　）
② コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)（ア）による
③ ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法（　図示による　・　　）

5.　レディミクストコンクリート工場の指定
工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

6.　型枠
① 型枠は、（　県産木製型枠　・　合板　・　金属製　・　樹脂系　・　打込み型枠　・　ブロック　）とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	―	なし			
標仕6.8.2（2）(ア)	A種	なし		12	階段、ベンチ
標仕6.8.2（2）(イ)	B種	なし			
標仕6.8.2（2）(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2（2）(イ)	普通型枠	なし		12	バリカ基礎、集水桝

② スリーブの材種、規格等（　　）
③ 外部に面するコンクリートの打ち増し厚さは（　　）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとするまた脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

7.　寒中コンクリート
① 適用（　する　・　しない　）。
② 適用期間：
③ 強度管理の材齢は、（　　）日とする。
④ 初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm2に達するまでとする。

8.　無筋コンクリート
① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。
・捨コンクリート
・補強筋を必要としないコンクリート
② 設計基準強度（　18　）N/mm2 、スランプ（　18　）cm
③ 適用箇所：石積み、サイン基礎、集水桝、階段

	鳴門市文化会館２期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	特記仕様書(5) S=Non	図番	A-008

6章　石工事

1.　花こう岩類の石張り

種類	等級	産地名称	形状・寸法	表面仕上げの種類	金物等の種類形状・寸法	施工箇所
御影石	−	−	延長:図示、厚さ:t60	JB	−	ベンチ

7章　金属工事

1.　手すり及びタラップ

材種	表面処理	直径	取付箇所
St	HDZ+りん酸処理	図示	図示

③　亜鉛めっきの試験は(　　行う　・　行わない　)。
試験方法(　　)

8章　左官工事

1.　一般事項
①　下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。
②　コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

2.　モルタル塗り
①　モルタルは(　現場調合材料　・　既調合材料　)。現場調合材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。
②　下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
スロープ部	金コテ仕上げ	−	無	

③　防水剤の製造所:　評価名簿による。
④　目地の位置及び寸法は、図示による。
⑤　防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
⑥　総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。
⑦　外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験は、(　　行う　・　行わない　)

9章　塗装工事

1.　一般事項
①　防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
②　塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③　ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2.　耐候性塗料(フッ素)

区分	種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考
溶融亜鉛メッキ面		A種		1級	

木部			

10章　ユニット及びその他工事

1.　手すり及びタラップ

	取付箇所	材種	形状、寸法	表面の処理	備考
①	スロープ部	ステンレス	φ38	HL	LED手摺り

②　手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。

2.　階段滑り止め
①　材種(　　ステンレス　　)、形状(　　L字型　　)、幅(　　40　　)
②　取付け方法は(　　埋込み工法　・　接着工法　)とする。

11章　排水工事

1.　側塊、排水桝等
①　側塊の形状及び寸法:　図示
②　排水桝、ふたの種類等:　図示
③　グレーチング(下表は参考の仕様であり、現地確認の上で工事受注者側で仕様を決定すること。)

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	ボルト固定の有無	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考
ステンレス	外構側溝用	T−14	細目	有	−	ノンスリップ	ピンヒールが落ちないもの
スチール	正面入口(グレーチング復旧)	T−25	細目	有	−	ノンスリップ	ピンヒールが落ちないもの

製造所:　評価名簿による。
④　鋳鉄製マンホールふた

名称	種類	適用荷重	備考

製造所:　評価名簿による。

⑤　地業は(　　砂地業　・　砂利地業　)とし、材料は(　　RC−30　　)。
⑥　現場打ちコンクリートの種類は(　　普通　　)、設計基準強度は(　　24　　)N/mm2 、スランプ(　　18　　)cm
⑦　現場打ちの鉄筋の種類の記号等は(　　SD295A　　)
⑧　凍上抑制層に用いる材料は(　　)。砂の粒度試験は、(　　行う　・　行わない　)。
⑨　埋め戻し材料:(　A　・　B　・　C　・　D　)種とする。

④　現場打ちの鉄筋の種類の記号等は(　　)
⑤　凍上抑制層に用いる材料は(　　)。砂の粒度試験は、(　　行う　・　行わない　)。
2.　その他
排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。

12章　舗装工事

1.　路床
①　現場CBR試験を(　　行う　・　行わない　)。

2.　路盤
①　路盤材料(　　図示　　)、厚さ(　　図示　　)mm
②　路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

3.　ブロック系舗装
①

区分	部位	クッション材 種類	クッション材 厚さ	目地材	種類	形状、寸法、厚さ	曲げ強度	表面加工	備考
インターロッキングブロック舗装	図示	砂	20	目地砂		100×200×80			

②　舗装の仕上がり面は、歩行に支障となる段差がないものとする。

4.　視覚障がい者誘導ブロック
①

施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ	色彩

②　ブロックパターンはJIS T 9251による。
③　設置位置:図示

5.　排水の処理
舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

13章　植栽工事

1.　一般事項
①　土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験は(　　行う　・　行わない　)。
②　土壌の電気伝導度(EC)等の試験は(　　行う　・　行わない　)。

2.　植栽基盤
①　植栽基盤整備工法は(　　A　・　B　・　C　・　D　)種とする。
②　土壌改良材は(　適用する　・　適用しない　)。
材料(　　)、使用量(　　)
③　有効土層の面積及び厚さは図示による。

3.　植樹
①　樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものは図示による。
②　植え込み用土は(　　現場発生土　・　客土　)とする。客土は(　畑土　　)とする。
③　支柱丸太及び添え木丸太は、加圧式防腐処理丸太材(ACQ処理)とする。
④　支柱の形式は(　添え柱形　・　鳥居形　・　八ツ掛け形　・　布掛け形　・　ワイヤ掛け形　・　地下埋設形　)とする。
⑤　幹巻き用材料は、(　　幹巻き用テープ　・　わら及びこも　)とする。
⑥　新植樹木の枯補償期間は、引渡の日から(1　　年)とする。

14章　給水設備

1.　配管材料等
①　ビニル管の接合方法は　(　接着接合　・　ゴム輪接合(直管以外の離手部には離脱防止金具取付とする)　)　とする。
②　ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は　(　メカニカル接合　・　電気融着接合　)　とし、75A以上は電気融着接合とする。
③　特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
④　水道直結配管の引込みは水道事業者の指定による。

2.　水栓
屋外の水栓は(　　キー式ハンドル　・　図示　)による。

工事区分表

項目	外構工事(本工事)	電気工事(別途工事)	外構工事(別途工事)	その他
梁、壁、床スリーブ入れ				
同上穴埋補修				
スリーブ開口補強(鉄筋)				
同上(リンプレン等)				
床、天井点検口				
設備躯体天井開口墨出				
同上切込み及び開口補強				
屋内(GLまで)				
給排気ガラリ取り付け				
舗装の撤去・復旧	○		○	工事範囲は図面参照
埋設管敷設箇所の土工事(舗装撤去・復旧は除く)		○		
ＬＥＤ手摺りの設置	○			
ＬＥＤ手摺りの配線		○		

	鳴門市文化会館２期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	特記仕様書(6) S=Non	図番	A-009

別途工事　本工事　　本工事　別途工事

凡例
- :既設タイル撤去(t=18mm)　A=1515m²
- :既設インターロッキング撤去(t=60mm)　A=1033m²
- :土　A=121m²

鳴門市中央保育所
鳴門市健康福祉交流センター
鳴門市ファミリー・サポート・センター
鳴門市文化会館
倉庫
駐輪場
BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

鳴門市文化会館2期外構工事

四国建設コンサルタント㈱
徳島市応神町応神産業団地3番地1
TEL (088)683-3393
FAX (088)683-3563
鴨井　崇
一級建築士登録 第345932号

配置図(着手前)
A2　S=1:500
図番　A-010

BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

凡例

:既設境界壁撤去　V=2.7m³

○躯体手摺撤去:L=50.6m

○石撤去　※Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む
W 1.4,D 1.7,H 0.7
W 0.2,D 0.2,H 0.7
W 0.8,D 1.0,H 1.1
W 0.3,D 0.4,H 0.6
W 1.8,D 1.4,H 0.9

○既設水路撤去
既設水路:L=8.6m
既設水路:L=8.7m
○既設桝撤去　N=2基
○グレーチング撤去 L= 8.5m
グレーチング撤去 L= 8.7m
グレーチング撤去 L=21.4m
マス蓋撤去(N=1枚) 3箇所
○バリカ撤去:N=13基(基礎含む)

○既設ベンチ撤去 A=18.3m2,H0.2m×2基
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去 B0.52m,D0.7m,H0.32m×8基

○時計塔(基礎)撤去 A=12.1m2、H1.0m

○ゆとり宣言都市撤去
管撤去(φ191mm) L=1.2m,1.8m2.0m,2.2m
L=1.6m×2本,L=1.4m×2本
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去　W2.05m,D0.35m,H0.65m

○ザルツ・ザウ像移設

凡例

:撤去範囲

:伐採抜根
幹周 16.7cm　N=1本
幹周 19.9cm　N=1本
幹周 21.1cm　N=1本
幹周 23.4cm　N=1本
幹周 41.9cm　N=1本

鳴門市ファミリー・サポート・センター
鳴門市健康福祉交流センター
鳴門市文化会館
倉庫
倉庫
蓄熱タンク
駐輪場
As
As

○石撤去
W 1.4m
D 1.7m
H 0.7m(Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む)

○伐採抜根 幹周 19.9cm N=1本
○伐採抜根 幹周 21.1cm N=1本
○伐採抜根 幹周 16.7cm N=1本
○伐採抜根 幹周 23.4cm N=1本
○伐採抜根 幹周 41.9cm N=1本

○躯体手摺撤去 L=3.7m
○既設桝撤去 N=1基
○既設バリカ撤去 n=13本
○既設落下防止壁撤去 L=3.1m
○躯体手摺撤去 L=16.5m
既設水路撤去 L=8.7m グレーチング撤去
L=21.4m グレーチング撤去
○ゆとり宣言都市撤去
既設水路撤去 L=8.5m グレーチング撤去
○躯体手摺撤去 L=13.2m
○躯体手摺撤去 L=17.2m
○既設桝撤去 N=1基
既設境界壁撤去　V=2.7m³
○既設ベンチ撤去

○石撤去
W 1.8m
D 1.4m
H 0.9m(Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む)

○石撤去
W 0.3m
D 0.4m
H 0.6m(Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む)

○石撤去
W 0.8m
D 1.0m
H 1.1m(Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む)

○石撤去
W 0.2m
D 0.2m
H 0.7m(Hは根入れ基礎0.5m(想定)を含む)

▽GL+0.16
▽GL+0.20
▽GL+0.21
▽GL+1.81
▽GL+1.91
▽GL+1.86
▽GL+1.89
▽GL+1.88
▽GL+1.84

○時計塔(基礎)撤去
○ザルツ・ザウ像(移設)

別途工事
本工事
本工事
別途工事

鳴門市文化会館2期外構工事

四国建設コンサルタント㈱
徳島市応神町応神産業団地3番地1
TEL (088)683-3393
FAX (088)683-3563

鴨井　崇
一級建築士登録 第345932号

外構撤去図(1)
A2　S=1:500

図番　A-011

凡例 :既存コンクリート撤去

別途工事
本工事

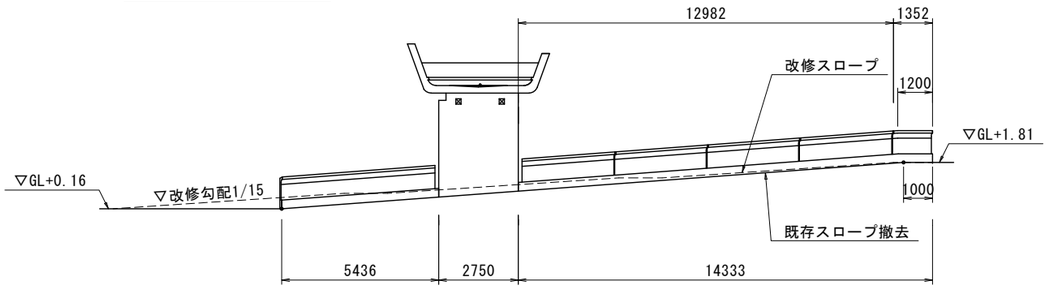
▽GL+0.16
既存勾配 撤去
1 4 1'
既設手摺撤去 L=3.7m
既設手摺支柱撤去 2本
既設手摺基礎撤去 L=3.7m
5
既存勾配 撤去
既設手摺撤去 L=16.5m
既設手摺支柱撤去 8本
既設手摺基礎撤去 L=16.5m
▽GL+1.81
1 1'
既設落下防止壁撤去 L=3.1m
▽GL+1.91
▽GL+0.20
2 2'
▽GL+0.16
▽GL+0.20
▽GL+0.21
既設手摺撤去 L=13.2m
既設手摺支柱撤去 6本
既設手摺基礎撤去 L=13.2m
既設手摺撤去 L=17.3m
既設手摺支柱撤去 9本
既設手摺基礎撤去 L=17.3m
3 3'
4
5
▽GL+1.81
既存勾配 撤去
既存勾配 撤去

本工事
別途工事

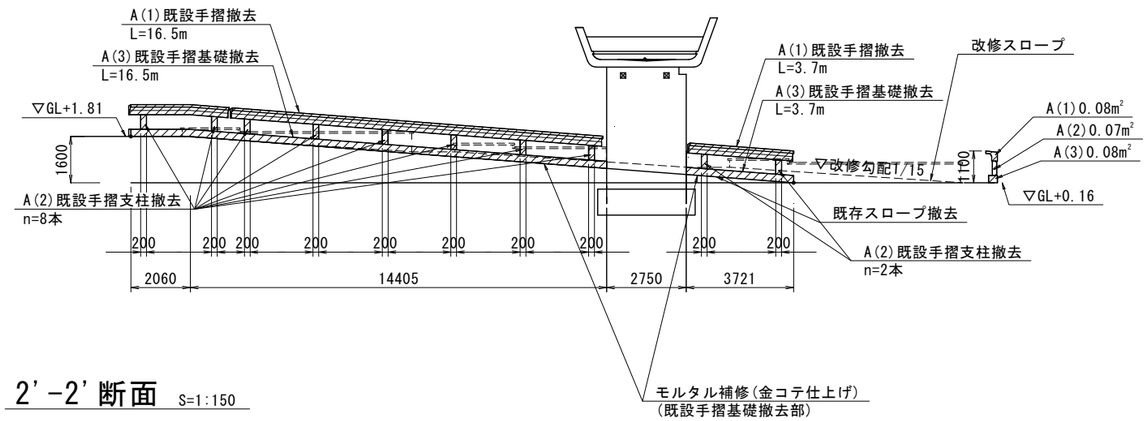
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構撤去図(2) A2 S=1:150	図番	A-012

凡例 ▨ :既存コンクリート撤去

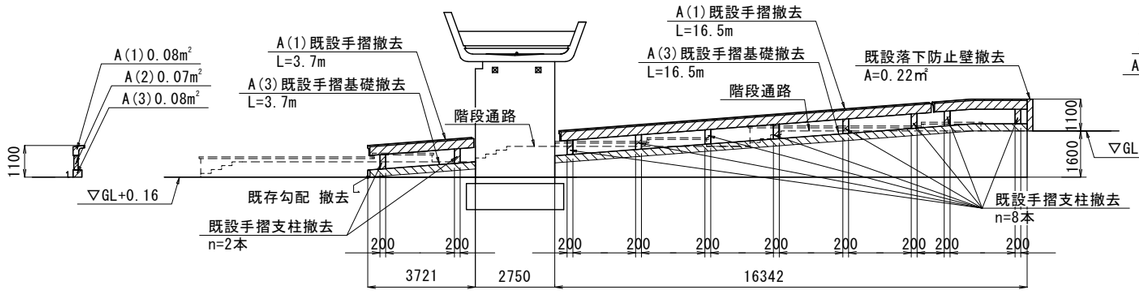
1-1断面 S=1:150



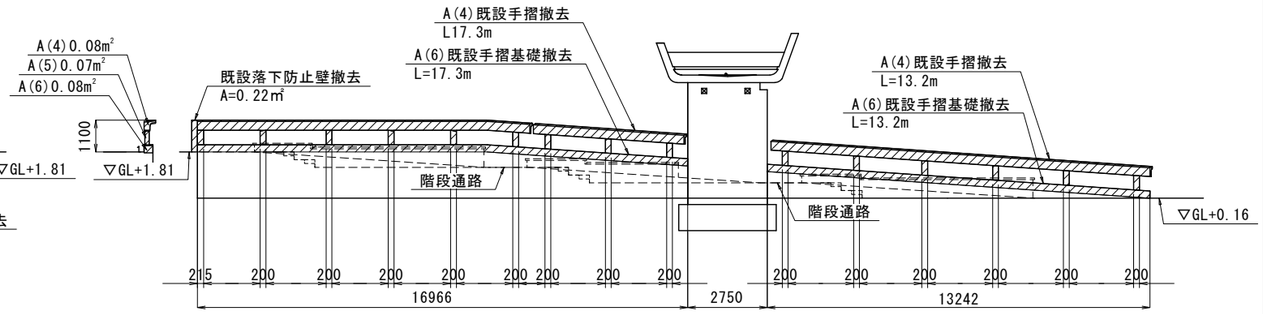
1'-1'断面 S=1:150



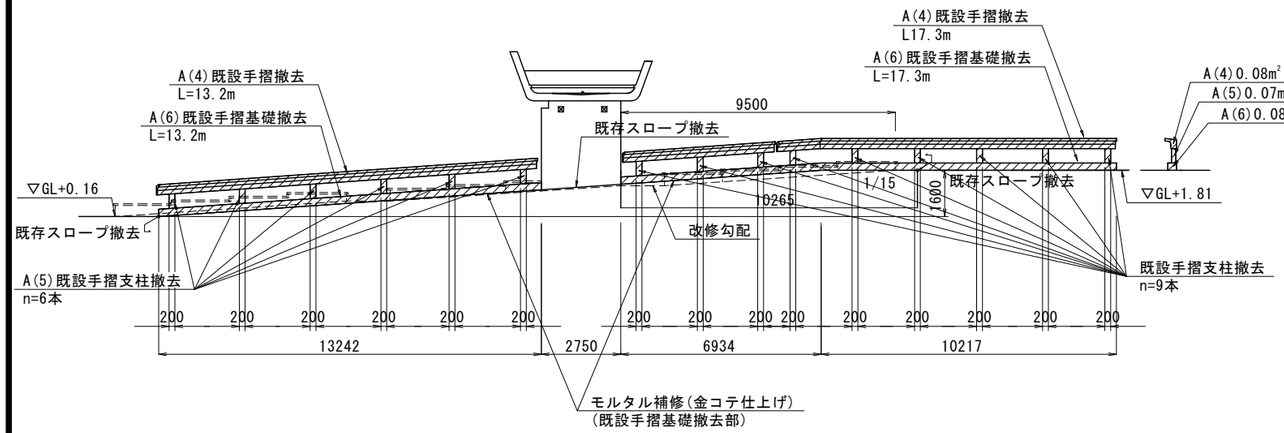
2-2断面 S=1:150



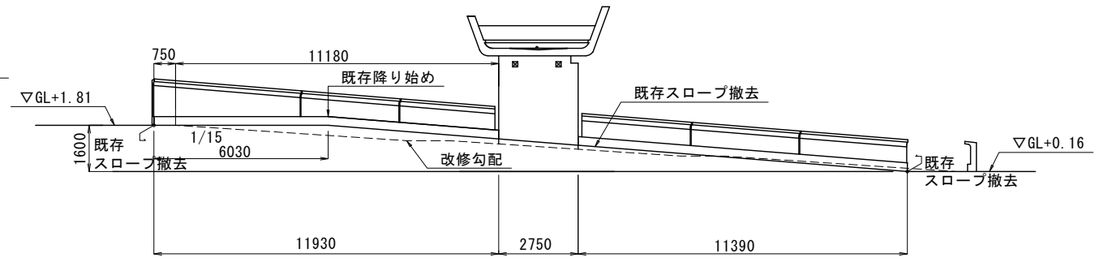
2'-2'断面 S=1:150



3-3断面 S=1:150



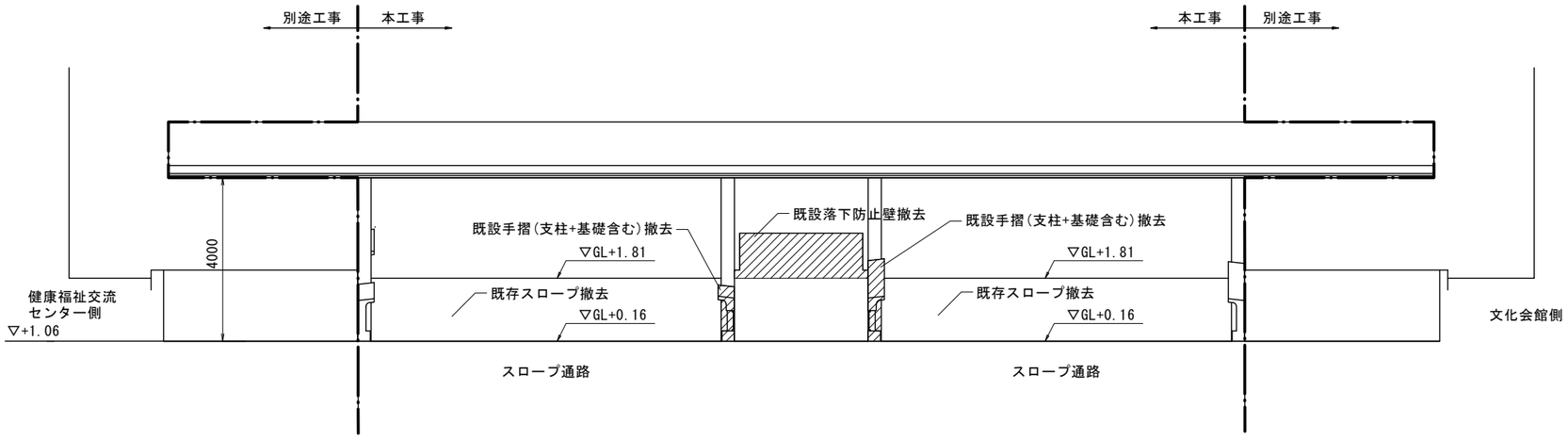
3'-3' 断面 S=1:150



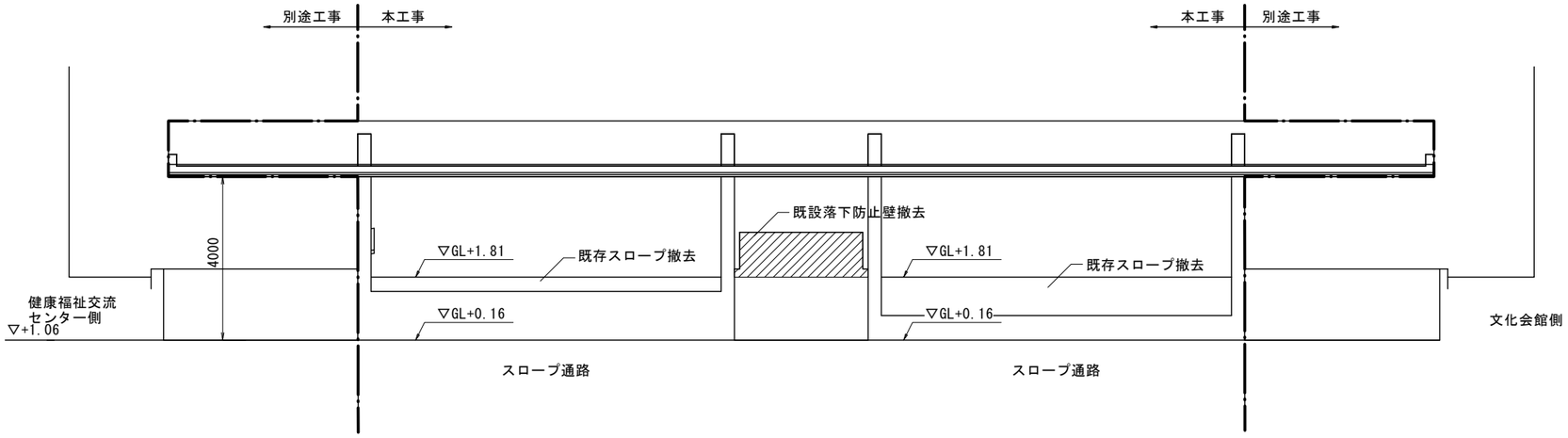
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構撤去図(3) A2 S=1:150	図番 A-013

凡例 :既存コンクリート撤去

4-4断面 S=1:100



5-5断面 S=1:100



	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構撤去図(4) A2 S=1:100	図番 A-014

凡例

：インターロッキング舗装(t=80mm)　A=2733m²

別途工事　本工事　　本工事　別途工事

文化会館2期外構工事
（本工事）

既存倉庫

倉庫

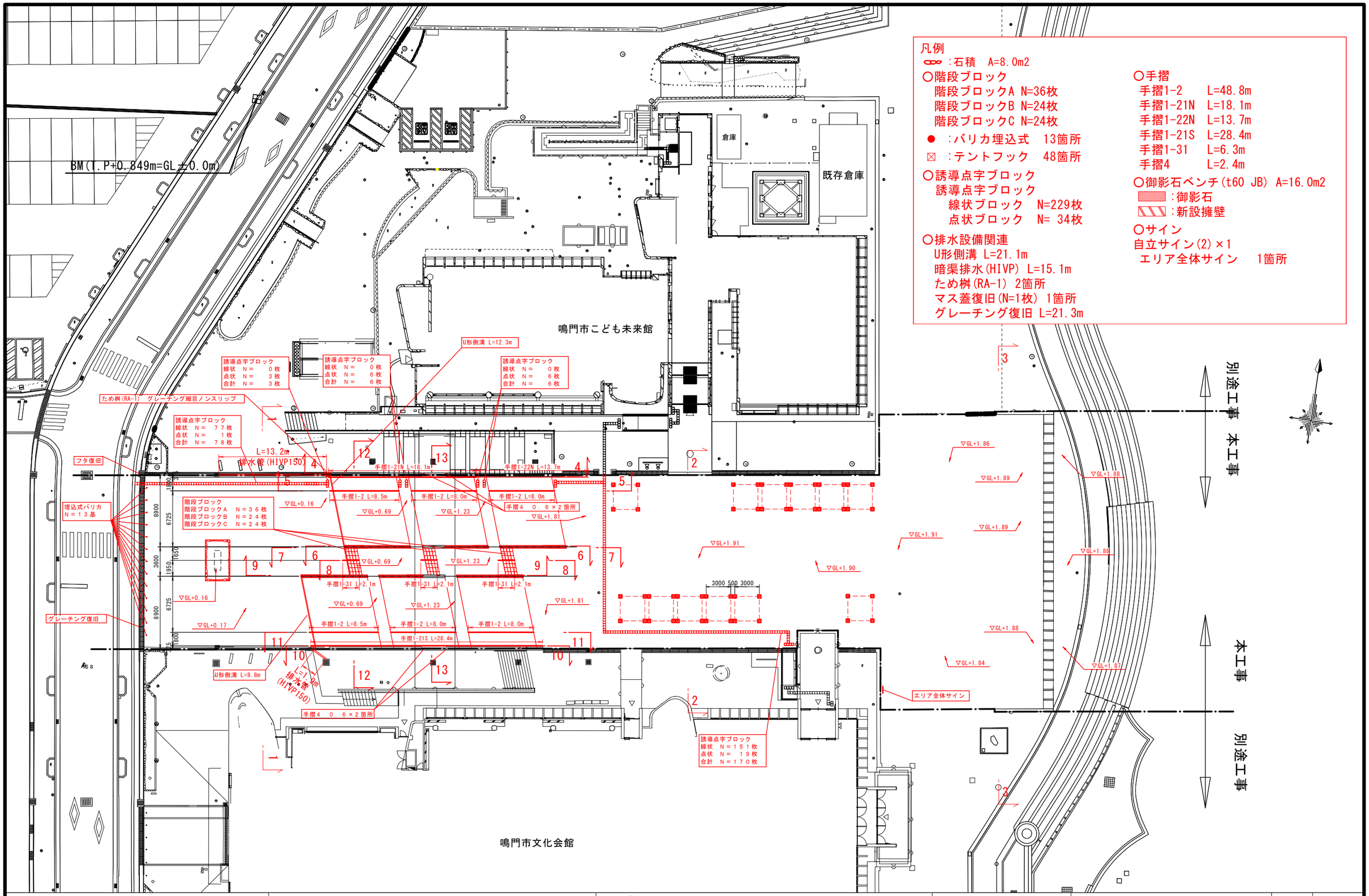
鳴門市中央保育所

鳴門市こども未来館

鳴門市文化会館

BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	配置図(完了後) A2　S=1:500	図番	A-015



凡例

:石積 A=8.0m2

○階段ブロック
- 階段ブロックA N=36枚
- 階段ブロックB N=24枚
- 階段ブロックC N=24枚
- ● :バリカ埋込式 13箇所
- ☒ :テントフック 48箇所

○誘導点字ブロック
- 誘導点字ブロック
  - 線状ブロック N=229枚
  - 点状ブロック N= 34枚

○排水設備関連
- U形側溝 L=21.1m
- 暗渠排水(HIVP) L=15.1m
- ため桝(RA-1) 2箇所
- マス蓋復旧(N=1枚) 1箇所
- グレーチング復旧 L=21.3m

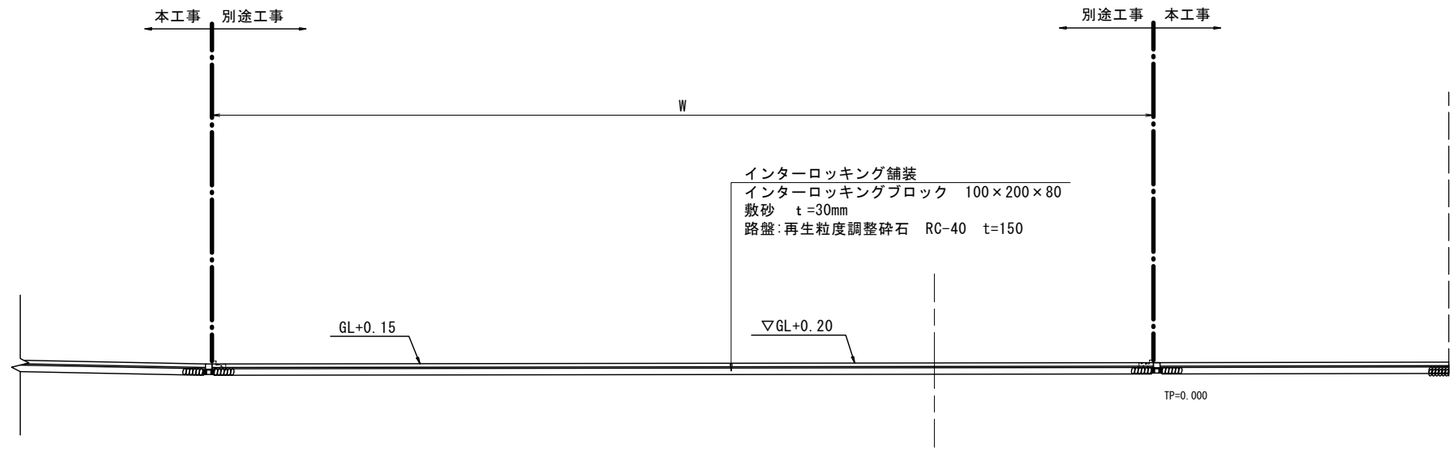
○手摺
- 手摺1-2 L=48.8m
- 手摺1-21N L=18.1m
- 手摺1-22N L=13.7m
- 手摺1-21S L=28.4m
- 手摺1-31 L=6.3m
- 手摺4 L=2.4m

○御影石ベンチ(t60 JB) A=16.0m2
- :御影石
- :新設擁壁

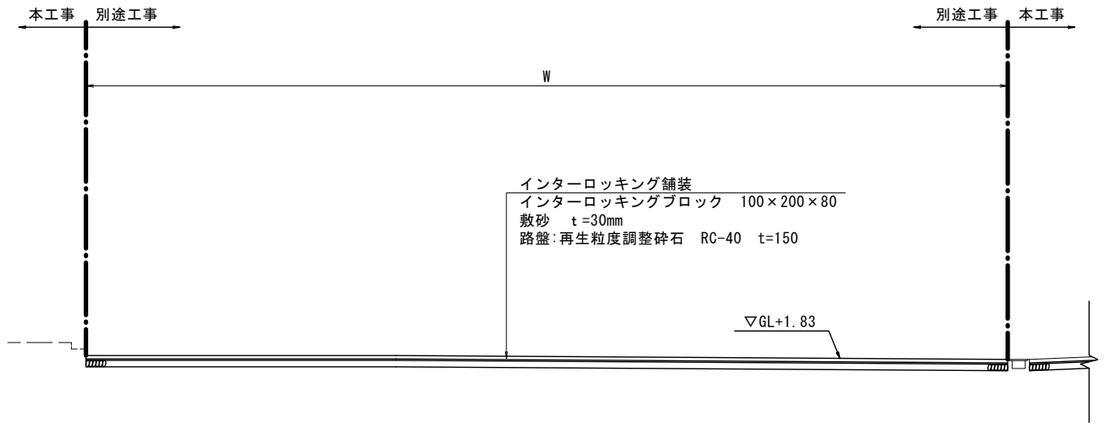
○サイン
- 自立サイン(2)×1
- エリア全体サイン 1箇所

鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構改修図 A2 S=1:300	図番	A-016

1-1断面 S=1:100



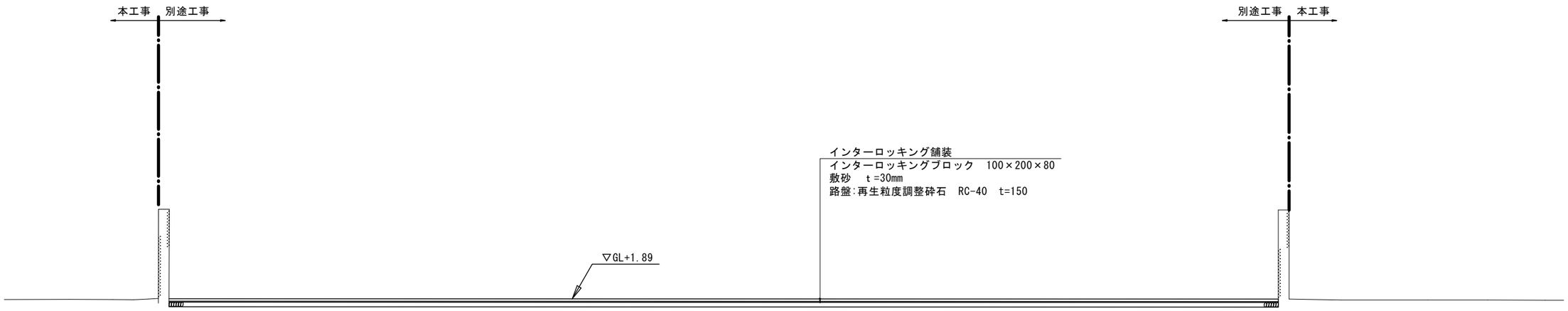
2-2断面 S=1:100



※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(1) A2　S=1:100	図番	A-017

3-3断面 S=1:100



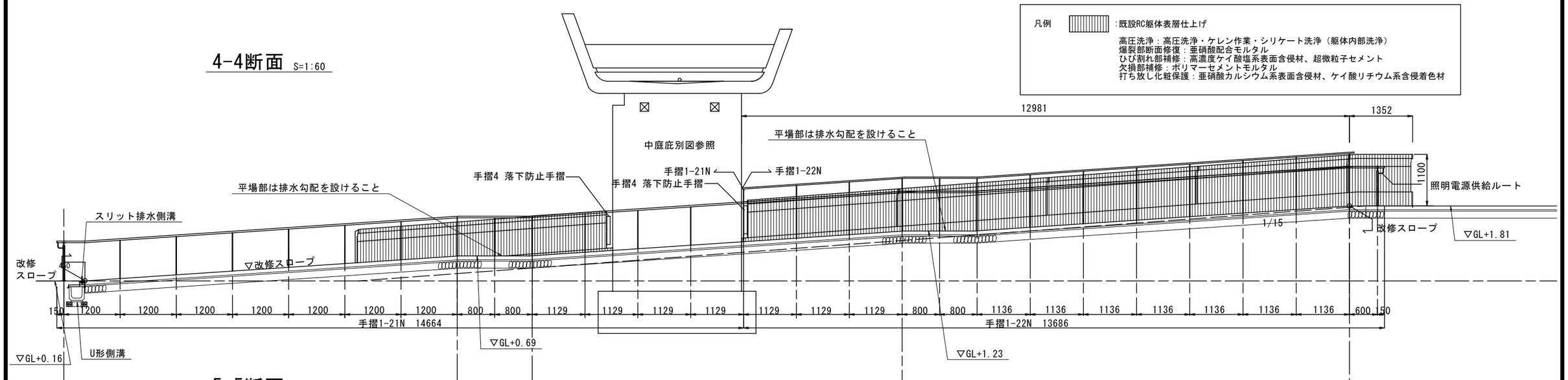
※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(2) A2　S=1:100	図番	A-018

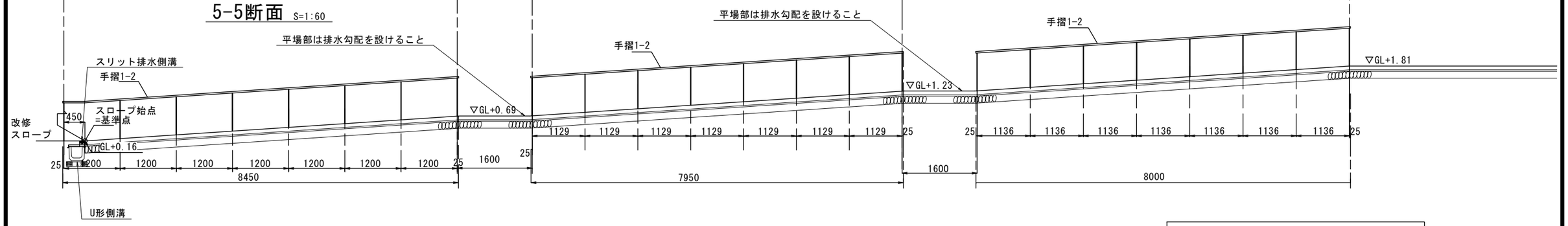
凡例 ：既設RC躯体表層仕上げ

高圧洗浄：高圧洗浄・ケレン作業・シリケート洗浄（躯体内部洗浄）
爆裂部断面修復：垂硝酸配合モルタル
ひび割れ部補修：高濃度ケイ酸塩系表面含侵材、超微粒子セメント
欠損部補修：ポリマーセメントモルタル
打ち放し化粧保護：垂硝酸カルシウム系表面含侵材、ケイ酸リチウム系含侵着色材

4-4断面 S=1:60

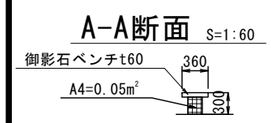


5-5断面 S=1:60

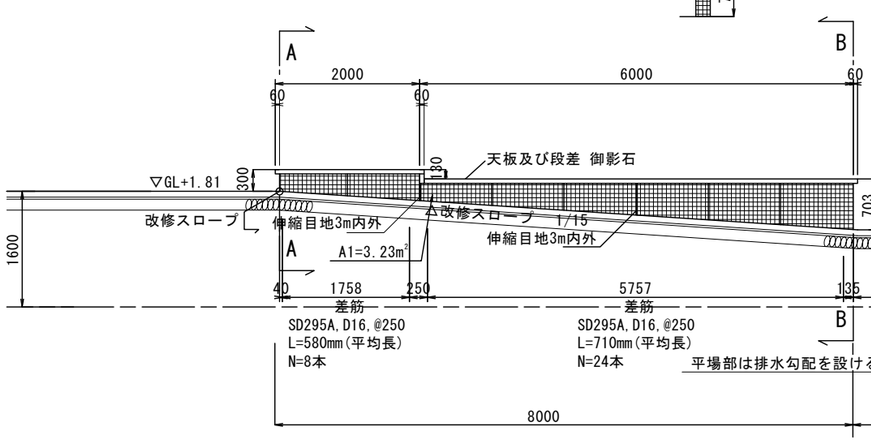


凡例 新設RC化粧打放し 撥水材塗布

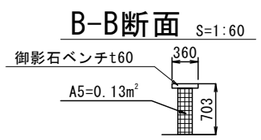
A-A断面 S=1:60



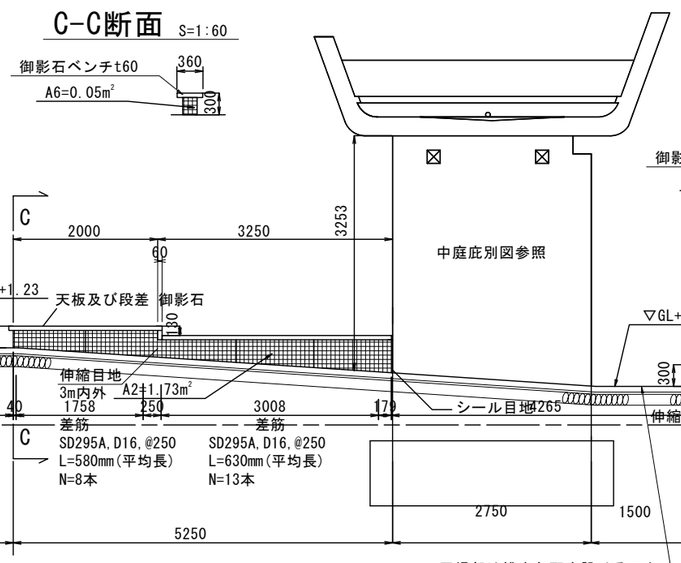
6-6断面 S=1:60



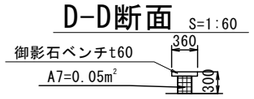
B-B断面 S=1:60



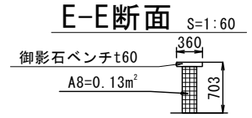
C-C断面 S=1:60

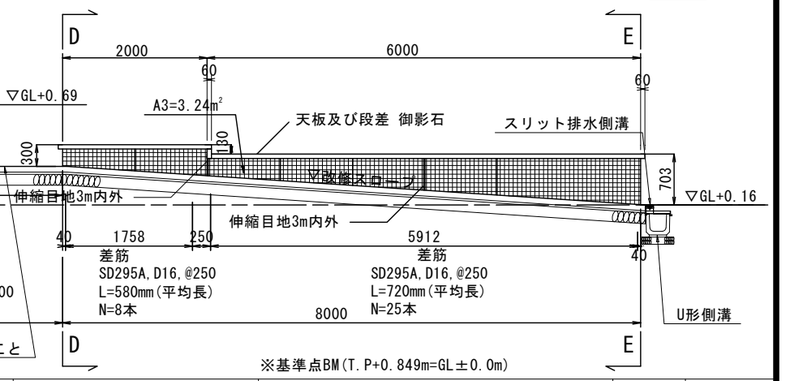


D-D断面 S=1:60



E-E断面 S=1:60

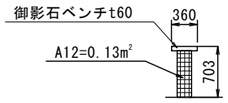




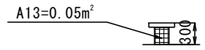
※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(3) A2 S=1:60	図番	A-019

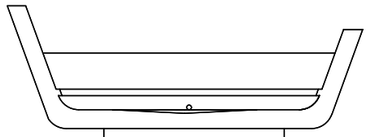
F-F断面 S=1:60



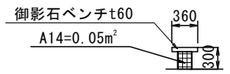
G-G断面 S=1:60



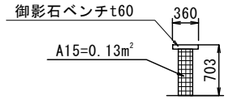
7-7断面 S=1:60



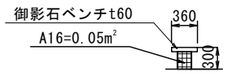
H-H断面 S=1:60



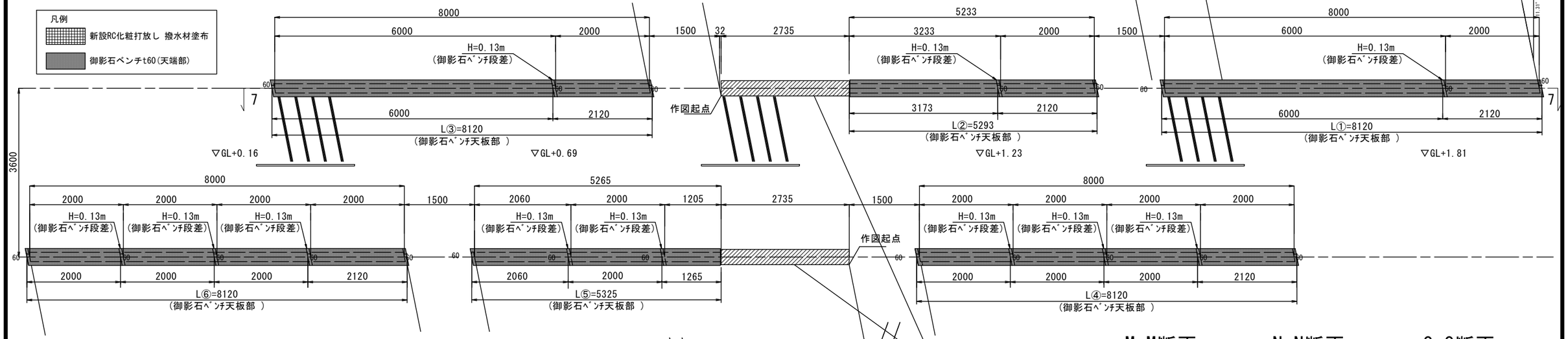
I-I断面 S=1:60



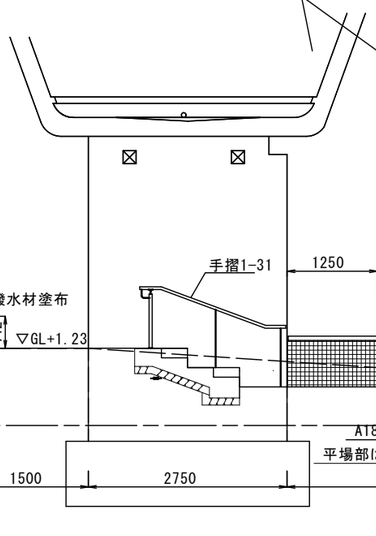
J-J断面 S=1:60



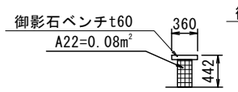
平面図 S=1:60



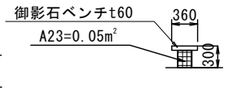
8-8断面 S=1:60



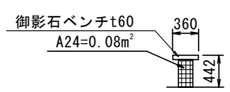
M-M断面 S=1:60



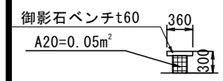
N-N断面 S=1:60



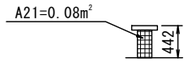
O-O断面 S=1:60



K-K断面 S=1:60



L-L断面 S=1:60



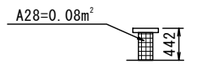
※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(4) A2 S=1:60	図番 A-020

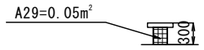
凡例

新設RC化粧打放し 撥水材塗布

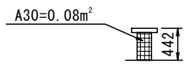
P-P断面 S=1:60



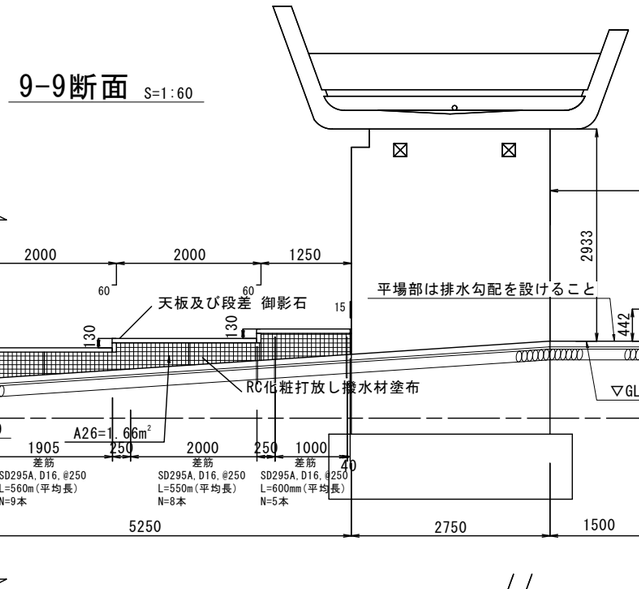
Q-Q断面 S=1:60



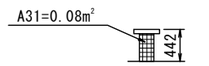
R-R断面 S=1:60



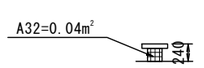
9-9断面 S=1:60



S-S断面 S=1:60



T-T断面 S=1:60



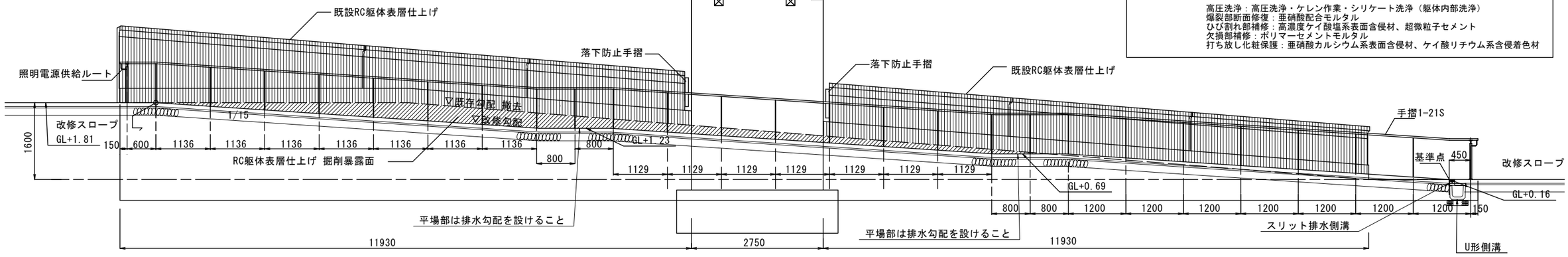
凡例

:既設RC躯体表層仕上げ

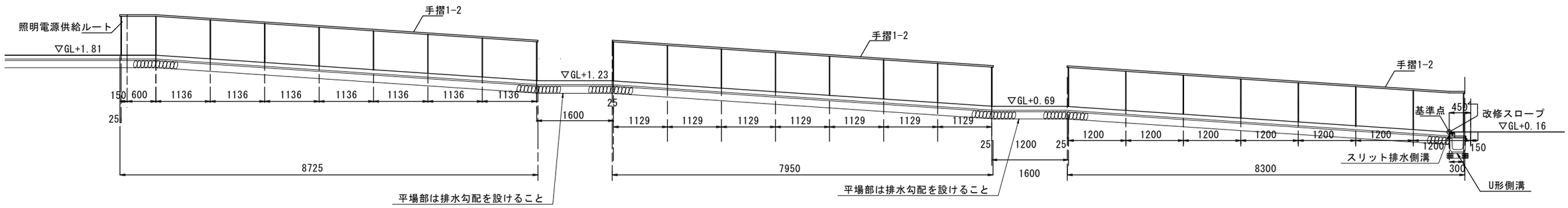
:既設RC躯体表層仕上げ(掘削暴露面) A=3.42m²

高圧洗浄：高圧洗浄・ケレン作業・シリケート洗浄（躯体内部洗浄）
爆裂部断面修復：亜硝酸配合モルタル
ひび割れ部補修：高濃度ケイ酸塩系表面含侵材、超微粒子セメント
欠損部補修：ポリマーセメントモルタル
打ち放し化粧保護：亜硝酸カルシウム系表面含侵材、ケイ酸リチウム系含侵着色材

10-10断面 S=1:60

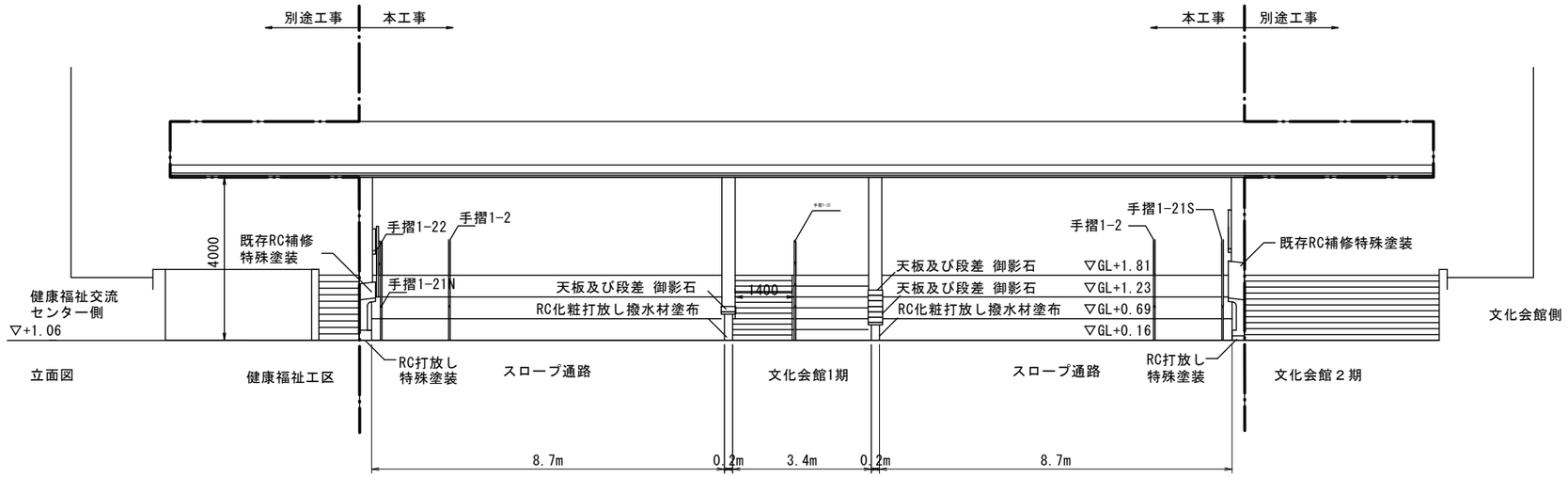


11-11断面 S=1:60

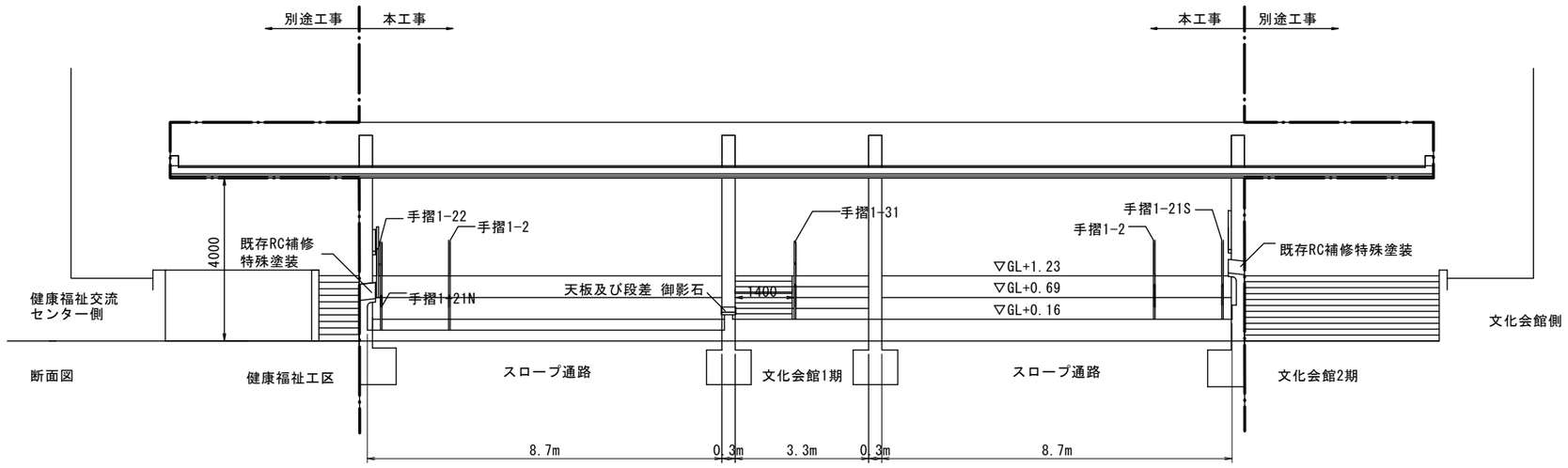


	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(5) A2　S=1:60	図番	A-021

12-12断面　S=1:100



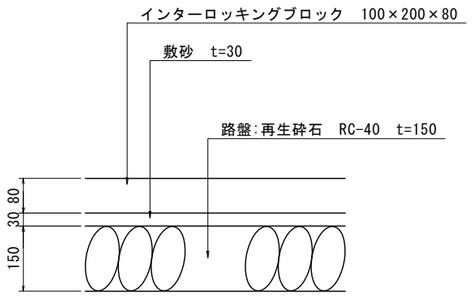
13-13断面　S=1:100



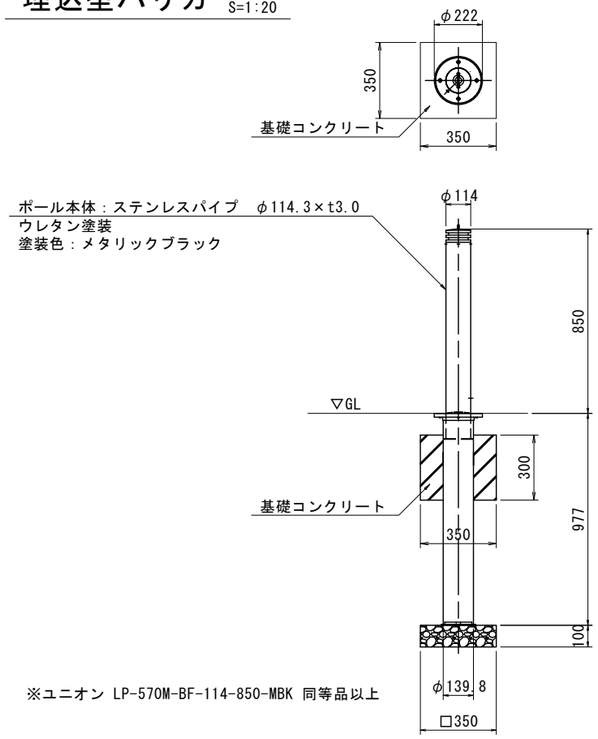
※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構断面図(6) A2　S=1:100	図番	A-022

インターロッキング舗装 S=1:10

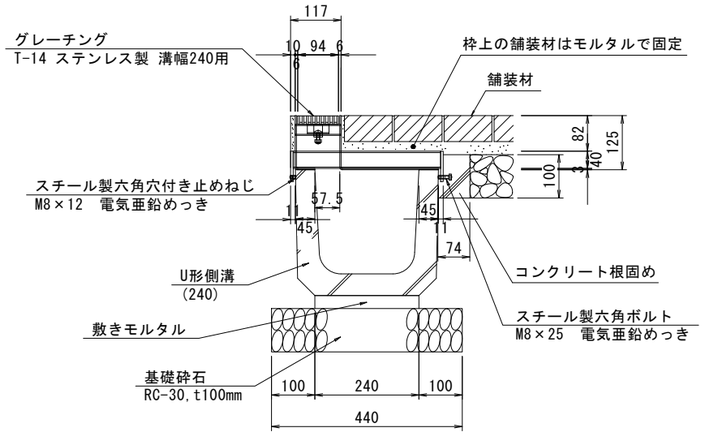


埋込型バリカ S=1:20



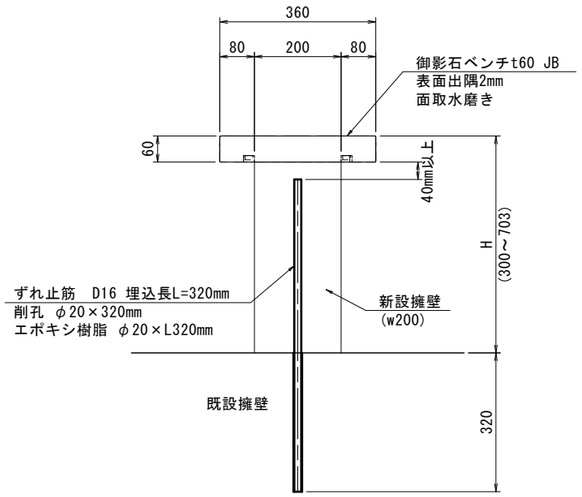
※ユニオン LP-570M-BF-114-850-MBK 同等品以上

U形側溝 S=1:10

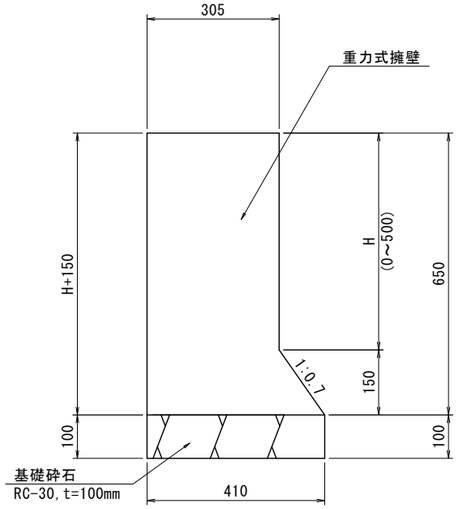


※U型側溝に車両は乗り上げないこと
※ピンヒールが落ちない製品を選定すること。
※化粧蓋箇所のインターロッキングはカット等
　により製品を加工して配置すること。
※U型側溝にボルト固定すること。

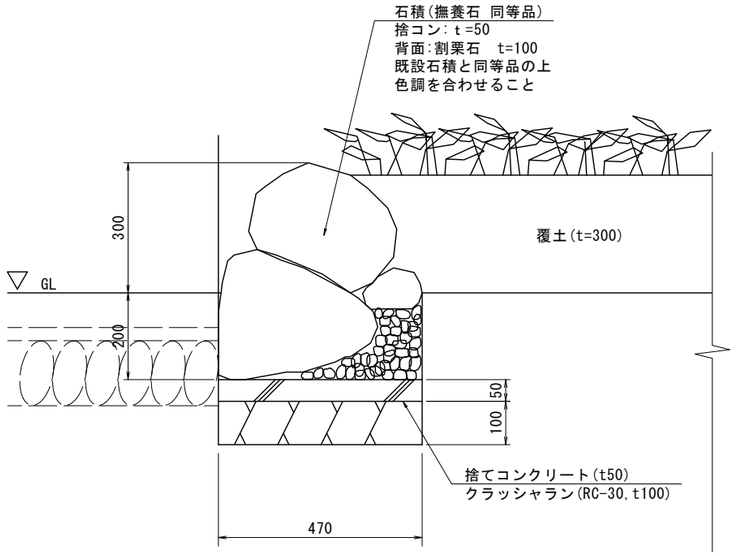
新設擁壁(w200) S=1:10



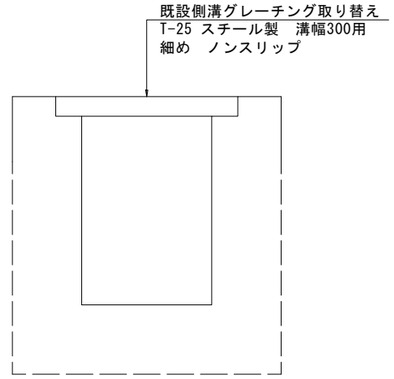
重力式擁壁 S=1:10



石積 S=1:10



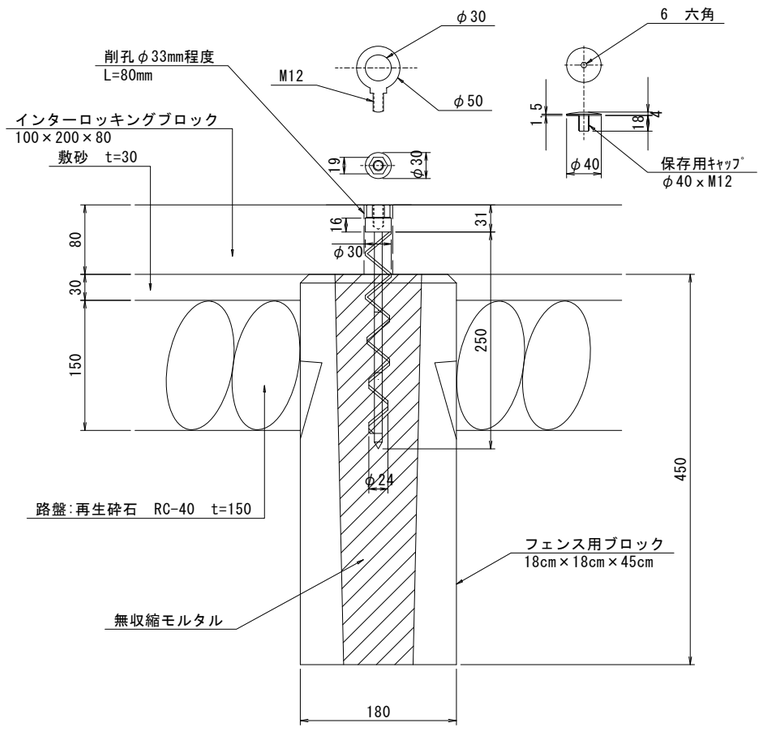
グレーチング S=1:10



※既設グレーチング寸法及び耐荷重を確認し
　製品を決定すること。
※ピンヒールが落ちない製品を選定すること。

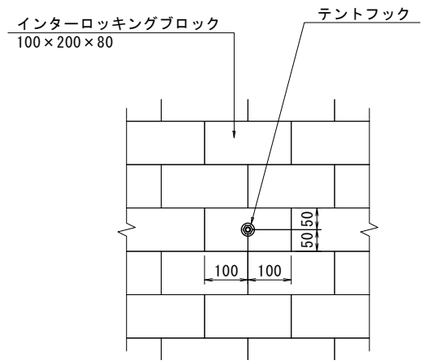
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇	外構構造図(1)	図番	A-023
			一級建築士登録 第345932号	A2　図示		

テントフック S=1:5



地面に挿入してからアイボルトを付けてエア遊具等を固定する
先にアイボルトを付けておくとインパクトレンチが使用できない

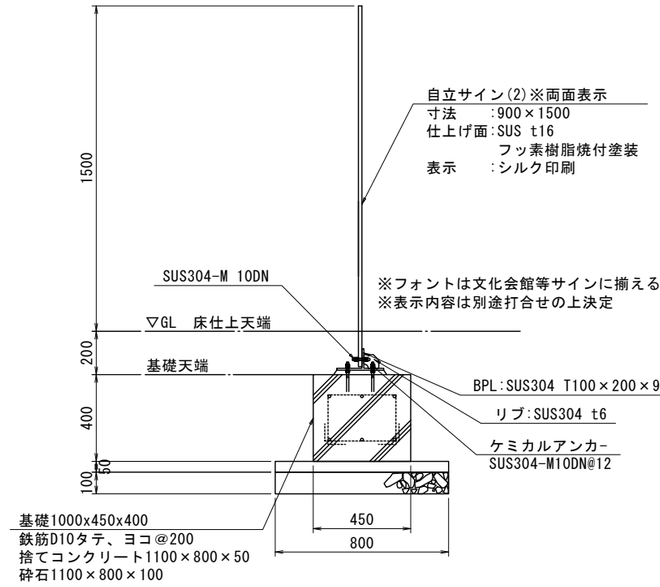
テントフック配置図 S=1:10

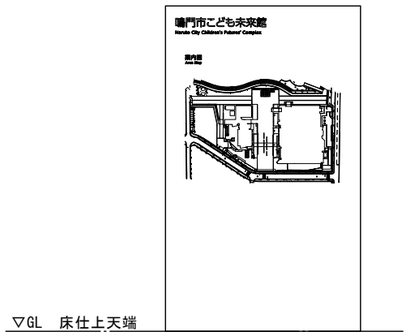


テントフックは、インターロッキングブロックの中心位置に
削孔のうえ設置すること
インターロッキングブロックの削孔径はφ33m程度とし、
削孔時はインターロッキングブロックが破損しないように
注意すること

自立サイン(2) S=1:20

・エリア全体サイン

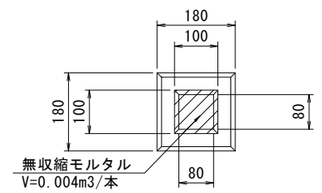




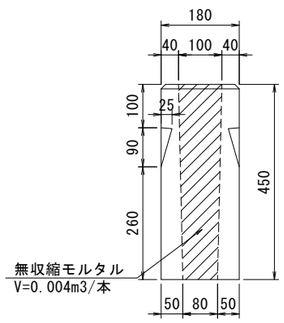
共通仕様
※指定色は１色
※フォントは文化会館等サインに揃える
※表示内容は別途打合せの上決定

フェンス基礎ブロック S=1:10
(テントフック基礎部)

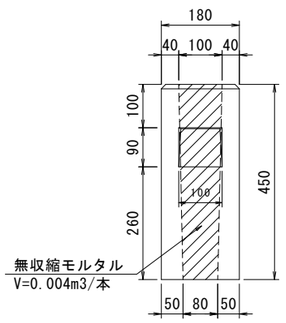
平面図



側面図



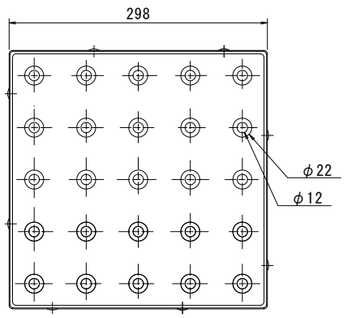
側面図

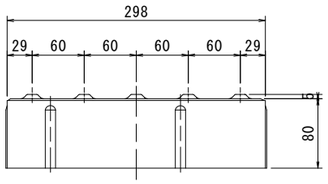


無収縮モルタル
V=0.004m3/本

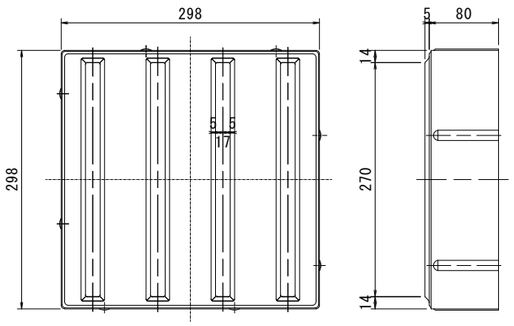
誘導点字ブロック S=1:5

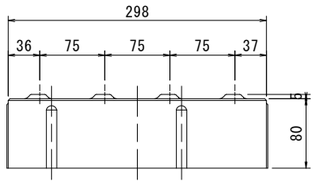
点状ブロック





線状ブロック

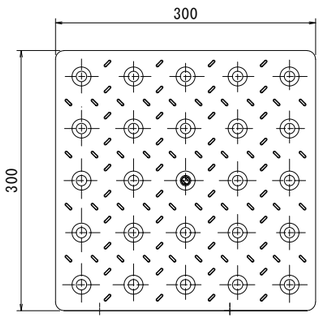


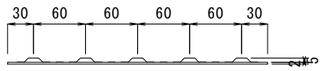


※誘導点字ブロックは、グレー色の製品を使用すること。

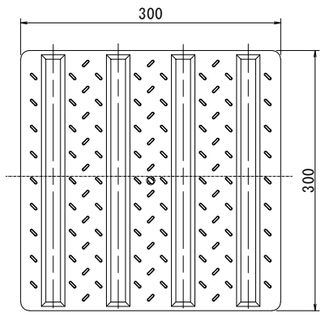
誘導点字シート貼付 S=1:5

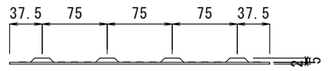
点状ブロック





線状ブロック



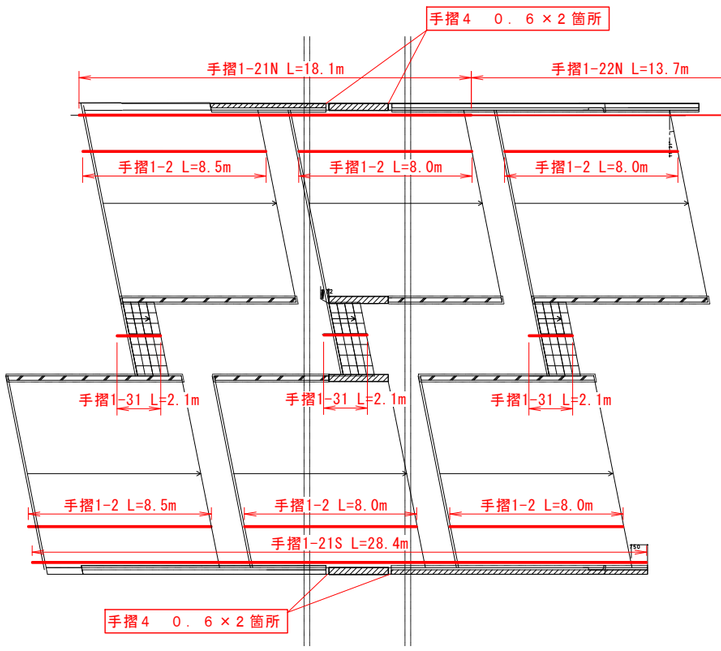


※誘導点字ブロックは、グレー色の製品を使用すること。

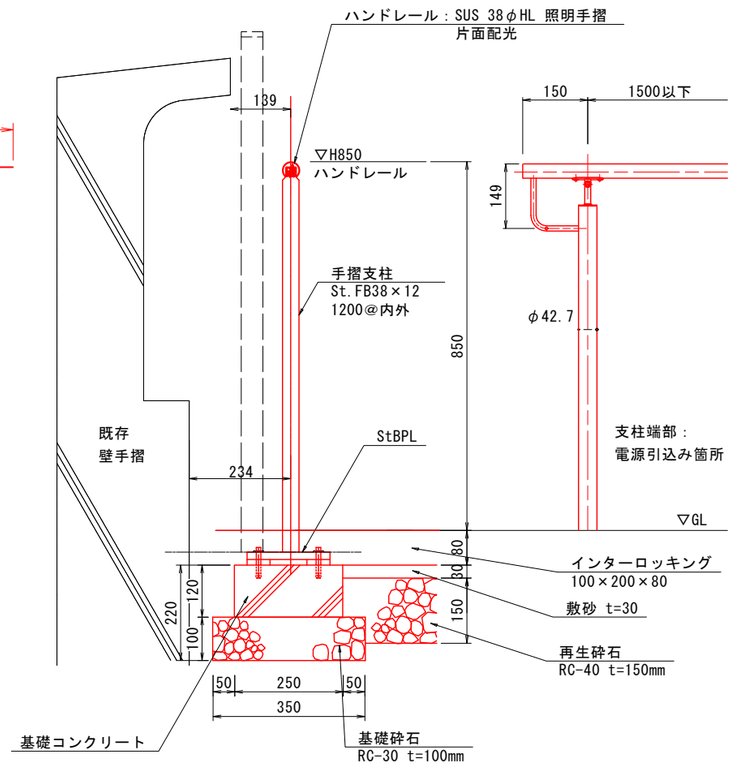
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構構造図(2) A2 図示	図番 A-024

手摺り　S=1:10

手摺位置図　S=1:200

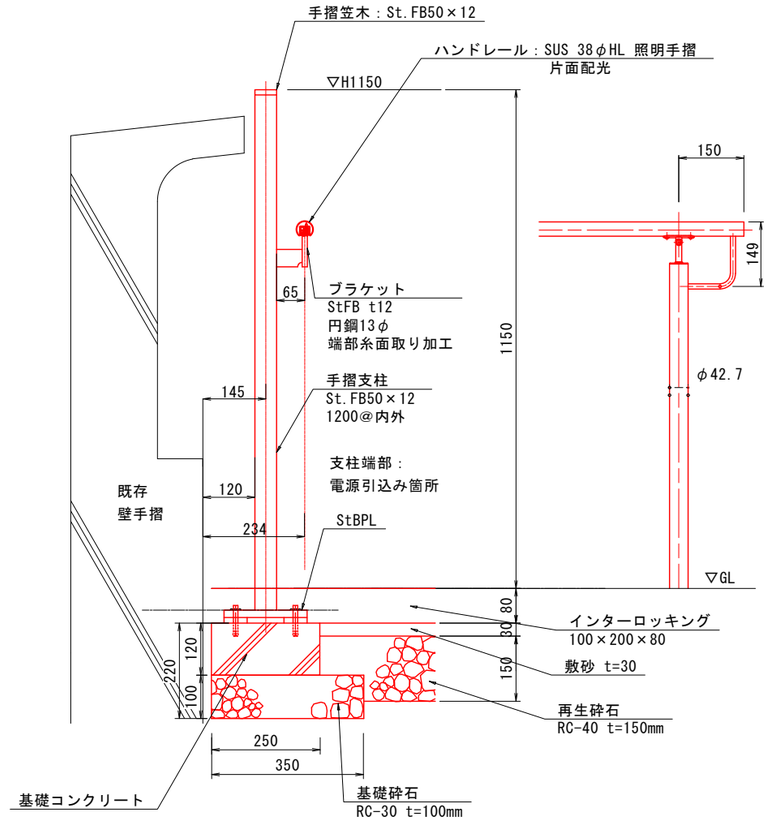


手摺１-21N SUS照明手摺 壁手摺設置



St部分：特記なき限りHDZ+リン酸処理 N4.5程度 CL

手摺１-22N H1150 SUS照明手摺 壁手摺設置

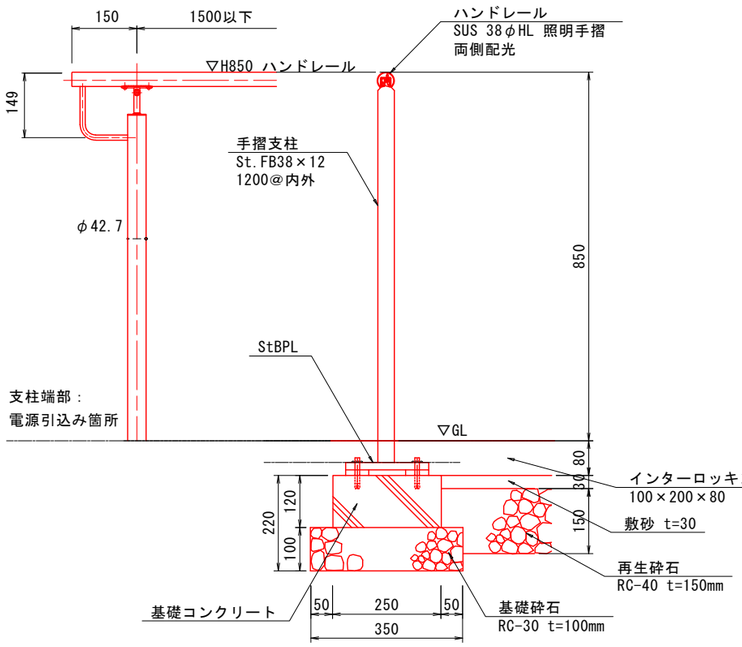


St部分：特記なき限りHDZ+リン酸処理 N4.5程度 CL

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構構造図(3) A2　S=1:10	図番　A-025

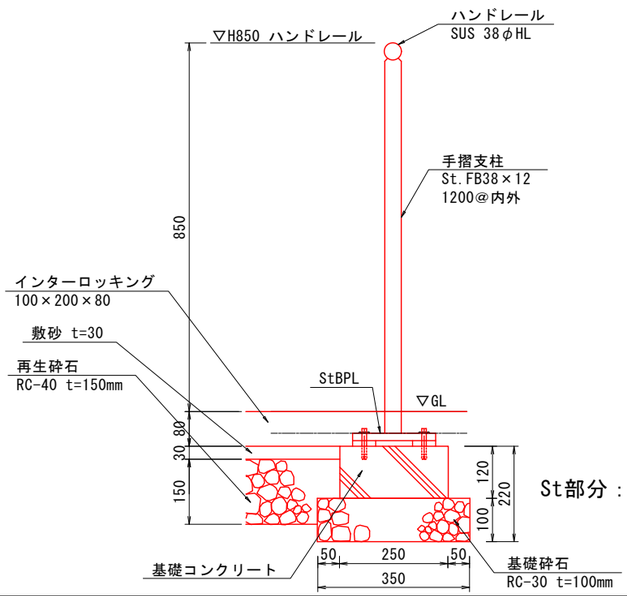
手摺り S=1:10

手摺1-31 SUS照明手摺 中央階段設置



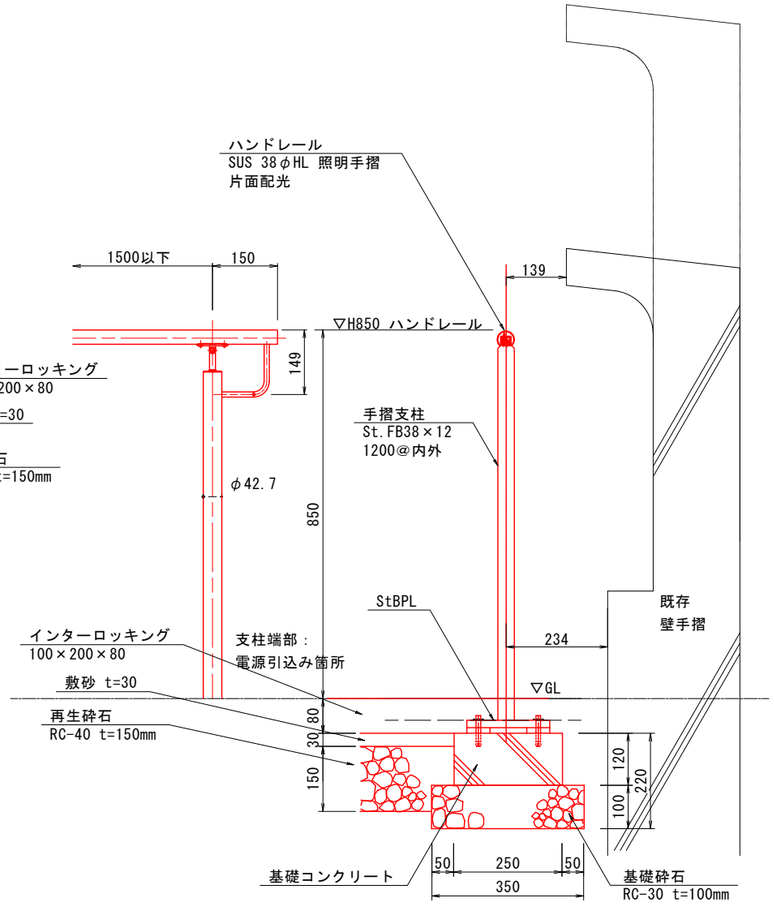
St部分：特記なき限りHDZ+リン酸処理 N4.5程度 CL

手摺1-2 ハンドレールHL



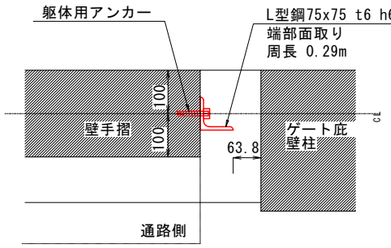
St部分：特記なき限りHDZ+リン酸処理 N4.5程度 CL

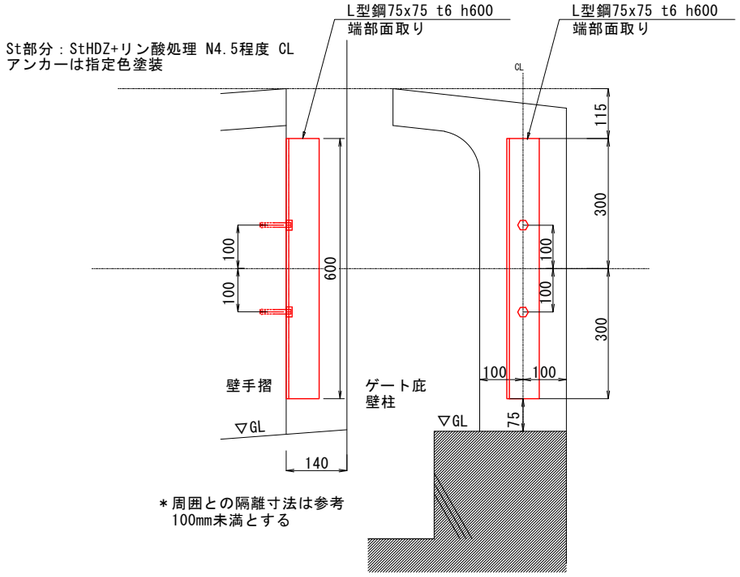
手摺1-21S SUS照明手摺 壁手摺設置



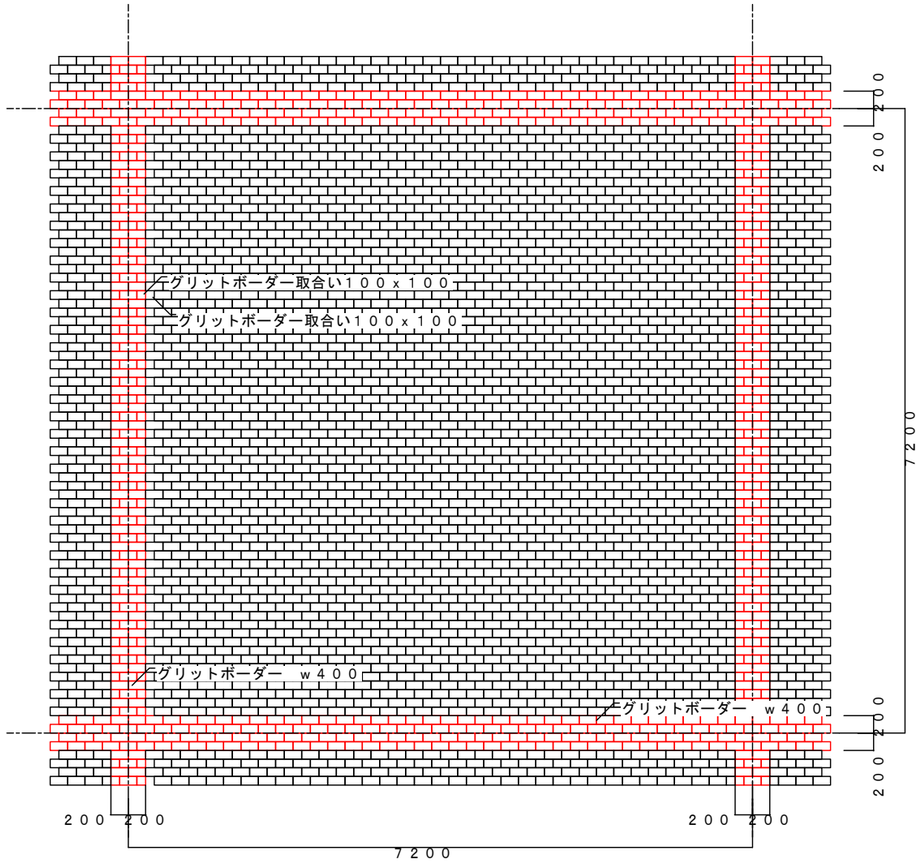
St部分：特記なき限りHDZ+リン酸処理 N4.5程度 CL

取り付け詳細図

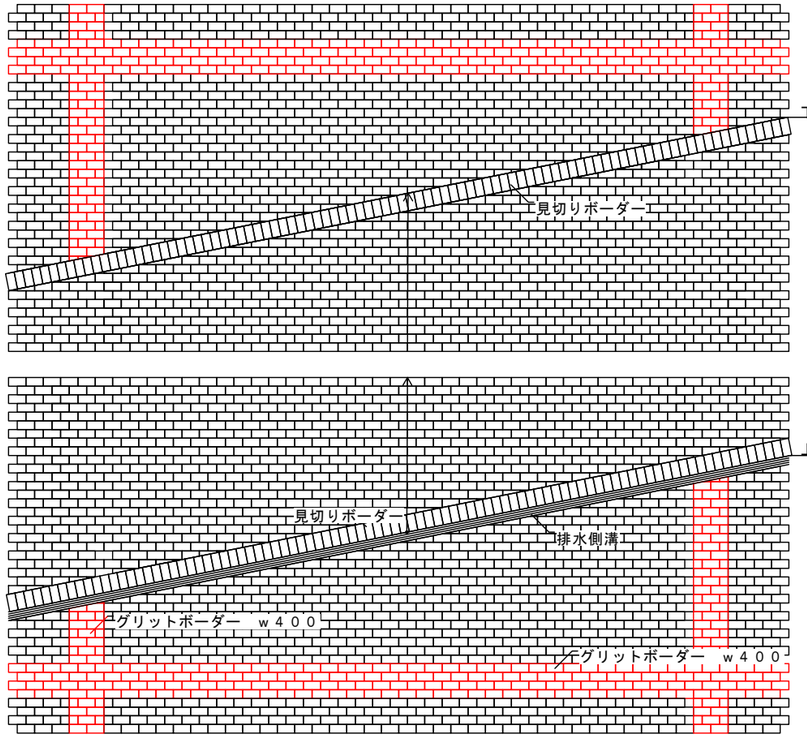




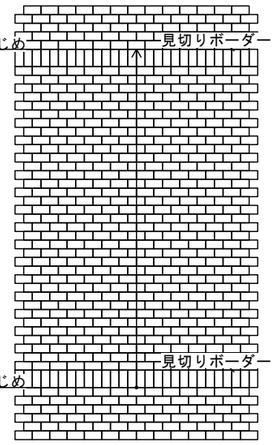
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	外構構造図(4) A2 S=1:10	図番 A-026



インターロッキングブロック　基本パターン図
２００ｘ１００　ｔ８０
グリットボーダー取合い部は１００ｘ１００　ｔ８０
割付については監督員の確認を行うこと

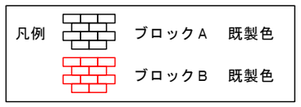


中央スロープ　基本パターン図
スロープの上りはじめ・下りはじめで見切りボーダーを配置
スロープ及び階段踊り場レベルは、グリットボーダーを通さない

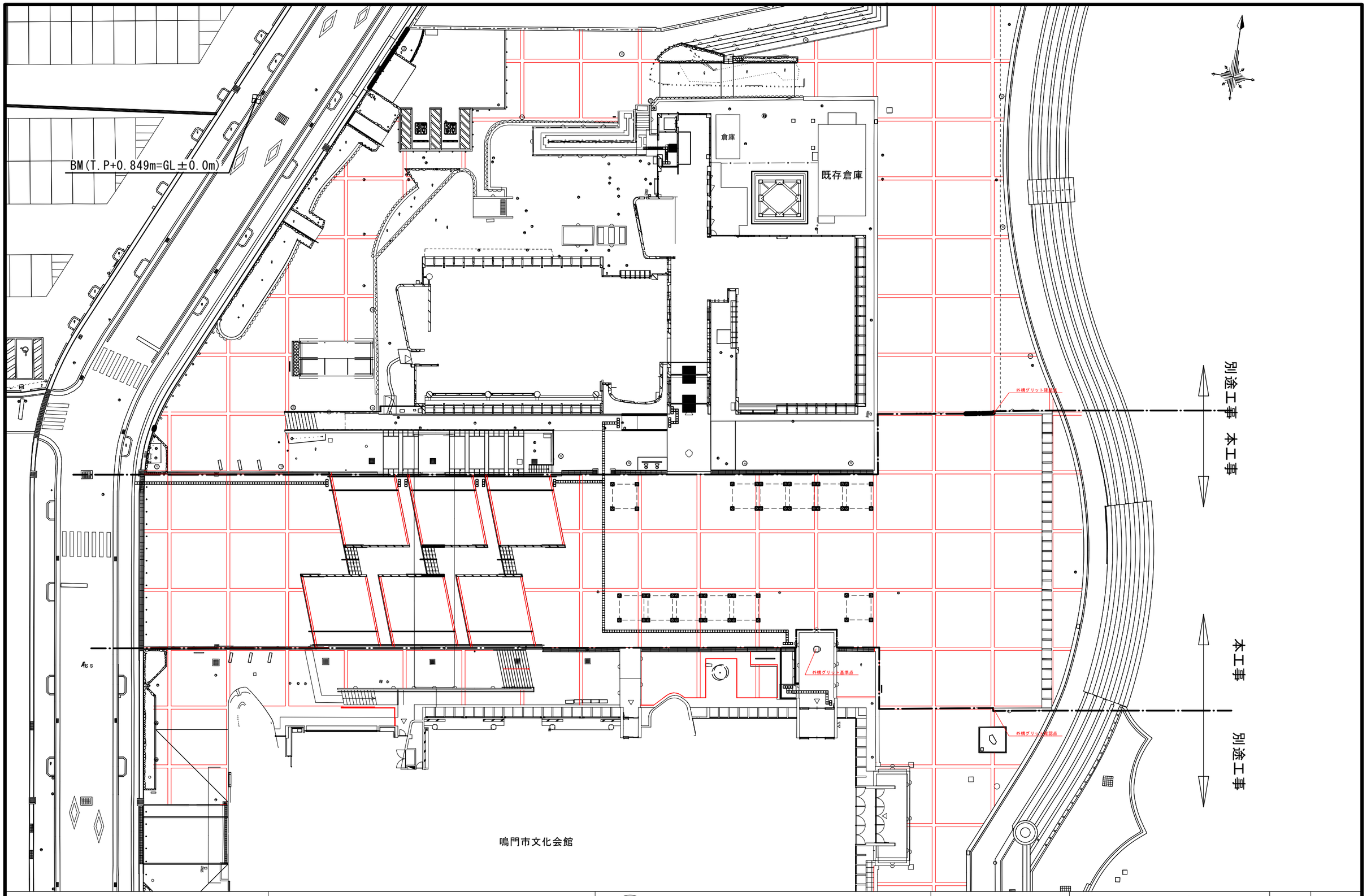


その他スロープ　基本パターン図
スロープの上りはじめ・下りはじめ
で見切りボーダーを配置
スロープ及び階段踊り場レベルは、
グリットボーダーを通さない
パタン箇所は全体割付図参照





鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	外構構造図(5) A2　S=1:20	図番	A-027



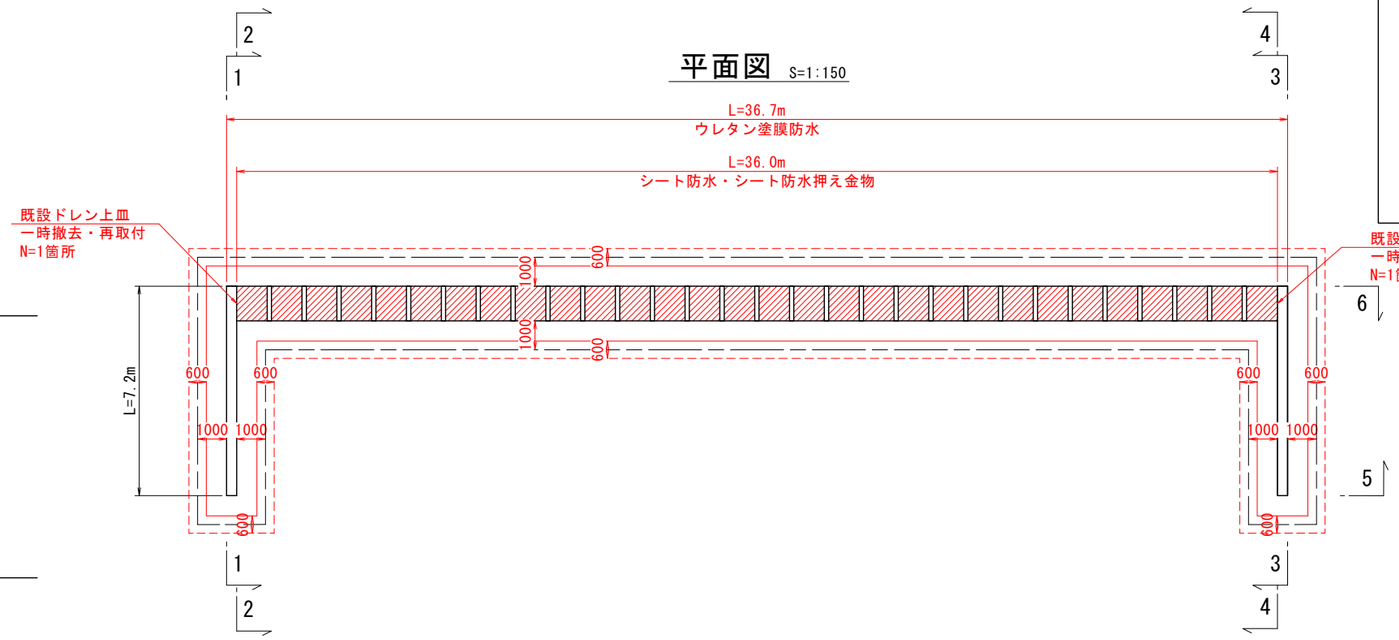
鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	インターロッキングブロック割付図 A2 S=1:300	図番	A-028

凡例 ：既設RC躯体表層仕上げ A=345.6m²

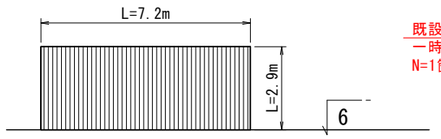
高圧洗浄：高圧洗浄・ケレン作業・シリケート洗浄（躯体内部洗浄）
爆裂部断面修復：亜硝酸配合モルタル
ひび割れ部補修：高濃度ケイ酸塩系表面含侵材、超微粒子セメント
欠損部補修：ポリマーセメントモルタル
打ち放し化粧保護：亜硝酸カルシウム系表面含侵材、ケイ酸リチウム系含侵着色材

：くさび緊結式足場（手摺先行方式，W=600mm） A=313.2m²
：くさび緊結式足場（中心線）
：安全手摺（枠組本足場用） L=110.4m
及びくさび緊結式足場（手摺先行方式，W=600mm） A=313.2m²
：脚立足場 A=38.0m²

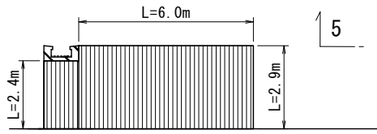
平面図 S=1:150



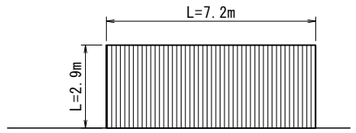
1-1 S=1:150



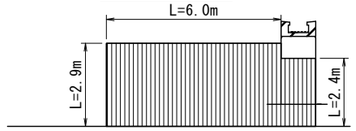
2-2 S=1:150



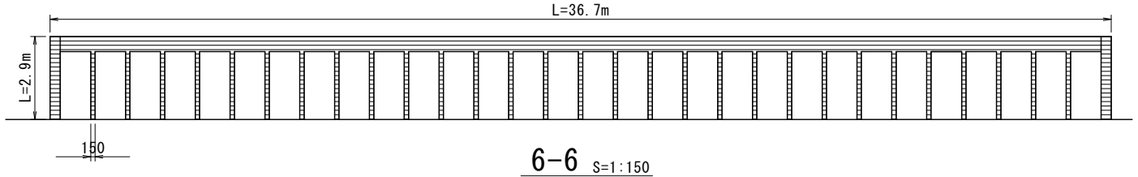
3-3 S=1:150



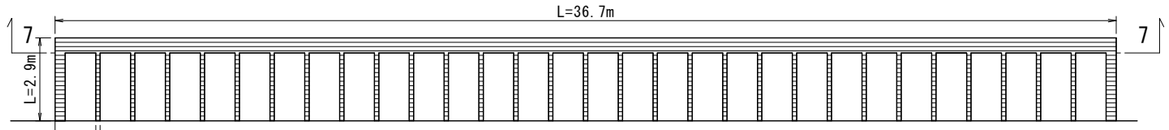
4-4 S=1:150



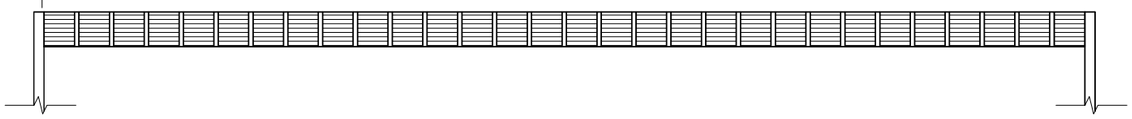
5-5 S=1:150



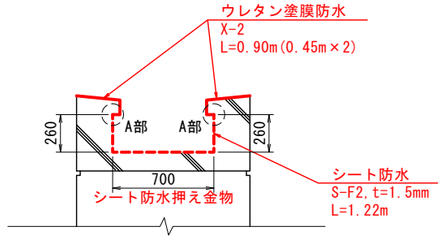
6-6 S=1:150



7-7 S=1:150

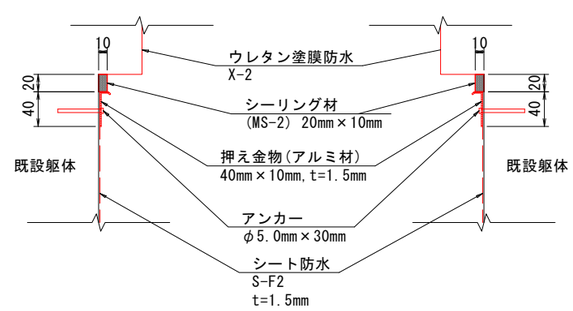


モニュメント屋上部構造図 S=1:30

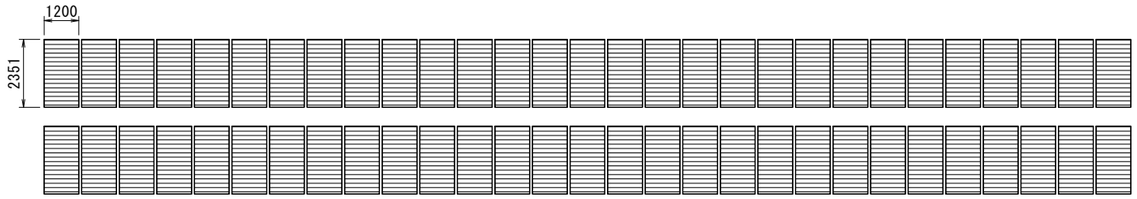


※既設ドレン排水管は管内を清掃すること。

A部詳細図 S=1:5



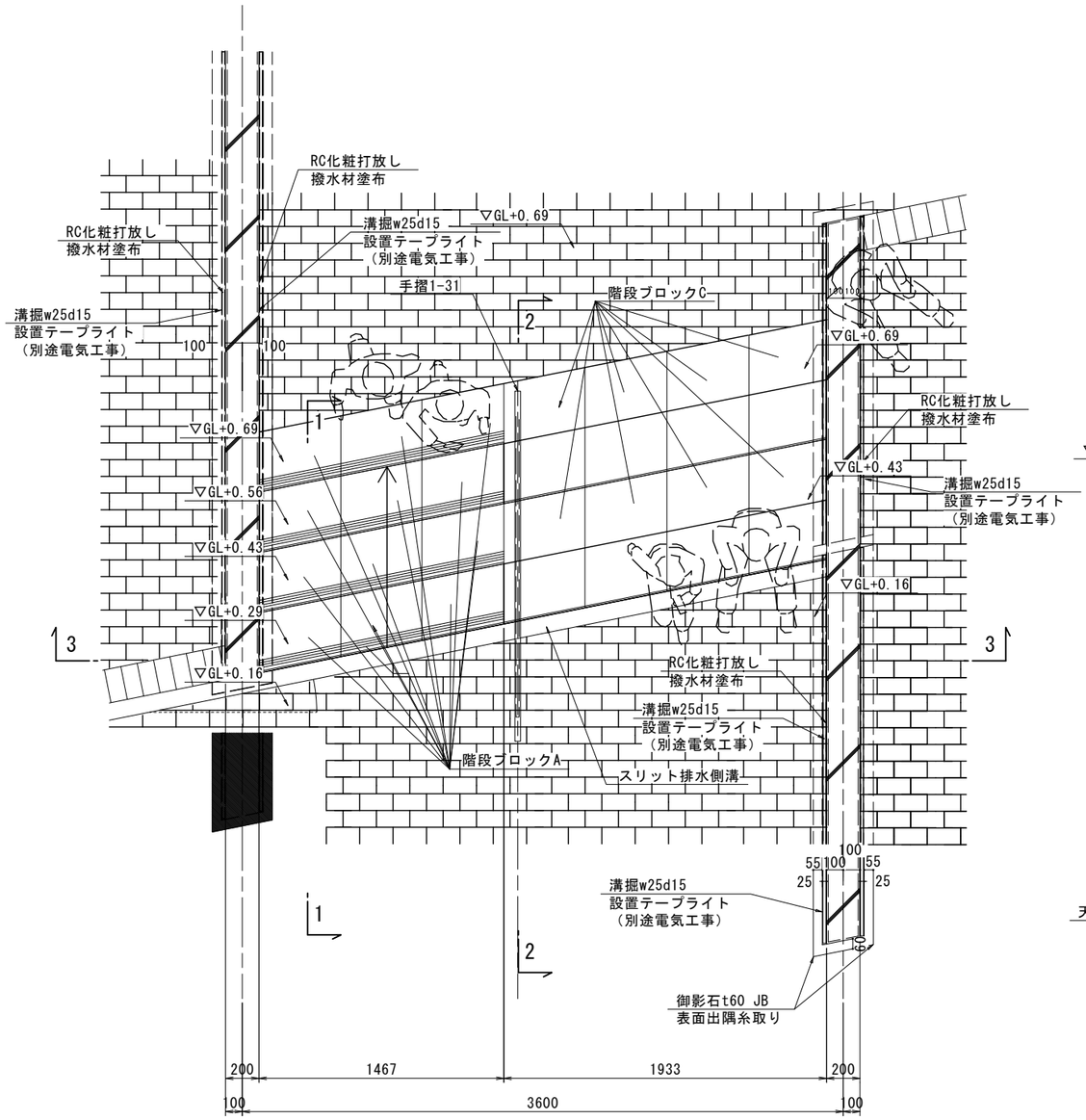
撫養川ゲートスリット面正面図 S=1:150



２９×２　撫養川ゲート

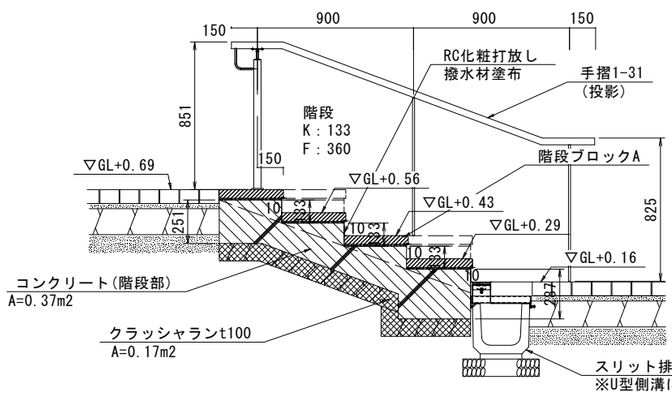
鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	工作物外壁改修及び防水改修図 A2　S=図示	図番	A-029

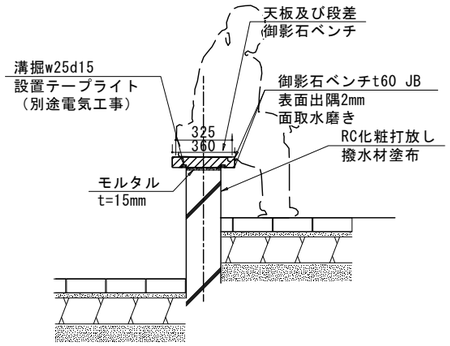
平面図 S=1:25



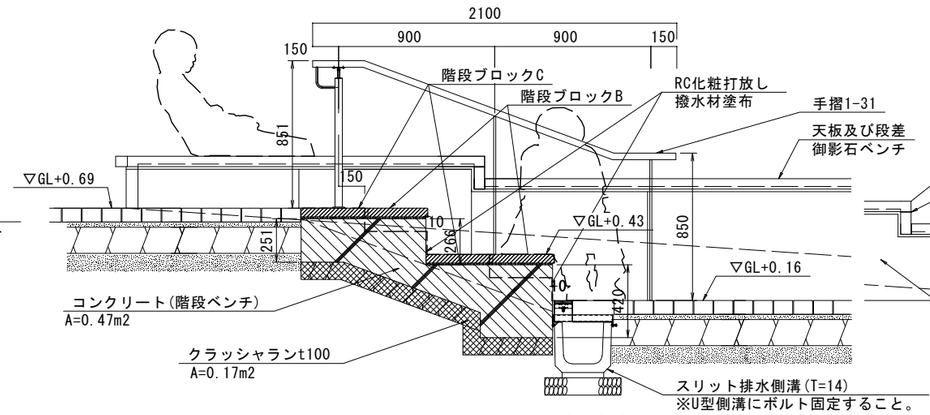
※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

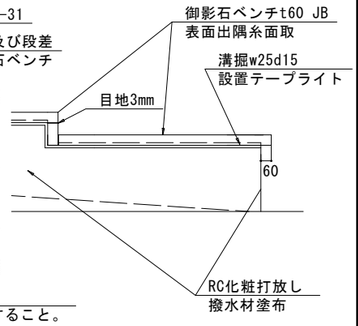
1-1断面 S=1:25



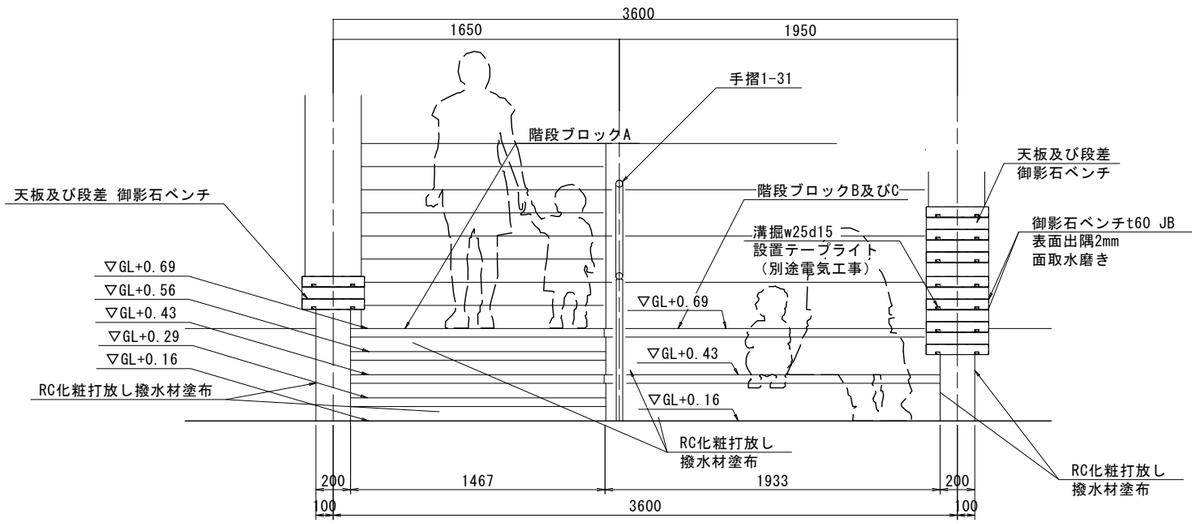


2-2断面 S=1:25



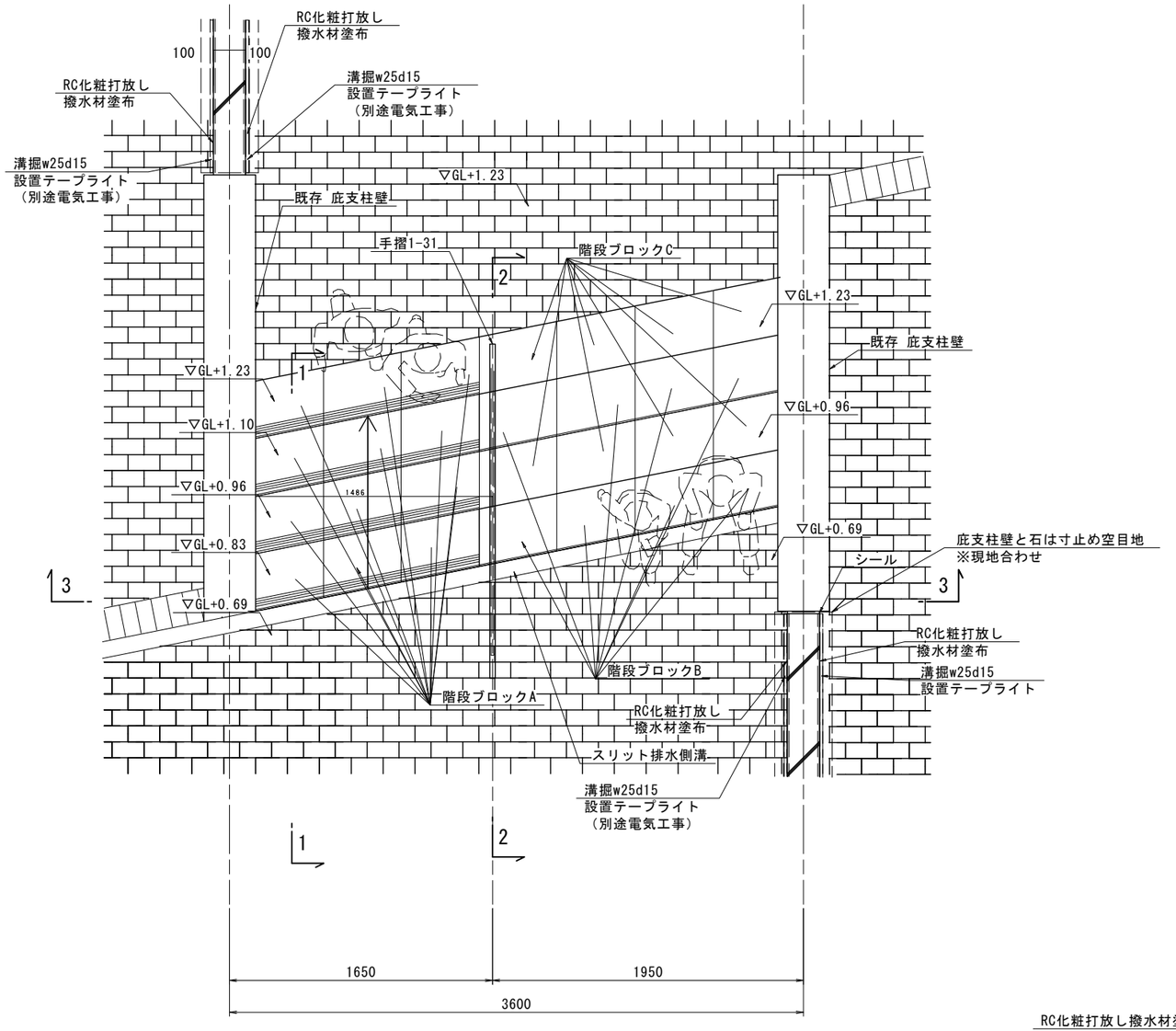


3-3断面 S=1:25



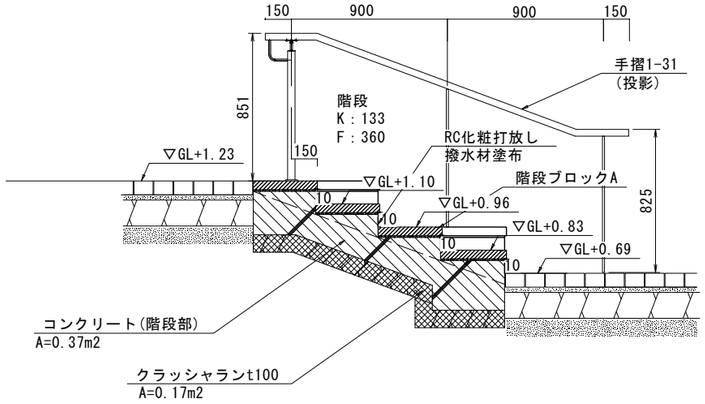
鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	中央スロープ詳細図(1) A2　S=1:20	図番	A-030

平面図 S=1:25

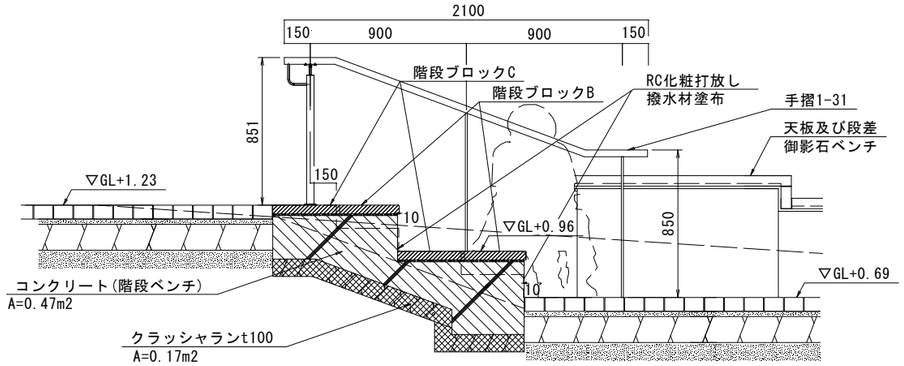


※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

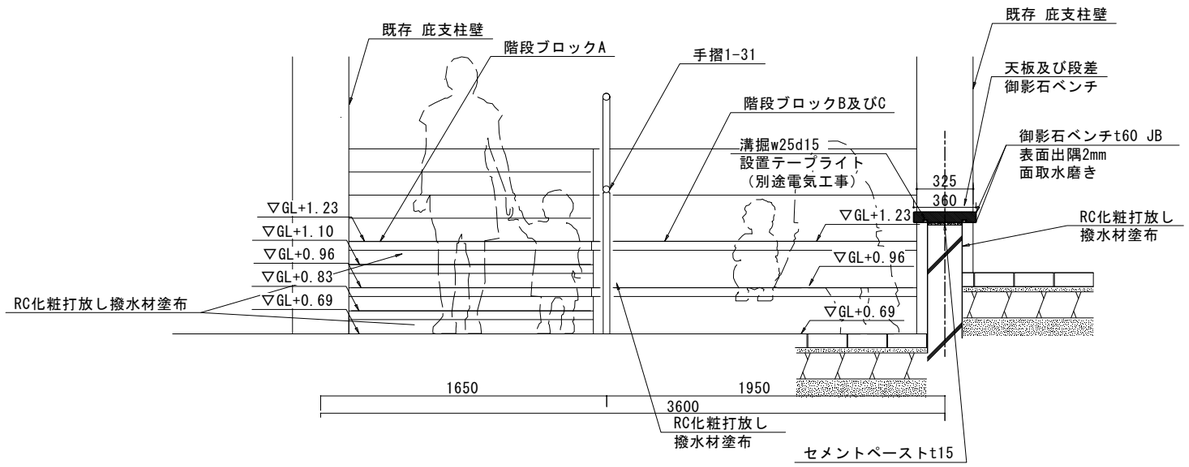
1-1断面 S=1:25



2-2断面 S=1:25

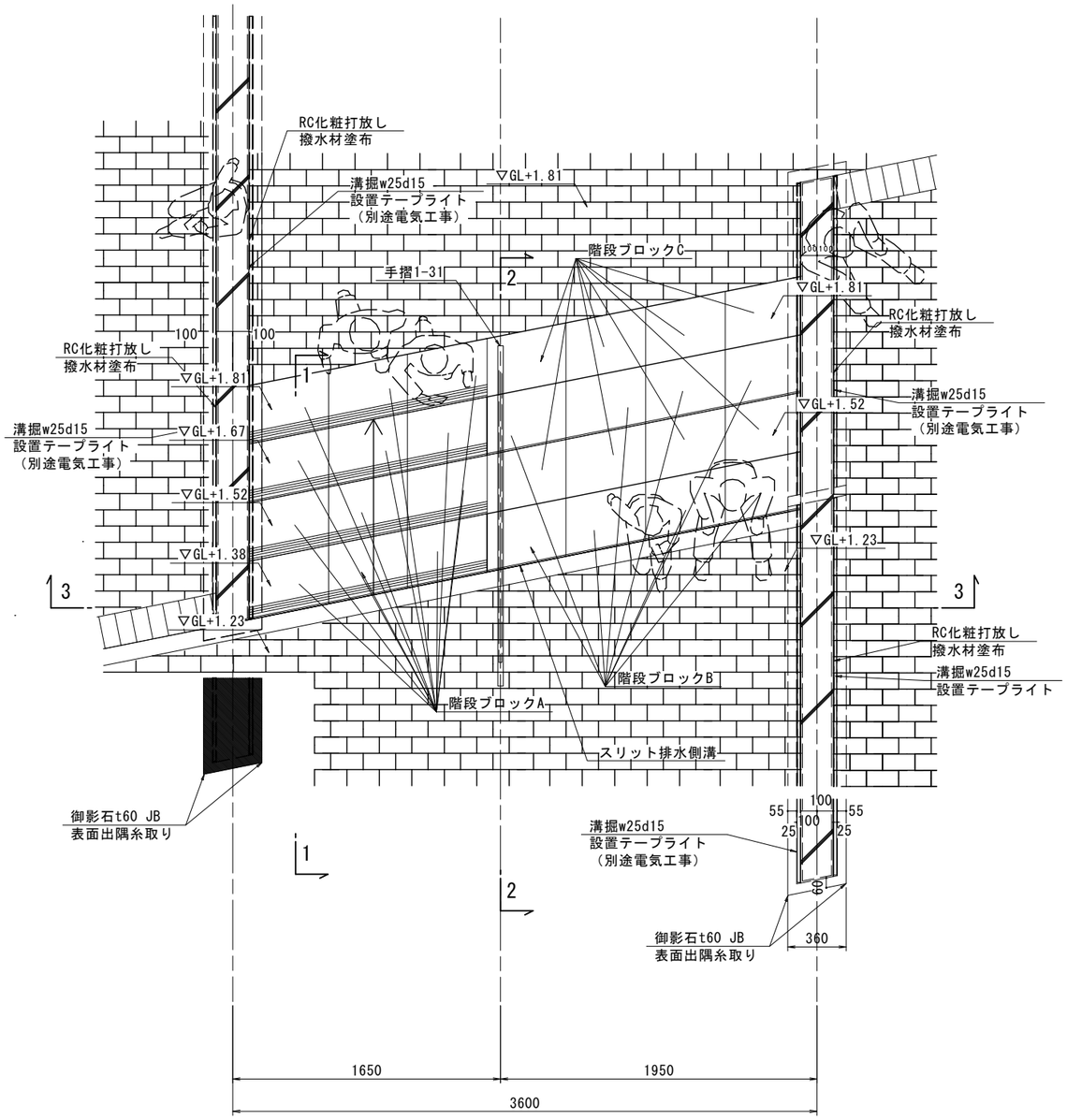


3-3断面 S=1:25



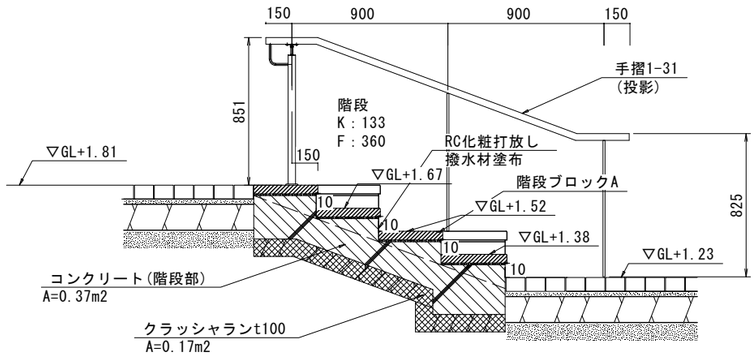
	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	中央スロープ詳細図(2) A2　S=1:25	図番 A-031

平面図 S=1:25

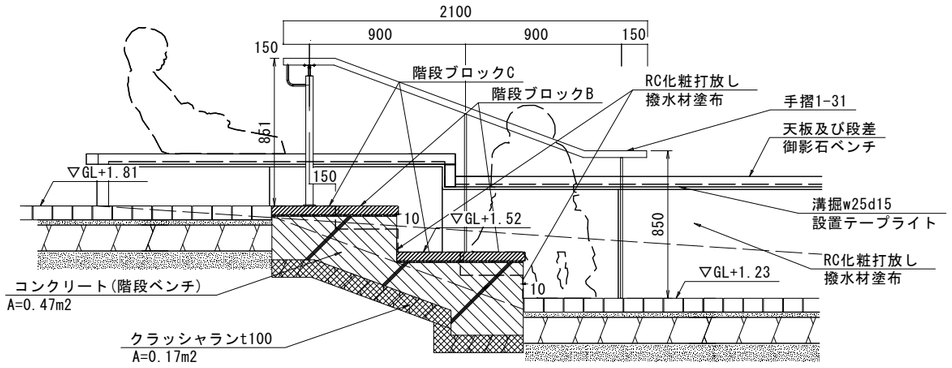


※基準点BM(T.P+0.849m=GL±0.0m)

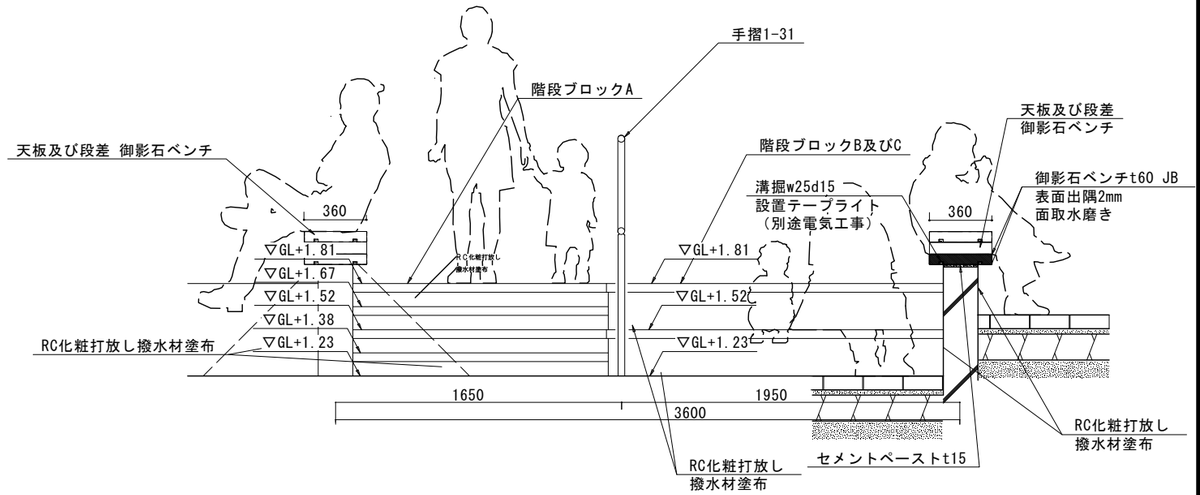
1-1断面 S=1:25



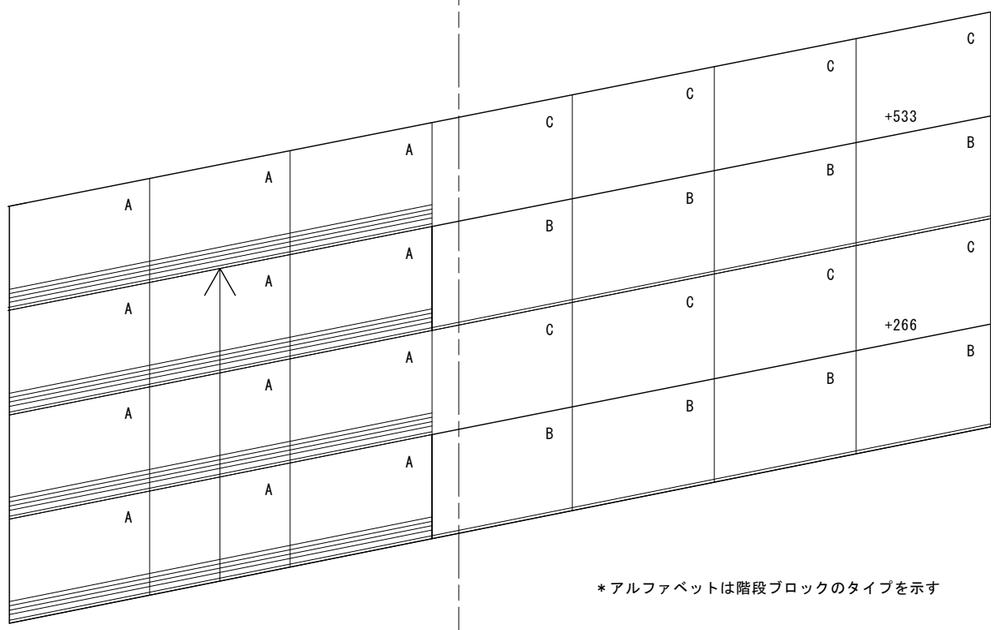
2-2断面 S=1:25



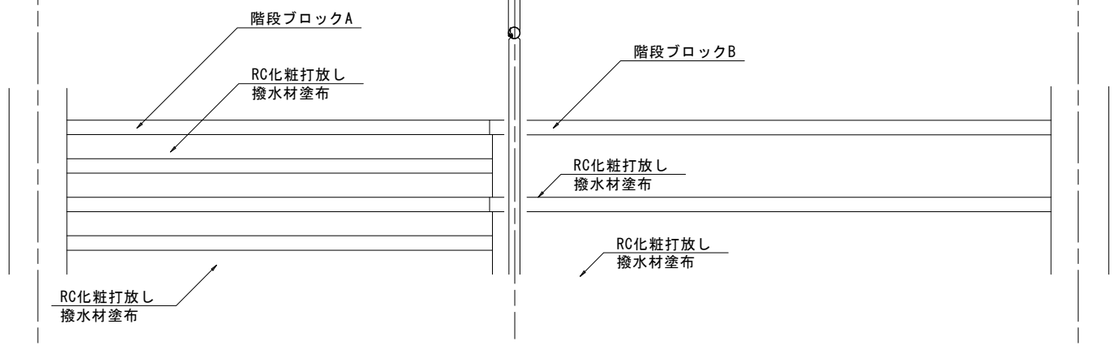
3-3断面 S=1:25

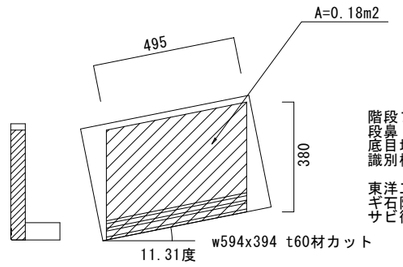


鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	中央スロープ詳細図(3) A2　S=1:25	図番	A-032



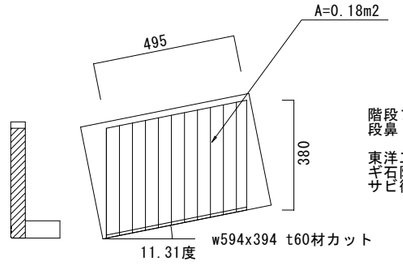
＊アルファベットは階段ブロックのタイプを示す





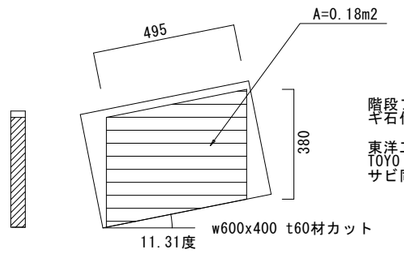
階段ブロックA：
段鼻 溝有 ギ石仕上げ 平板菱形カット
底目地ｙ 2本段差
識別樹脂塗装 指定色(暗色)

東洋工業株式会社
ギ石階段ブロック
サビ御影同等品



階段ブロックB：
段鼻 溝無 ギ石仕上げ 平板菱形カット

東洋工業株式会社
ギ石階段ブロック ノンスリップ溝なし
サビ御影同等品



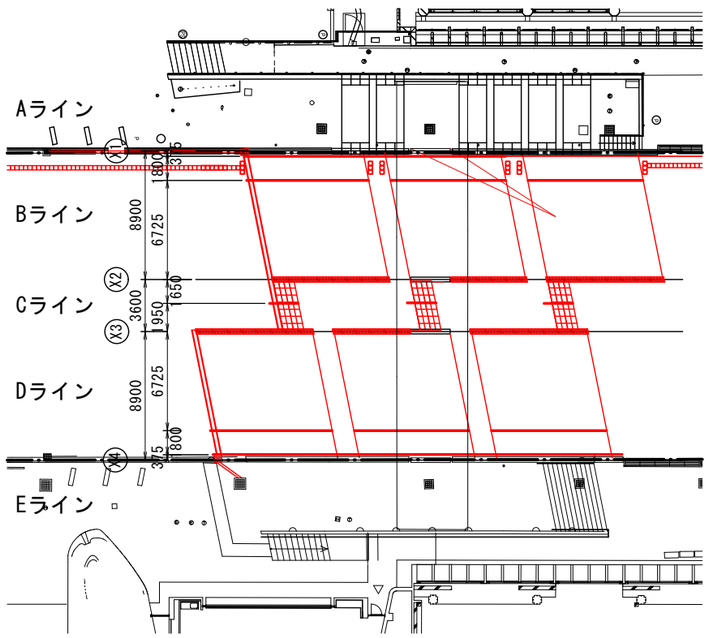
階段ブロックC：
ギ石仕上げ 平板菱形カット

東洋工業株式会社
TOYO プレキャスト平板 TOYO PRECAST
サビ同等品

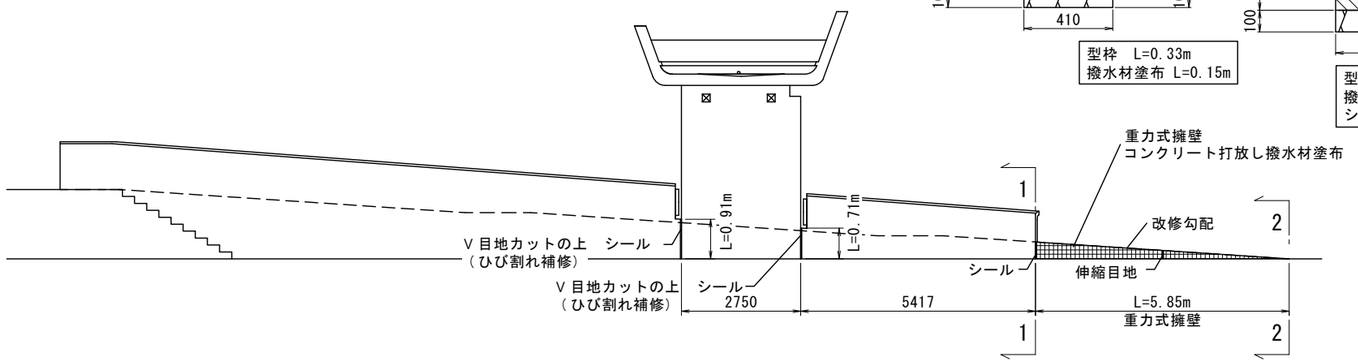
＊階段割付は、階段西側、中央、東側で共通
＊中央階段は、既存庇支柱との取合いから、両端材にて調整

	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	中央スロープ詳細図(4) A2 S=1:15	図番 A-033

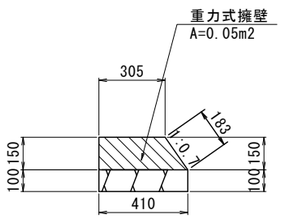
平面図 S=1:300



Aライン側展開図 S=1:100

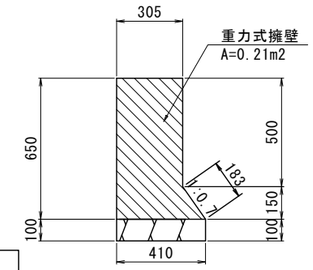


1-1 S=1:20



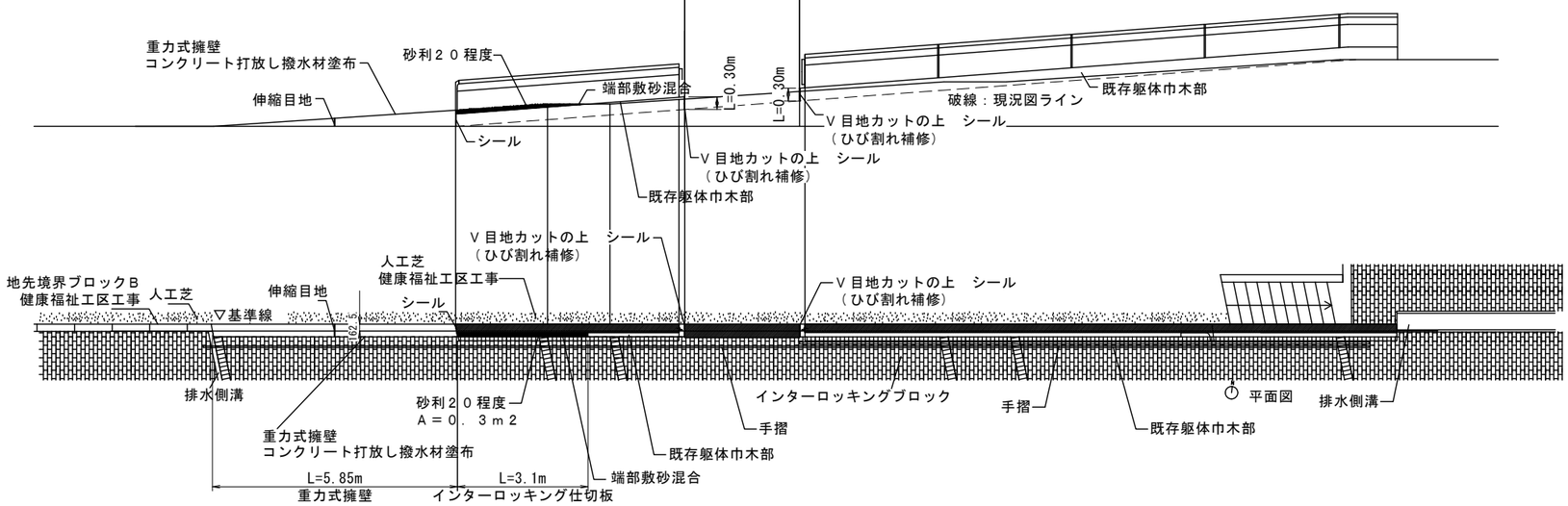
型枠 L=0.33m
撥水材塗布 L=0.15m

2-2 S=1:20



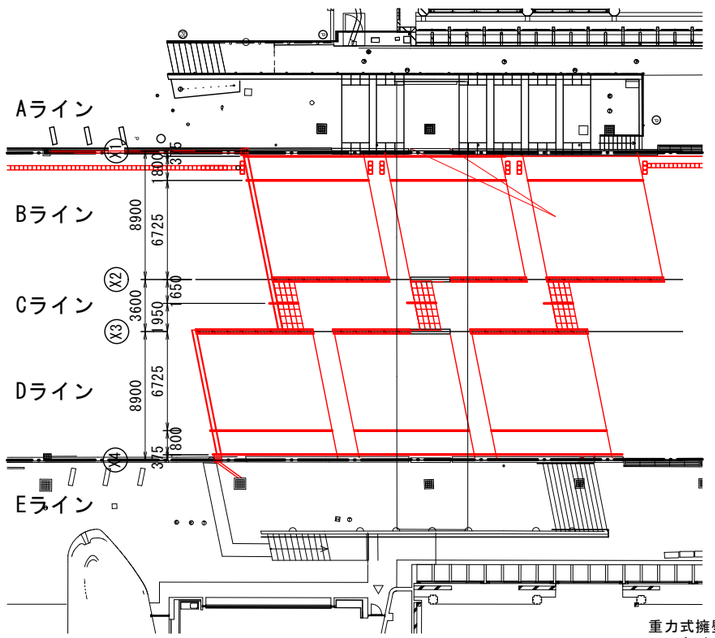
型枠 L=1.33m
撥水材塗布 L=0.65m
シール L=1.33m

Bライン側展開図 S=1:100

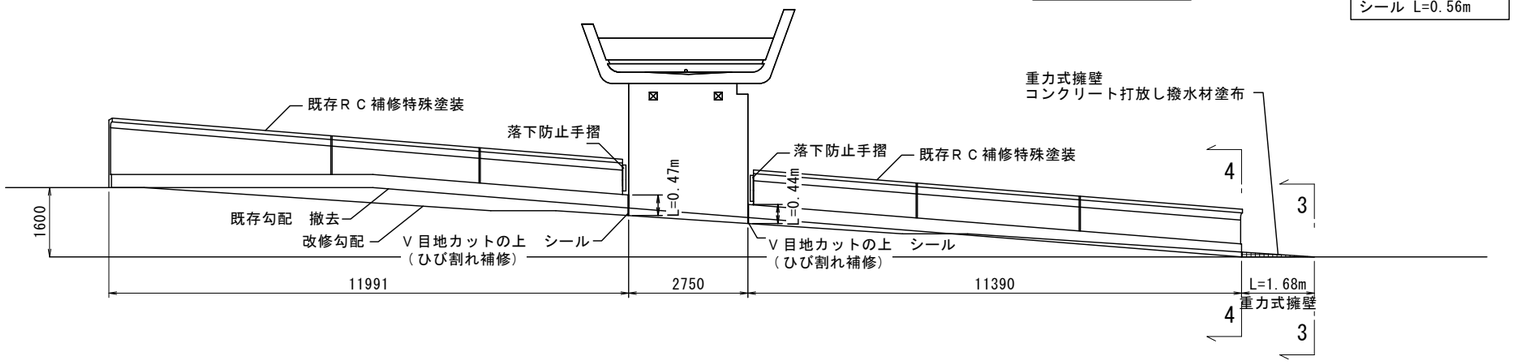


	文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	既存RC手摺壁取合い詳細図(1) A2 S=1:100	図番 A-034

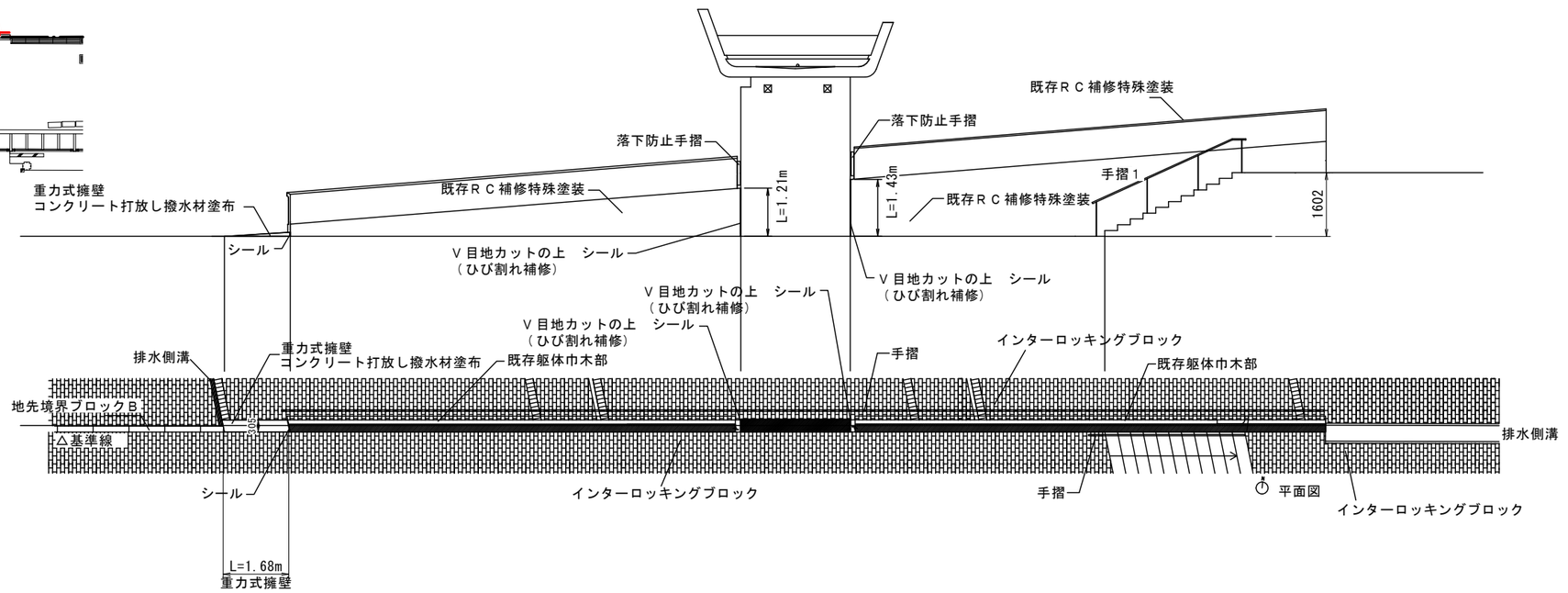
平面図 S=1:300



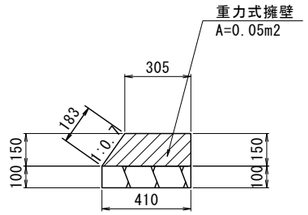
Dライン側展開図 S=1:100



Eライン側展開図 S=1:100

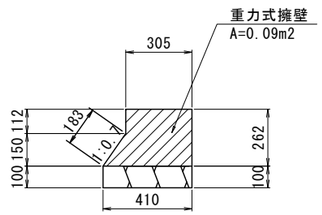


3-3 S=1:20



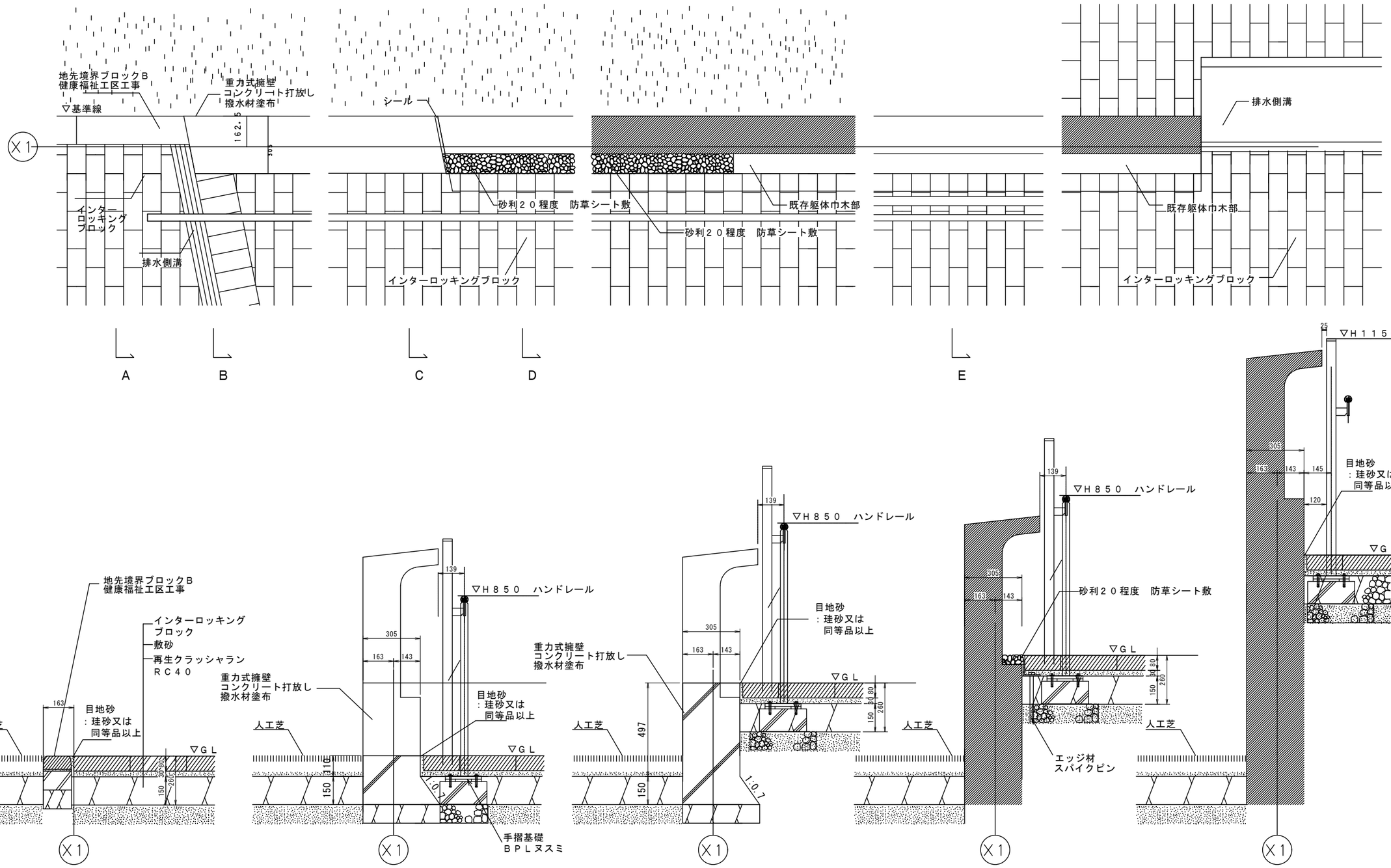
型枠　L=0.33m
撥水材塗布 L=0.15m

4-4 S=1:20



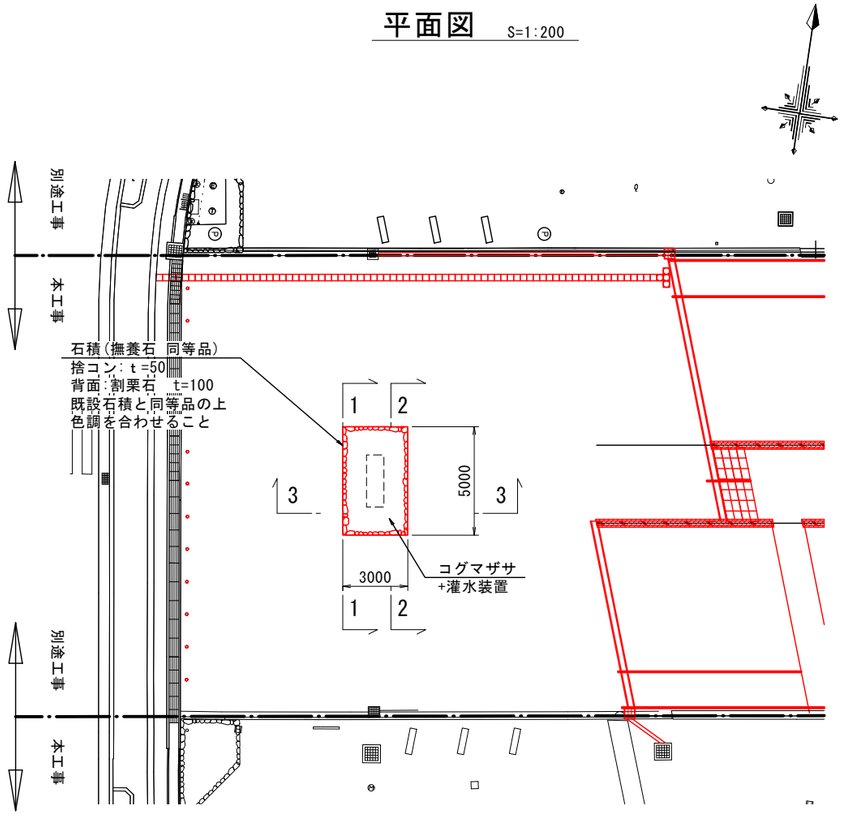
型枠　L=0.56m
撥水材塗布 L=0.26m
シール L=0.56m

	文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	既存RC手摺壁取合い詳細図(2) A2　S=1:100	図番 A-035

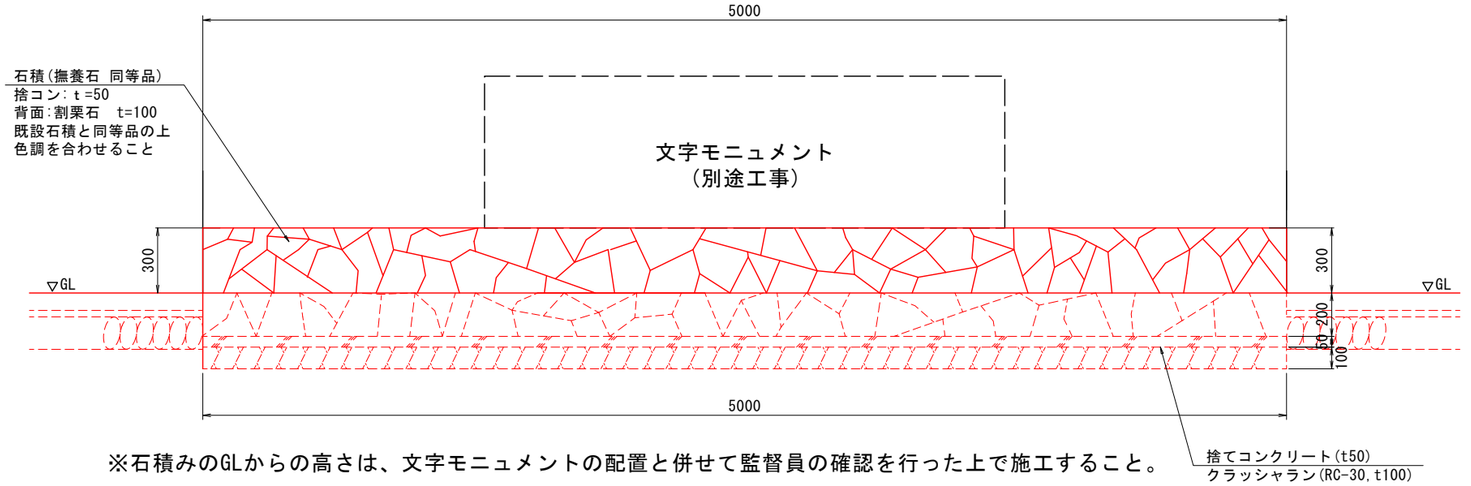


	文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	躯体取合い詳細図 A2　S=1:15	図番　A-036

平面図 S=1:200

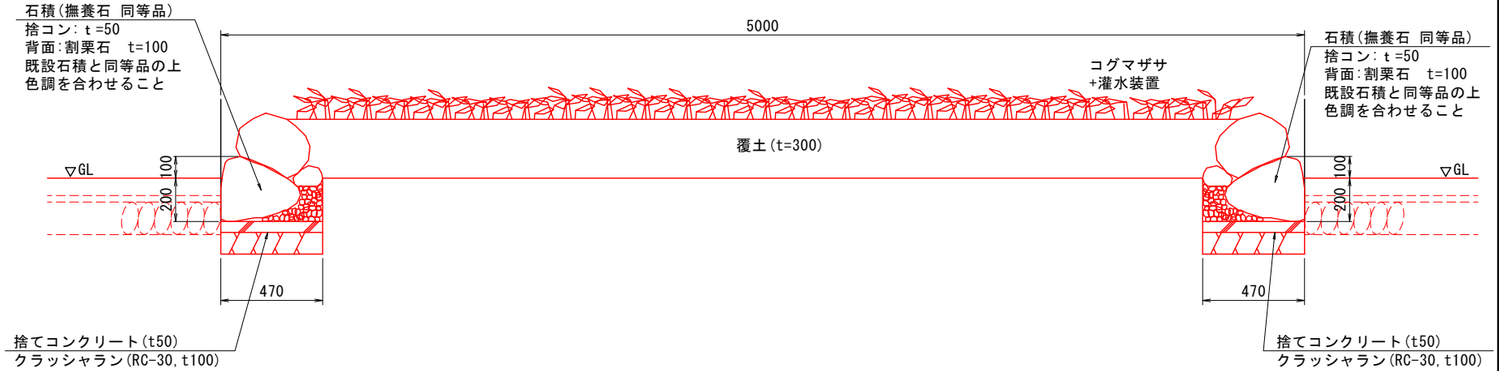


1-1断面 S=1:20

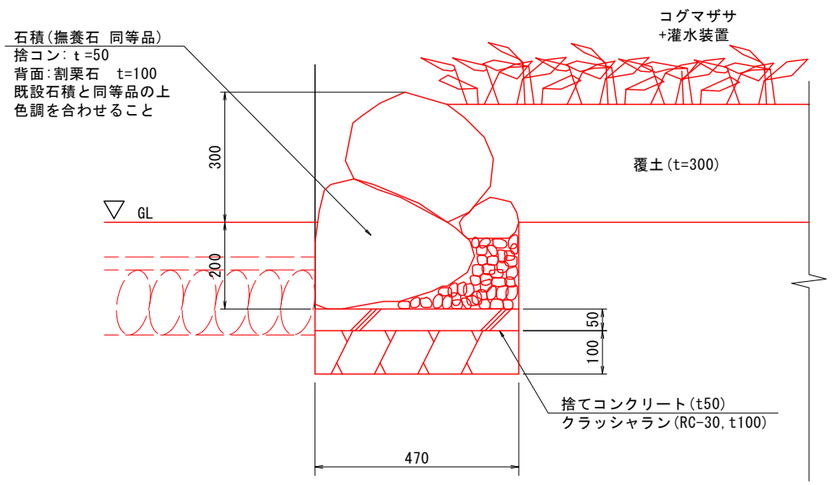


※石積みのGLからの高さは、文字モニュメントの配置と併せて監督員の確認を行った上で施工すること。

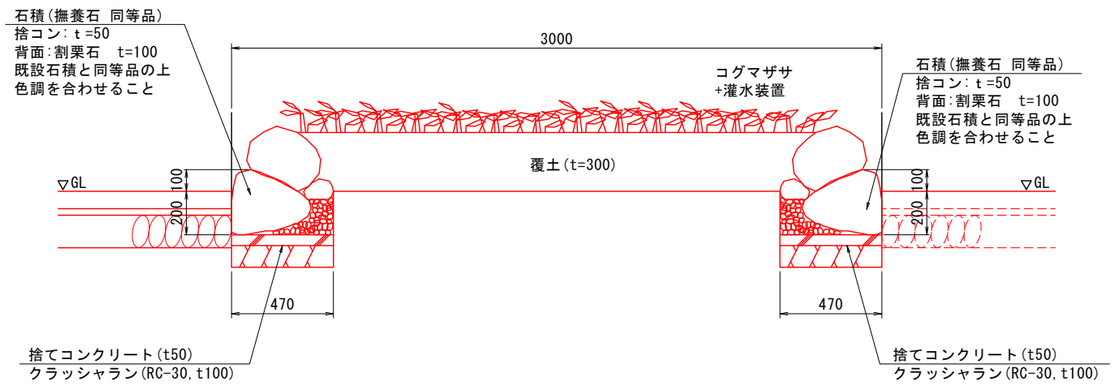
2-2断面 S=1:20



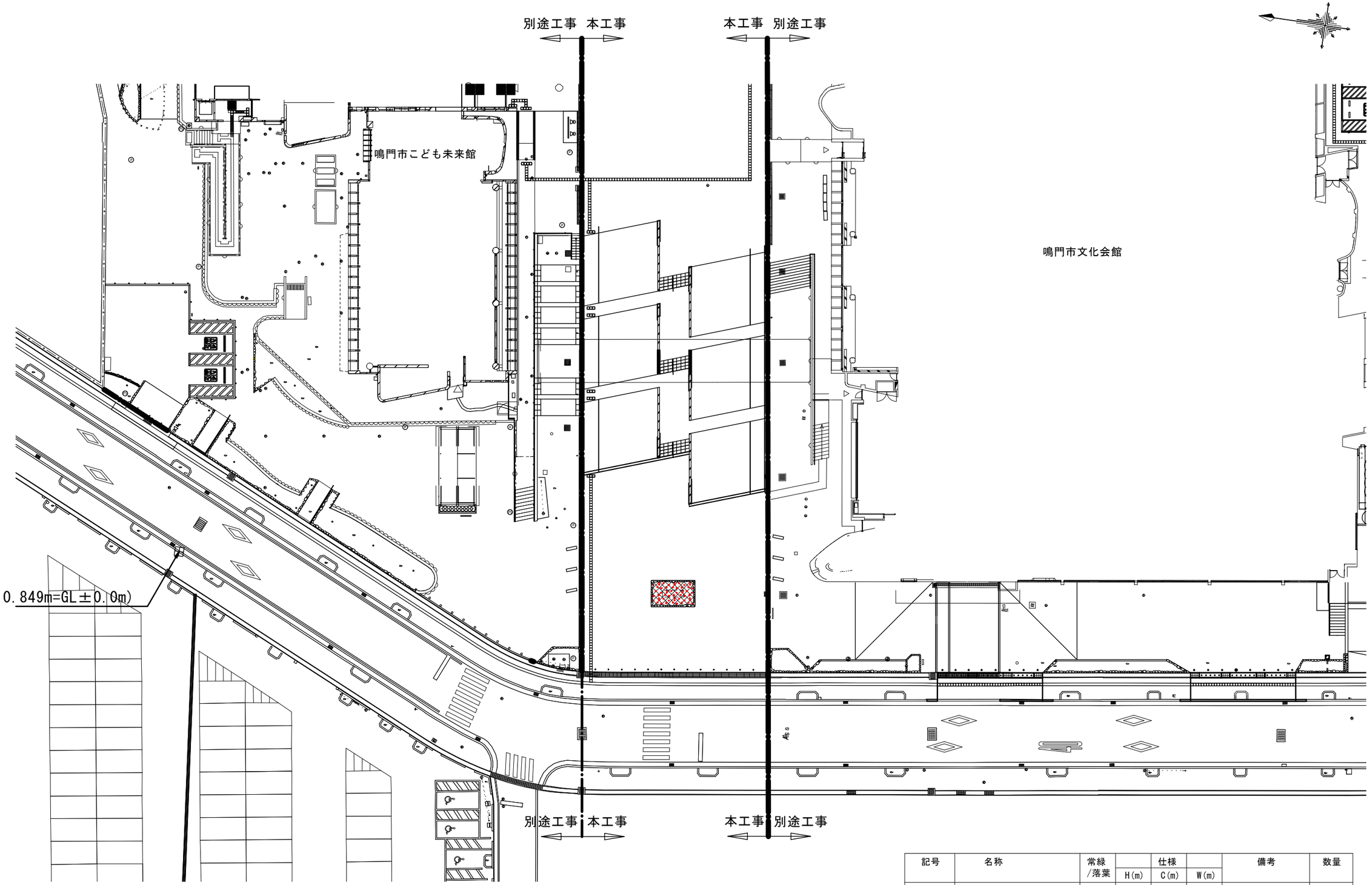
構造図 S=1:10



3-3断面 S=1:20



	文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	モニュメント周辺詳細図 A2 図示	図番	A-037



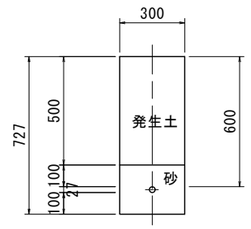
記号	名称	常緑/落葉	H(m)	C(m)	W(m)	備考	数量
	コグマザサ(常緑/班なし)	常緑	0.4m			40P/m^2	12.4m^2
	客土					H=0.3m	12.4m^2

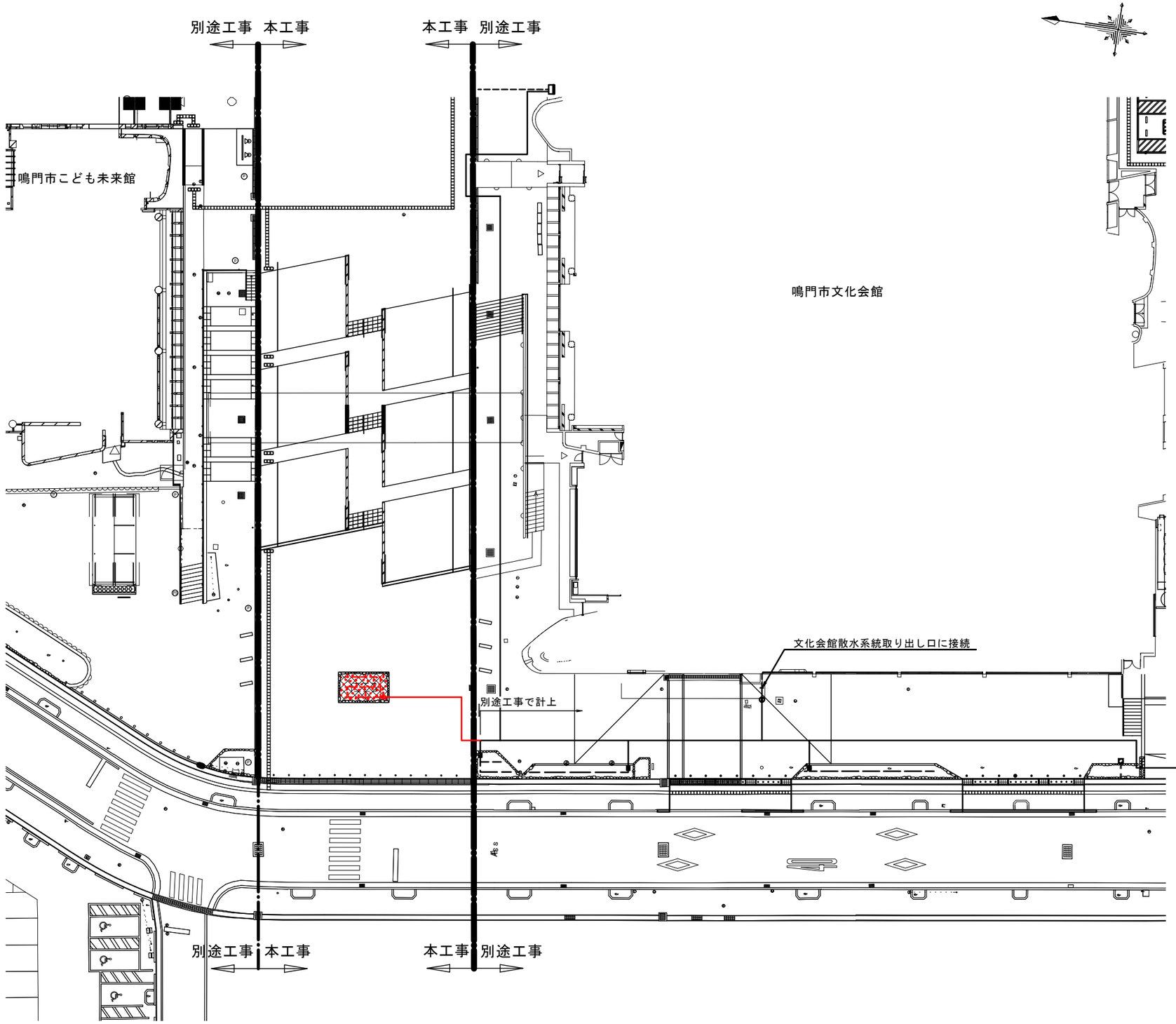
鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1 TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井 崇 一級建築士登録 第345932号	植栽計画図 A2 S=1:300	図番	A-038

	散水栓(新設):1箇所
——	上水道水道管(PEφ20):13.6
－－	点滴ホース:12.6m

※共通で点滴ホースを採用する散水栓に
メスニップル付きホース0.5mと分岐栓
を見込むこと。

水道管(PEφ20)埋設断面 S=1:20





鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	灌水設備計画図 A2 S=1:300、S=1:20	図番	A-039

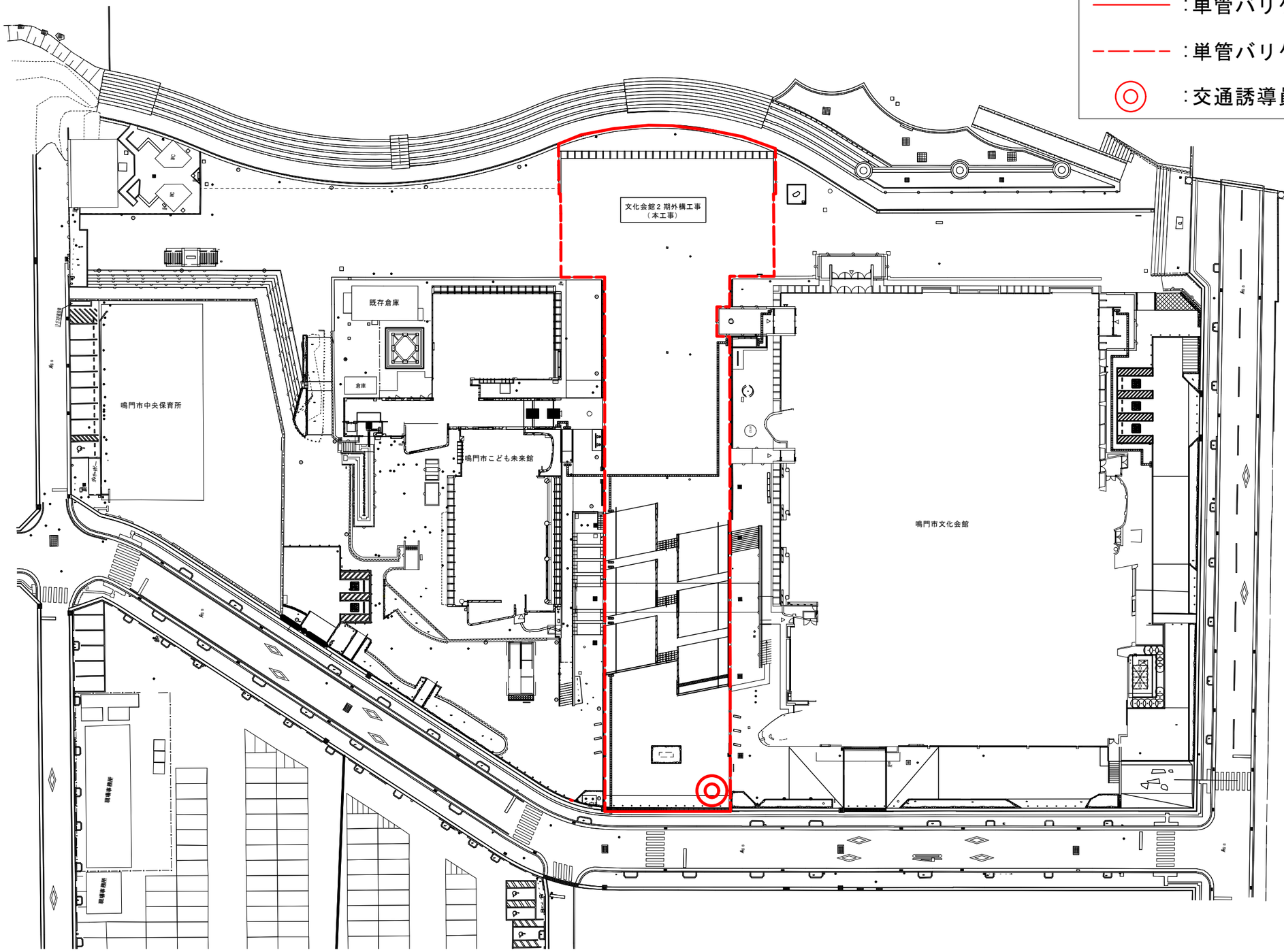
凡例

——— :単管バリケード①　60m

－ － － :単管バリケード②　別途工事で設置

◎ :交通誘導員　　1名

※単管バリケード①のうち歩道沿いは、歩道境界際の工事を　実施する時のみ歩道に出すこと。
※単管バリケード②は「鳴門市文化会館耐震改修事業」で設置している仮囲い撤去後に「鳴門市こども未来館外構工事」及び「文化会館1期外構工事」にて設置する。工期までに他工事が終了した場合は、発注者と相談し設置の有無を決定すること。



	鳴門市文化会館2期外構工事	四国建設コンサルタント㈱ 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088)683-3393 FAX (088)683-3563	鴨井　崇 一級建築士登録 第345932号	仮設計画図 A2　S=1:500	図番	A-040

鳴門市文化会館２期外構工事（中庭庇改修工事）

図面番号	図面名称	縮尺（A３）
Aa00	図面リスト	ー
Aa01	特記仕様書１	ー
Aa02	特記仕様書２	ー
Aa03	特記仕様書３	ー
Aa04	特記仕様書４	ー
Aa05	特記仕様書５	ー
Aa06	特記仕様書６	ー
Aa07	計画概要 敷地案内図 配置図	図示
Aa08	平面図	１／120
Aa09	屋根伏図	１／120
Aa10	断面図	１／120
Aa11	軒天伏図	１／120
Aa12	劣化状況図示図 長手立面図	１／120
Aa13	劣化状況図示図 短手立面図	１／120
Aa14	詳細図	図示
Aa15	雨樋計画図	１／120
Aa16	仮設計画図	図示

図面番号	図面名称	縮尺（A３）
S01	躯体工事特記仕様書１	ー
S02	躯体工事特記仕様書２	ー
S03	伏図（現状図）	１／100
S04	軸組図（現状図）	１／100
S05	伏図（現状図）	１／100
S06	軸組図（現状図）	１／100

Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

鳴門市文化会館第２期外構工事（本特記仕様書は中庭庇改修工事のみを対象）

2.　工事場所

鳴門市撫養町南浜

3.　建物概要

建物名称	鳴門市文化会館中庭庇	
構造・規模	鉄筋コンクリート造　地下1階	
敷地面積	12,648 m2	
延床面積	改修前延床面積：0m2	改修後延床面積：0m2
消防法施行例別表第１の区分	－	

4.　工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	基礎：一部解体、耐震補強
	地上：躯体改修、既存照明設備撤去
	屋上：屋上防水改修、ドレイン新設

Ⅱ．共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和7年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針　令和7年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針　令和7年版
- 電気設備工事監理指針　令和7年版
- 機械設備工事監理指針　令和7年版

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）
②　補足説明書
③　特記仕様書（共通仕様書を含む）
④　図面
⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅんエ・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
　受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
　・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
　・しゅんエ時は、工事しゅんエ承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
　・訂正時は、適宜とする。
　なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
　なお、変更時としゅんエ時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成
　受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
②　施工体系図の作成及び掲示
　受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
③　警備業者の記載
　受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
④　運搬業者の記載
　受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出
　受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
　受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
　・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
　・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11.　撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12.　交通安全管理

①　輸送災害の防止
　受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13．発生材の処理等
① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
② アスベスト
1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
既存の分析調査結果の貸与　（　あり　・　[なし]　）
2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「鳴門市電子納品要領」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
⑤ 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
(1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
(2) 他の建設現場で利用する場合
(3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等
① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
(b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
⑥ 県内産資材の原則使用
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
⑦ 市内企業調達建材等の優先使用
受注者は、鳴門市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「市内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、市内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

15．化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
③ 接着剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16．施工
① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17．建設機械等
① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19．工事看板等
① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

23. 完成図等

① 電子納品： 対象

② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- 竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員の指示による）
- 工事写真（電子データ1部）
- 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ1部）
- 保全に関する資料
- その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

- 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章　改修一般共通事項

1.　施工条件

施工条件は次による。

① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
② 周辺施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業を行う場合は、周辺施設関係者へ周知すること。また、周辺施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
③ 施工順序について発注者から要望があった場合は、協議の上決定すること。
④ 施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
⑤ 施設管理者より工事内容変更の要望があった場合は、協議の上決定すること。
⑥ 発注者や指定管理候補者等が別途発注する工事等との調整及び協力を行うこと。
⑦ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2.　重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品:　（　有　・　[無]　）

備品等名称　:
保管場所　:
注意事項　:

3.　施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は　1　週間とする。

4.　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に　55　日間配置すること。

① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
（　義務付けられている　・　[義務付けられていない]　）
② 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
③ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
④ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負
⑤ 工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

2章　改修仮設工事

1.　敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2.　ベンチマーク

設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。

3.　足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
1）労働安全衛生法に基づく構造規格
2）（一社）仮設工業会の認定基準
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場ﾁｪｯｸﾘｽﾄを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）
・ 壁つなぎ間隔（水平方向:　8m以下、鉛直方向:　9m以下）
・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
⑤ 内部足場（図示の通り）
・ 壁つなぎ間隔（水平方向:　m以下、鉛直方向:　m以下）
⑥ 仮囲い（図示の通り）
⑦ ゲート（　有　・　無　図示の通り）
⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。
⑫ その他

4.　養生

① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法:監督員の指示による）
② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法:監督員の指示による）
③ 仮間仕切りは、A種　・　B種　・　C種　）とする。（養生方法:なし）

5.　監督員事務所

① 監督員事務所は（　設ける　（面積　m2程度　・　[設けない]　）
② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
1）机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
2）ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
3）請負加入電話の子機
4）衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
5）ファクシミリ他

6.　工事用用水、電力等

① 既存電力利用（ 出来る　・　[出来ない] ）、電力料金（ [有償]　・　無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
② 既存用水利用（ 出来る　・　[出来ない] ）、電力料金（ [有償]　・　無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

7.　仮設道路整備復旧等

① 工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に　既存舗装を復旧 すること。
② 道路占有料　円

8.　工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、（　図示の場所に　・　[用意していないので業者にて]　）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
② 借地借家料　円

	設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構設計工事	実施図
	一級建築士　第289714号　長谷川祥久	特記仕様書４ 縮尺 A1 -　A3 -	NCE-Aa04

3章　防水改修工事

1.　一般事項

① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

② 降雨等に対する養生方法は　（ 上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（　　） ）　とする。

2.　改修工法の種類及び工程

工法 / 工程	S-F2接着工法(塩ビシート防水接着工法)	工法	工法
施工箇所	屋根 立上り及び平場		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	有		
2 既存保護層(平場)撤去等	有		
3 既存断熱層撤去等	無		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	有		
5 既存防水層(平場)撤去等	有		
6 既存下地の補修及び処置	ひび割れ補修		
7 防水層の新設	S-F2		
8 断熱材の新設	無		
9 保護層の新設	無		

3.　既存下地の補修材料

① アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。

② 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は　（ L型 ）　とする。

③ ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4.　ルーフドレン回りの処理

ルーフドレンの端部から　（ 500mm ・ 300mm ）　の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。

5.　既存下地の補修及び処理

補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

6.　合成高分子系ルーフィングシート防水

① 合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

工法	種別	シート 種類	シート 厚さ	断熱材 種類	断熱材 厚さ	施工箇所	備考
POS S4S	S-F1		mm		mm		
	S-F2		mm		mm		
	S-M1		mm		mm		
	S-M2		mm		mm		
S3S	S-F1		mm		mm		
	S-F2	塩化ビニル系樹脂	2 mm		mm	屋根平面部及び立上り	
M4S	S-M1		mm		mm		
	S-M2		mm		mm		
POSI S3SI S4SI M4SI	SI-F1		mm		mm		
	SI-F2		mm		mm		
	SI-M1		mm		mm		
	SI-M2		mm		mm		
P1S	S-C1		mm		mm		

② 仕上げ塗料の種類（　　高反射保護塗料　　）、使用量（ メーカー仕様による ）

③ 機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

④ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速Vo=（　36　）m/s　地表面粗度区分（ Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ ）

⑤ 絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質は、発砲ポリエチレンシート ・ （　　）とする。

⑥ プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

⑦ 固定金具　材質（　　アルミ　　）、形状寸法（　　L型　　）

区分		S(SI)-F1	S(SI)-F2	S(SI)-M1	S(SI)-M2	S-C1
下地処理		標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁テープ張り				
平場接着法		接着剤塗布		固定金具		接着剤
断熱材(断熱工法)		下地に断熱材を隙間無く張付、 ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する		
増張	立上り部等出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける
	ルーフドレン、配管等と防水下地材との取合い部	シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・ルーフドレン廻りは幅150mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り振り張付ける。 ・配管回りは幅100mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張掛け、張付ける。		S-F1と同じ		シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・排水器具回りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り振り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管回りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付
重部	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上
	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	100mm以上
	接合部	接　着　剤		熱融着又は溶剤溶着		接着剤
	接合端部	テープ状シール又は接着剤	組状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	組状又は液状シール	接着剤
立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、 末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。				ポリマーセメントモルタルを覆い被せる
仕上げ塗料		・非歩行用 (シルバー2回塗り) ・軽歩行用				保護コンクリート

⑧ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

⑨ 脱気装置の仕様:　　なし

⑩ ルーフドレンの材質規格　　縦方向コーン型:鋳鉄製　横方向改修用二重ドレン:塩ビ樹脂製

7.　塗膜防水

① 工法:　　L4X工法　　種別:　　X-2(密着)

② 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。

③ プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、 シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
POX	X-1 X-2 X-1H X-3H			
L4X	X-1	笠木など図示	主材料の製造所の仕様	
	X-2			
	X-1H			
	X-3H			
P1Y	Y-2			
P2Y	Y-2			

④ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

8.　シーリング

① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。

⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系	ー	RD リセス部	図示	図示	行う
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	ー	シート防水アルミ金物押え部	図示	図示	行う
PU-2	ポリウレタン系					

9. とい

① といの材種（　　図示　　）

② 防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

③ たてどい受金物の取付けは図示する。

④ ルーフドレンの取付けは図示する。

10. 漏水試験

① 漏水試験を行う。

11. 防水保証

① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章　外壁改修工事

1. 外壁改修の施工数量及び調査方法

① 当工事の積算計上数量は図面による。

② 施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。

③ 外部足場設置後、施工数量調査を行う。

④ 調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。

2. 外壁改修工法の種類及び材料

① コンクリート打放し仕上げ外壁

工　法	ひび割れ部	欠　損　部	
樹脂注入工法	工法：　自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量：　75　ml/本 注入間隔：　250mm エポキシ樹脂：硬質系低粘度エポキシ樹脂		
Uカットシール材充填工法	材料：　エバーボンド EP-600 シーリング材：　SC-PU1NB、PU2NB		
シール工法	材料：パテ状エポキシ樹脂		
充填工法		材料：亜硝酸配合モルタル	

② ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。

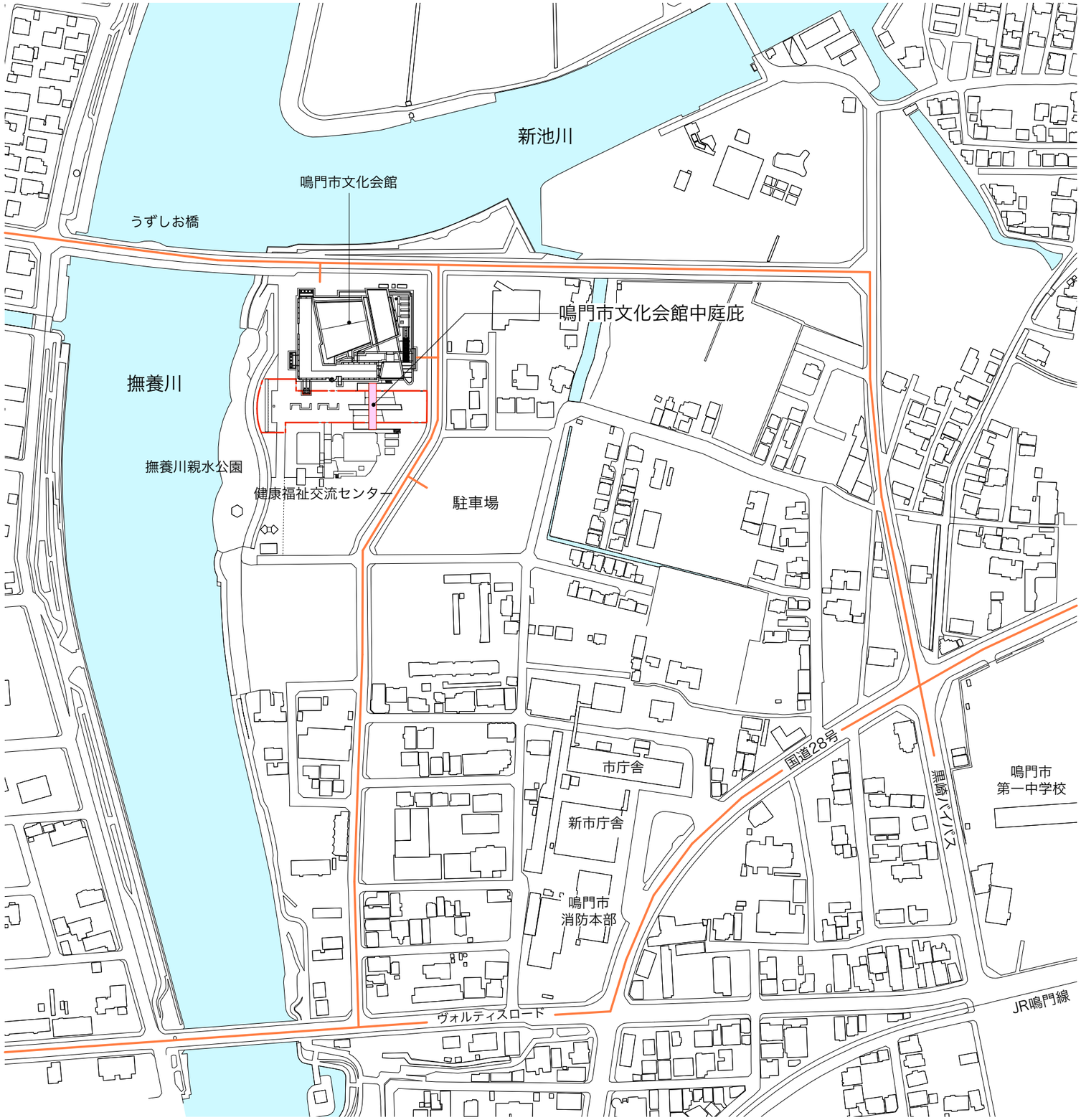
3. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事

① 仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

② 下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、2.外壁改修工法の種類及び材料による。

種　類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si							
	可とう形外装薄塗材Si							
	外装薄塗材E	（庇 軒裏）			平たん状	ローラー塗り	適用	
	可とう形外装薄塗材E							
	防水形外装薄塗材E							
	外装薄塗材S							
厚付け仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C							
	外装厚塗材E							
	外装厚塗材Si							
複層仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE							
	可とう形複層塗材CE							
	複層塗材E							
	複層塗材Si							
	複層塗材RE							
	防水形複層塗材CE							
	防水形複層塗材E							
	防水形複層塗材RE							
可とう形改修用仕上塗材 JIS A 6909	可とう形改修塗材E							
	可とう形改修塗材RE							
	可とう形改修塗材CE							

外壁改修仕上げは、工事に先立ち、監督員の指定した範囲で1m2x3箇所程度試験施工を実施。監督員に試験施工仕上げの確認を得ること。
上記は、鳴門市文化会館耐震改修事業の外壁躯体改修仕上げの美観に揃えることを目的とする。

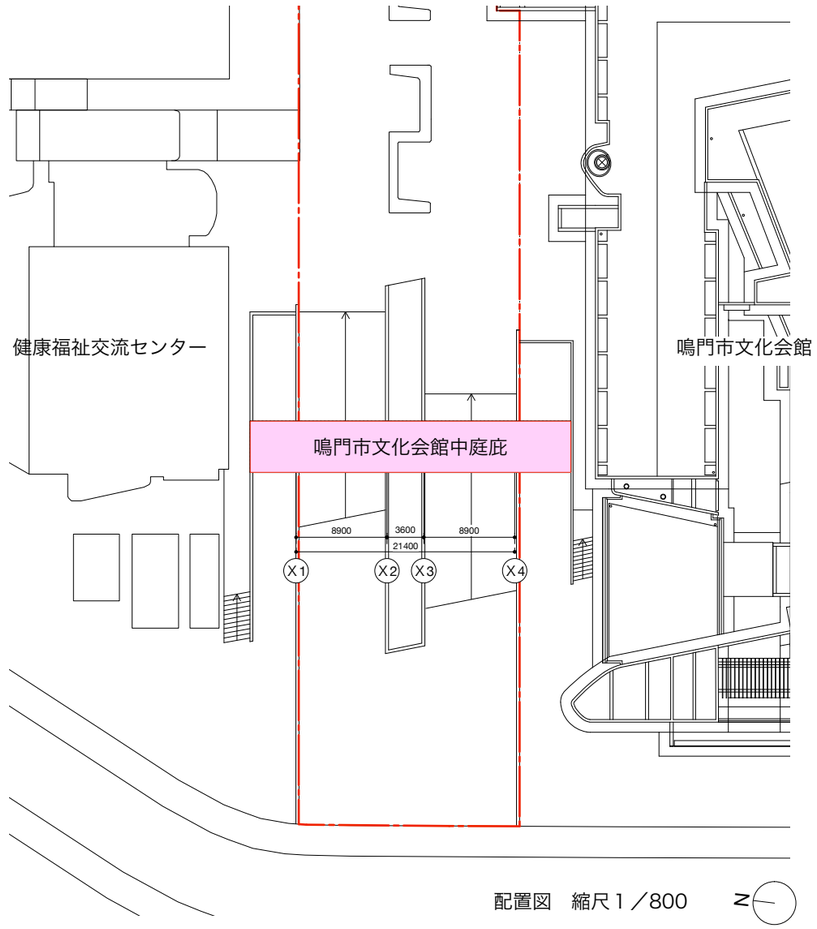


業務名称	鳴門市文化会館中庭庇耐震改修工事設計業務
対象施設	鳴門市文化会館中庭庇 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜24-７
発注者	鳴門市
設計者	有限会社 香山建築研究所

敷地概要	
敷地面積	12,648㎡（竣工図敷地面積）
区域区分	市街化区域
用途地域	第１種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%
接続道路	西側道路：幅員約６m、南側道路：幅員約６m
その他	JR鳴門駅から南方向１kmに位置する。 東側に撫養川、南側に新池川が流れる。 北側には、鳴門市健康福祉交流センターが隣接。

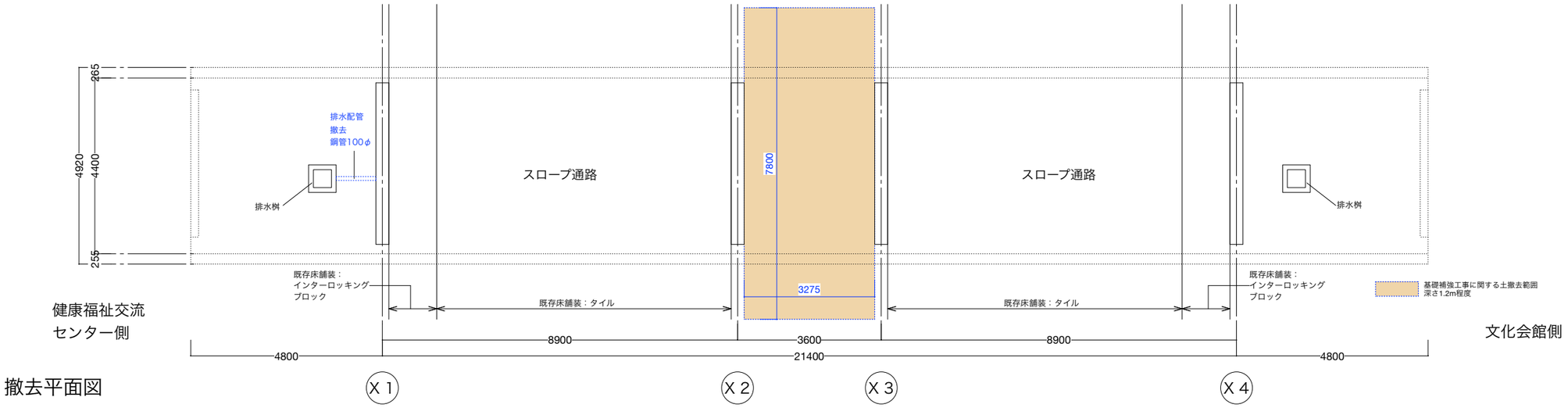
施設概要	
建築面積	152.52㎡
延床面積	０㎡

構造	RC造
階数	ー

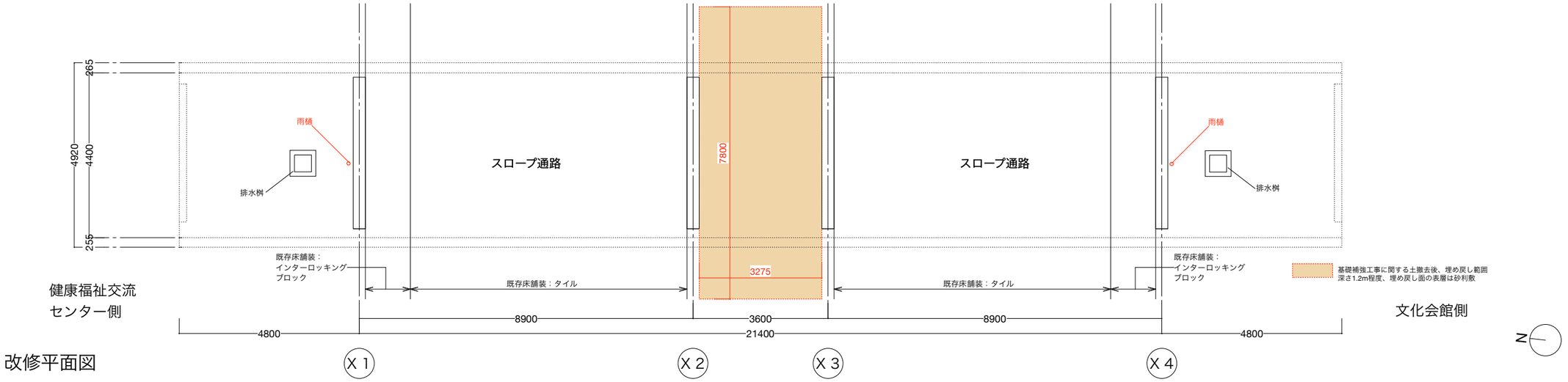


設計 一級建築士事務所第12399号(有)	香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図
一級建築士　第289714号	長谷川祥久	計画概要 敷地案内図 配置図	縮尺 A1 図示　A3 図示

NCE-Aa07

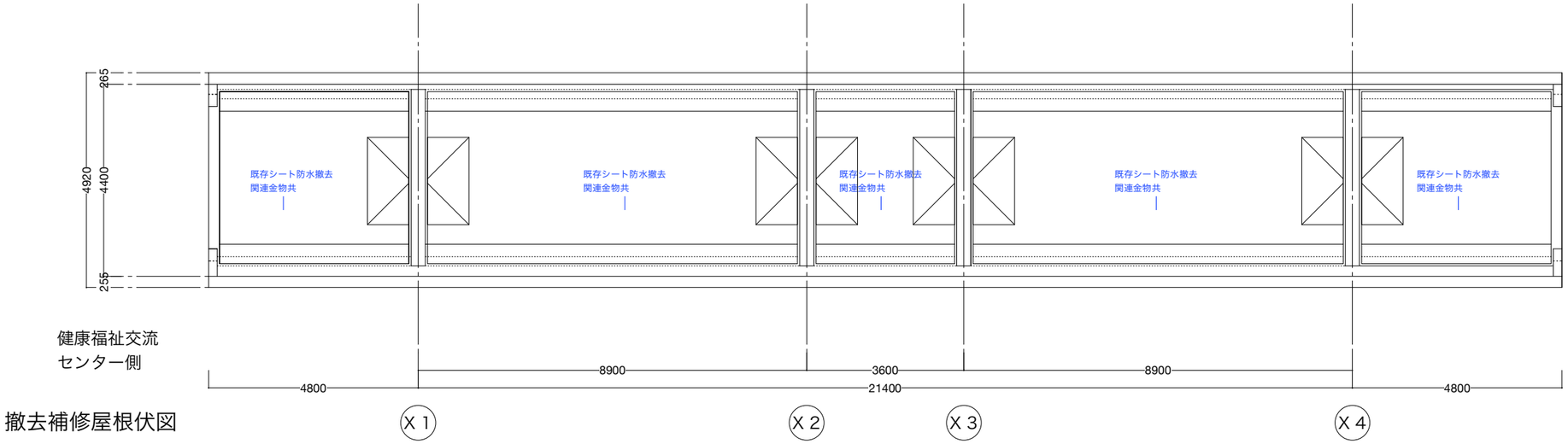


撤去平面図

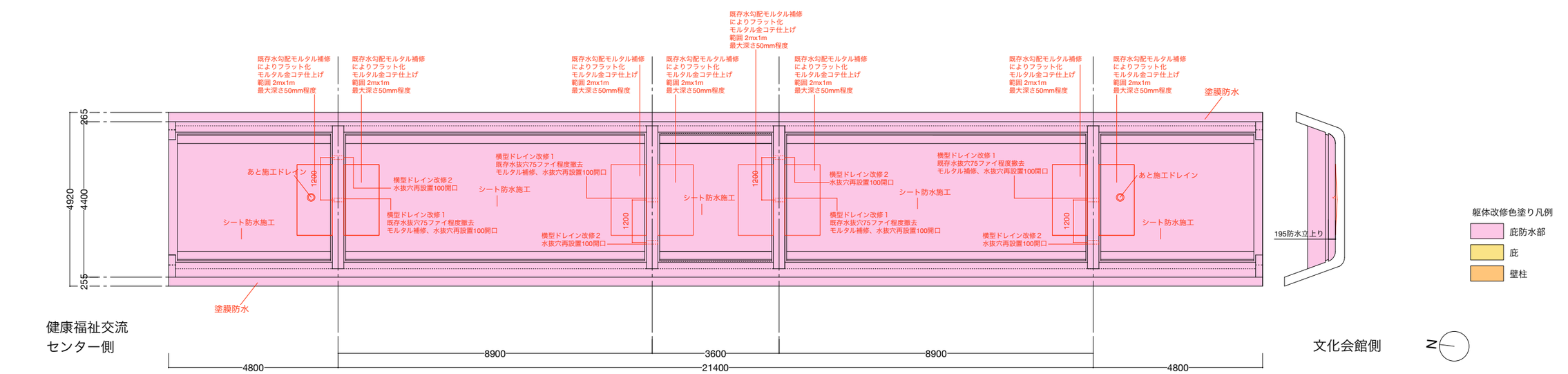


改修平面図

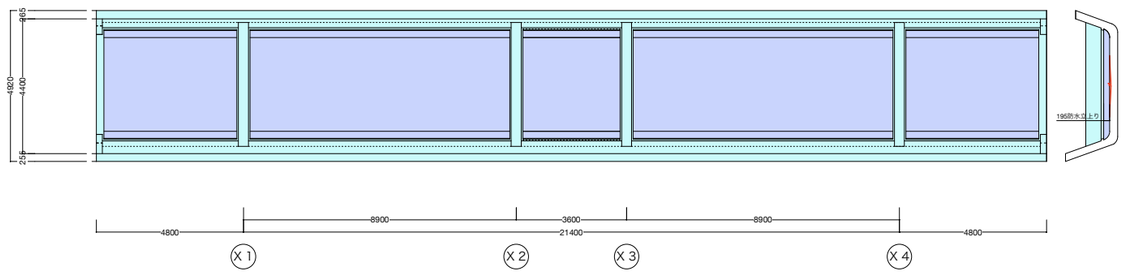
設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 一級建築士　第289714号　長谷川祥久	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図	NCE-Aa08
	平面図	縮尺 A1 1/60　A3 1/120	



撤去補修屋根伏図



改修屋根伏図



防水色分図　縮尺１／200（A3）

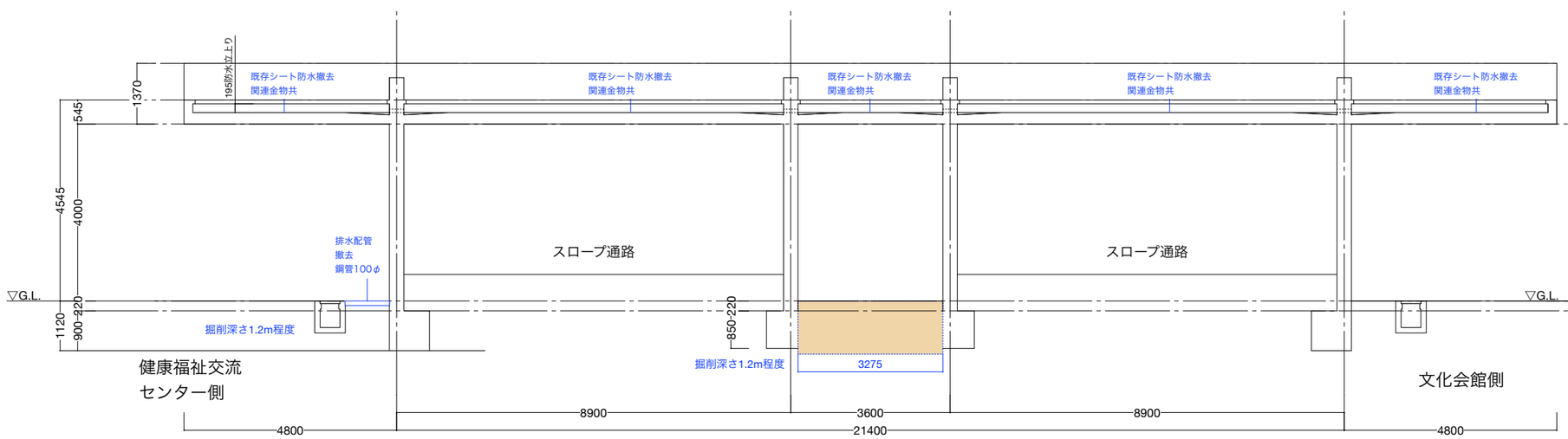
＊防水工事に先立ち躯体改修工事を行う

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇防水部	1	高圧洗浄		高圧洗浄ｷｬﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇防水部	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	0.5か所/㎡	
庇防水部	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	0.5か所/㎡	
庇防水部	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5ｍ/㎡	
庇防水部	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5ｍ/㎡	
庇防水部	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	

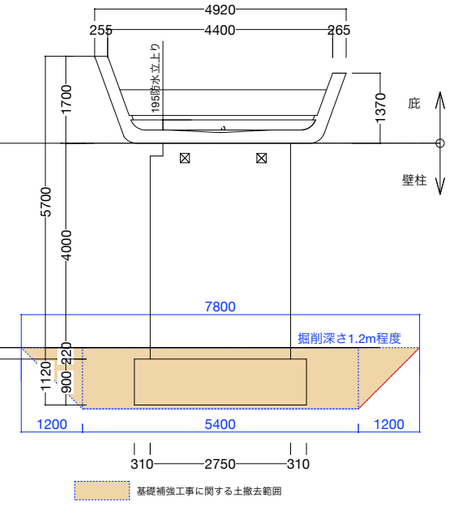
＊表中の単位数量は既存調査の結果から示したもの。施工に先立ち既存調査を施工者にて実施し、その内容を図面等にまとめ監督員に報告すること。

設計 一級建築士事務所第12399号(有)	香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図
一級建築士　第289714号	長谷川祥久	屋根伏図	縮尺 A1 1/60　A3 1/120

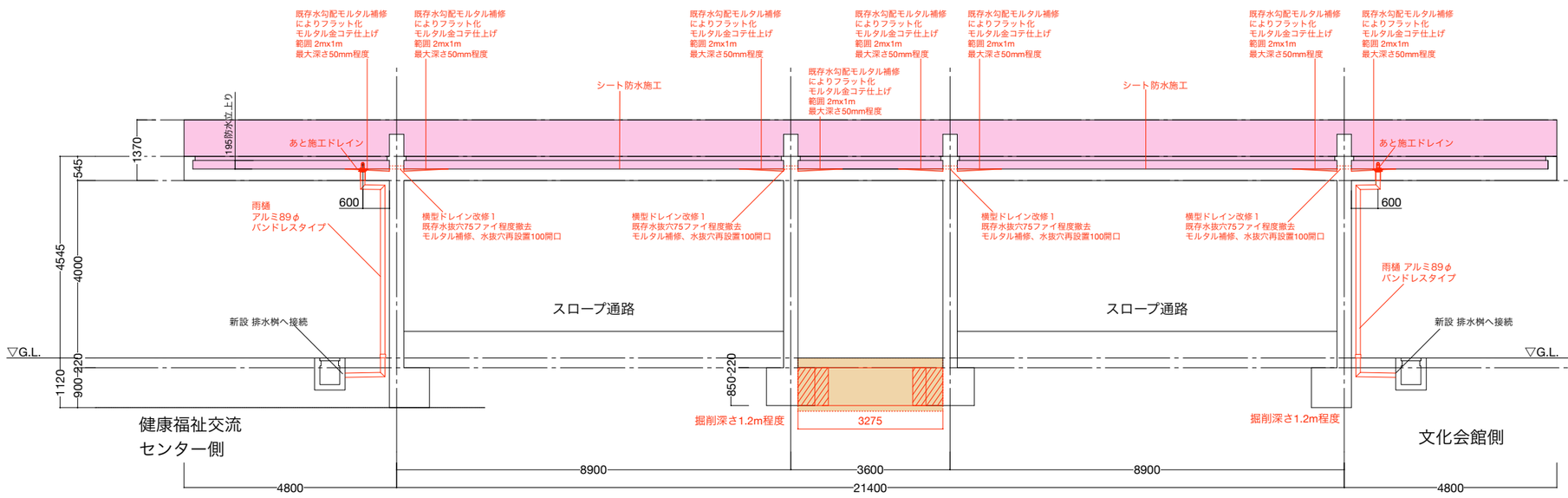
NCE-Aa09



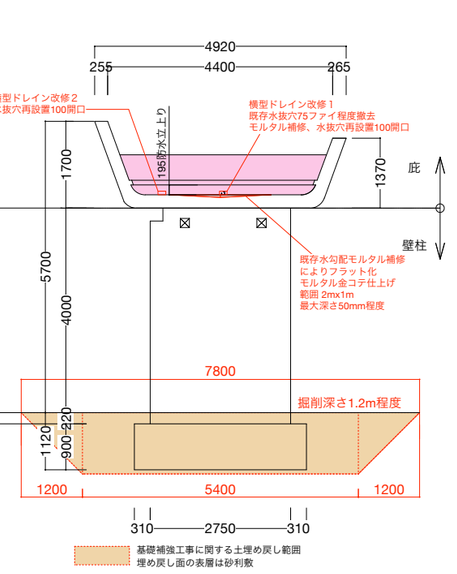
撤去長手断面図 東面



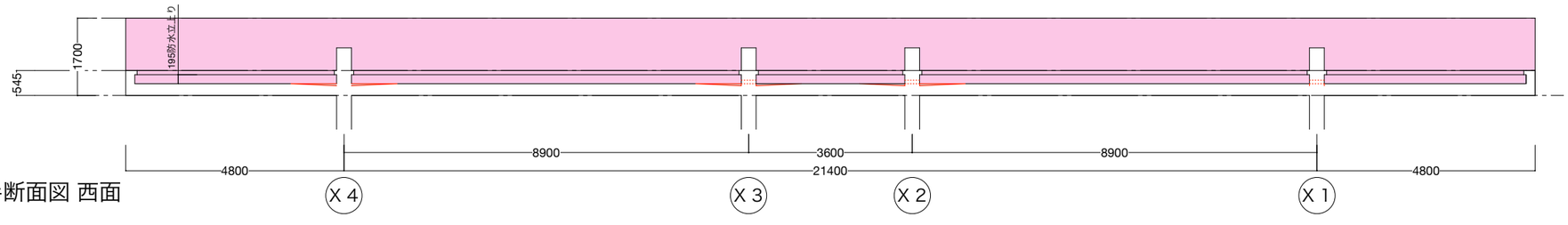
撤去短手断面図 X2-3



改修長手断面図 東面



改修短手断面図 X2-3



改修長手断面図 西面

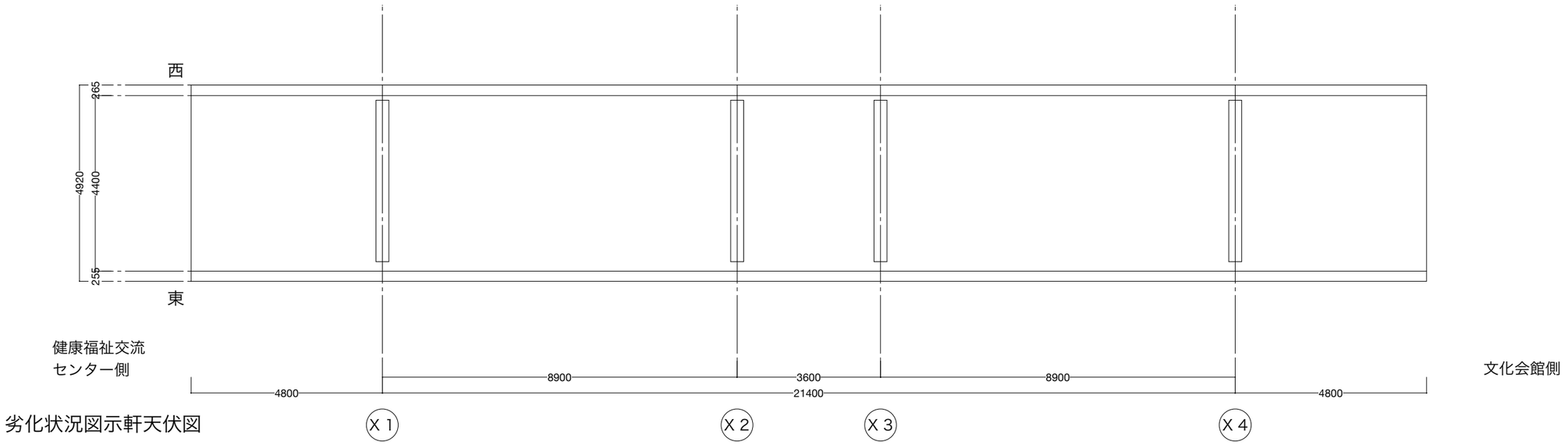
部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇防水部	1	高圧洗浄		高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇防水部	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	0.5か所/㎡	
庇防水部	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	0.5か所/㎡	
庇防水部	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5ｍ/㎡	
庇防水部	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5ｍ/㎡	
庇防水部	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	

躯体改修色塗り凡例

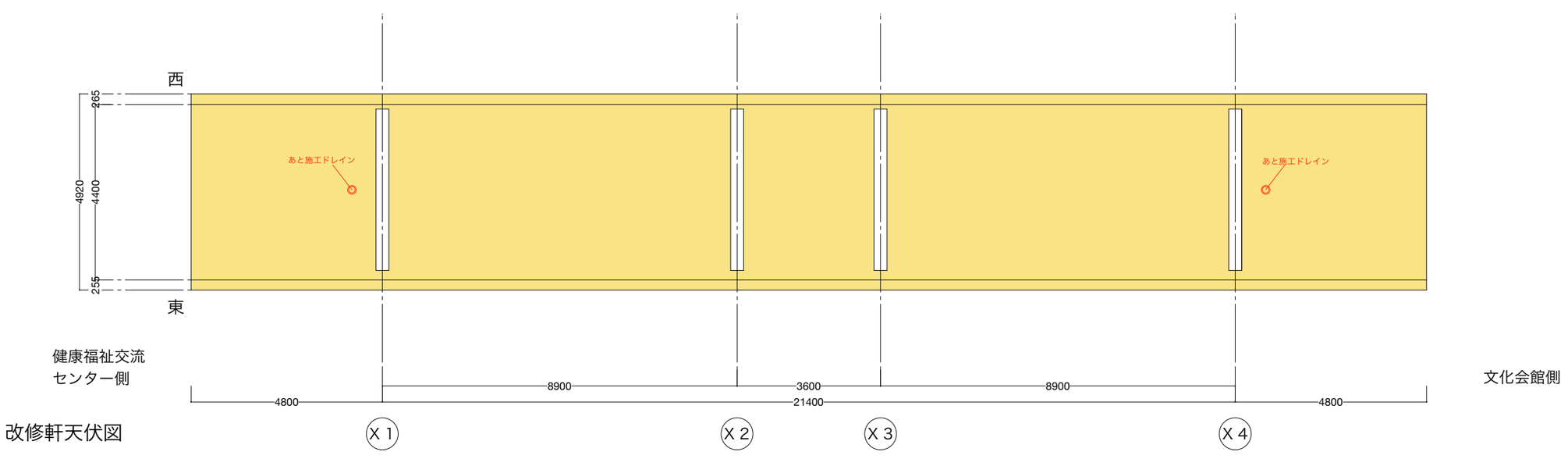
- 庇防水部
- 庇
- 壁柱

＊表中の単位数量は既存調査の結果から示したもの。施工に先立ち既存調査を施工者にて実施し、その内容を図面等にまとめ監督員に報告すること。

設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 一級建築士　第289714号　長谷川祥久	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図	NCE-Aa10
	断面図	縮尺 A1 1/60　A3 1/120	



劣化状況図示軒天伏図



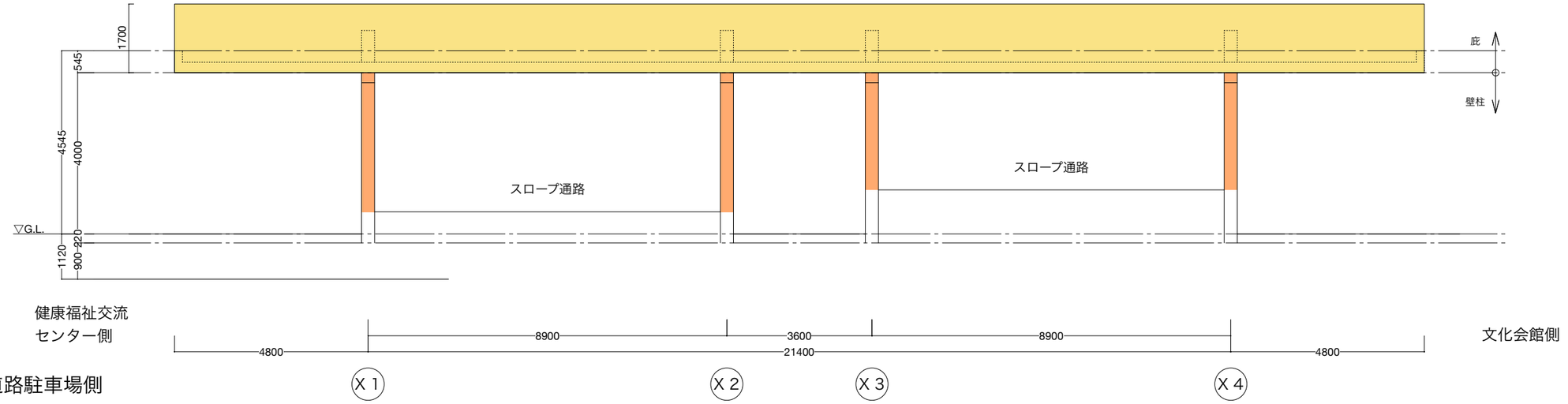
改修軒天伏図

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
壁柱	1	高圧洗浄	全面	高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
壁柱	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	3	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素 含侵材注入	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5m/㎡	
壁柱	4	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5m/㎡	
壁柱	5	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	6	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

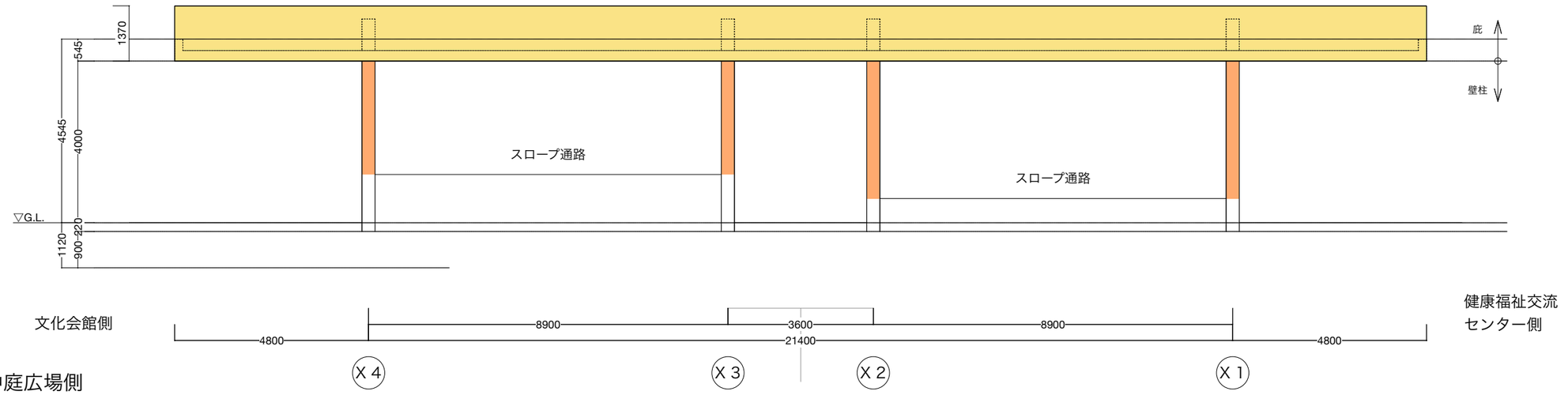
部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇	1	高圧洗浄		高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	1.5か所/㎡	
庇	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	1.5か所/㎡	
庇	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	3m/㎡	
庇	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	3m/㎡	
庇	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂カ所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	1.5か所/㎡	
庇	7	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

＊表中の単位数量は既存調査の結果から示したもの。施工に先立ち既存調査を施工者にて実施し、その内容を図面等にまとめ監督員に報告すること。

	設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図
	一級建築士　第289714号　長谷川祥久	軒天伏図	縮尺 A1 1/60　A3 1/120
			NCE-Aa11



西立面図 道路駐車場側



東立面図 中庭広場側

躯体改修色塗り凡例

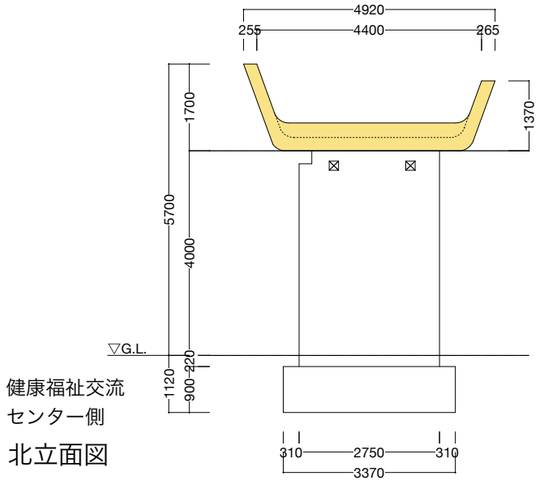
- 庇防水部
- 庇
- 壁柱

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
壁柱	1	高圧洗浄	全面	高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
壁柱	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	3	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素 含侵材注入	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5m/㎡	
壁柱	4	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5m/㎡	
壁柱	5	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	6	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇	1	高圧洗浄		高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	1.5か所/㎡	
庇	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	1.5か所/㎡	
庇	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	3m/㎡	
庇	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄ ﾘﾏｰｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	3m/㎡	
庇	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	1.5か所/㎡	
庇	7	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

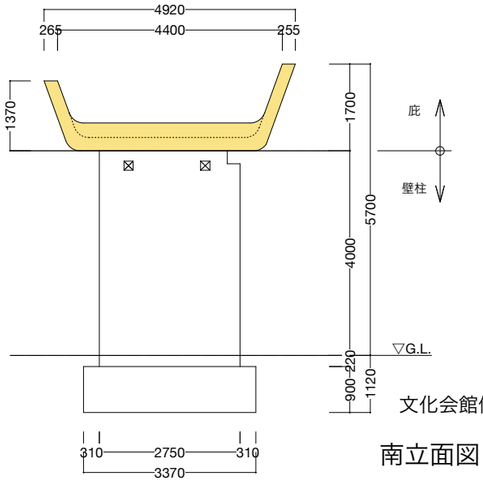
＊表中の単位数量は既存調査の結果から示したもの。施工に先立ち既存調査を施工者にて実施し、その内容を図面等にまとめ監督員に報告すること。

	設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図
	一級建築士　第289714号　長谷川祥久	劣化状況図示 長手立面図	縮尺 A1 1/60　A3 1/120
			NCE-Aa12



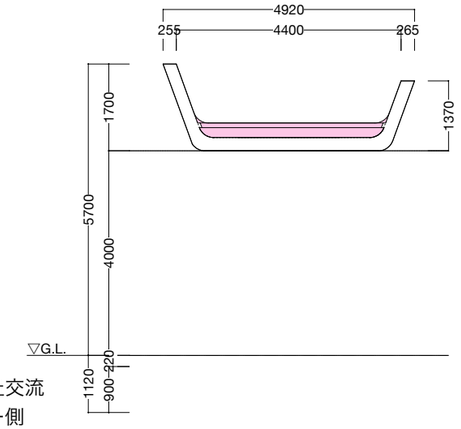
健康福祉交流
センター側

北立面図



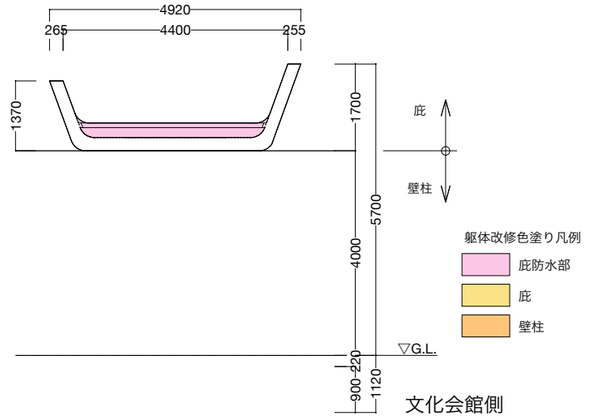
文化会館側

南立面図



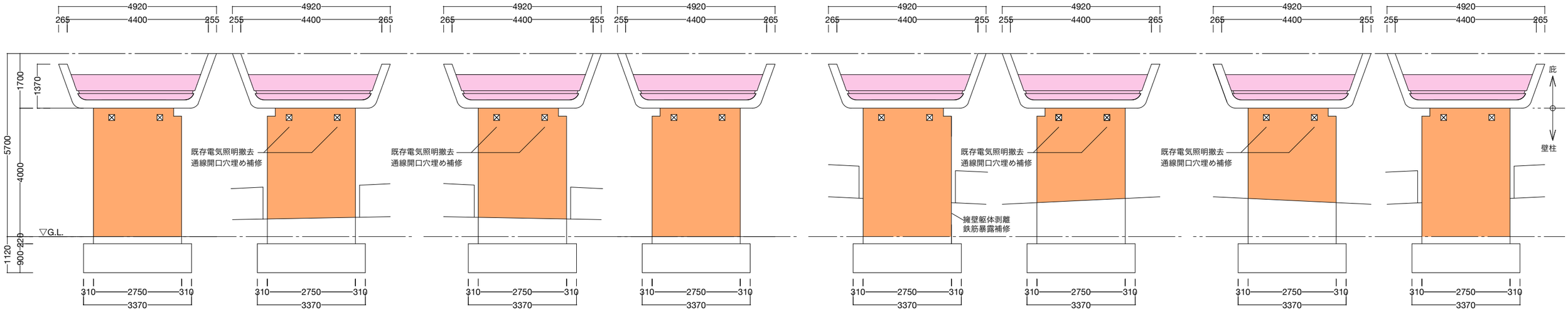
健康福祉交流
センター側

X1北側 パラペット側



文化会館側

X4南側パラペット側



健康福祉交流
センター側

X1北側　X1南側　X2北側　X2南側　X3北側　X3南側　X4北側　X4南側　文化会館側

壁柱立面図

躯体補修痕は監督員の確認を行い、
全てフッ素樹脂塗装仕上げにて補修

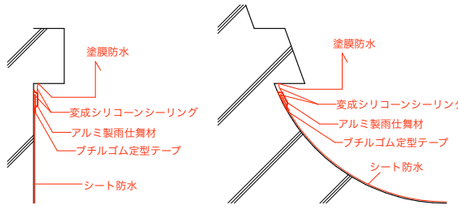
部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
壁柱	1	高圧洗浄	全面	高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
壁柱	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	3	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素 含侵材注入	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5m/㎡	
壁柱	4	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5m/㎡	
壁柱	5	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	
壁柱	6	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇	1	高圧洗浄		高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	1.5か所/㎡	
庇	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	1.5か所/㎡	
庇	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	3m/㎡	
庇	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	3m/㎡	
庇	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	1.5か所/㎡	
庇	7	打放し調補修	全面	着色改質材ファンデーション塗装（スポンジ＋刷毛）３色 ミックス程度	全面美装及び躯体止水性能の向上	m2	ﾌﾟﾗｲﾏｰ含む

部位	工程	施工工事名称	施工対象箇所	仕様、対象箇所	目　的	単　位	備　考
庇防水部	1	高圧洗浄		高圧洗浄+ｹﾚﾝ作業	改修施工材の浸透性の確保	m2	
庇防水部	2	爆裂部断面修復	爆裂部	亜硝酸配合ﾓﾙﾀﾙ、爆裂部の補修	鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	0.5か所/㎡	
庇防水部	3	外壁表面含侵材塗布	爆裂の多い面	亜硝酸ｶﾙｼｳﾑ系　200CC/㎡	鉄筋不導体被膜の維持再生	0.5か所/㎡	
庇防水部	4	表面含侵材注入	細管空隙、ひび割れ部分	高濃度ｹｲ酸塩素	ｺﾝｸﾘｰﾄ再結晶化による空隙充填	0.5m/㎡	
庇防水部	5	ひび割れ補修	ひび割れ部分	超微粒子ｾﾒﾝﾄ補修	超微粒子ｾﾒﾝﾄによるひび割れ部の補修	0.5m/㎡	
庇防水部	6	ポリマーセメント補修	欠損部全般	爆裂以外の躯体補修及び躯体表面の欠損部補修 フッ素除去時にできる凹凸補修 鉄筋腐食に伴う爆裂力所の補修	ポリマーセメントによる欠損部全般の補修	0.5か所/㎡	

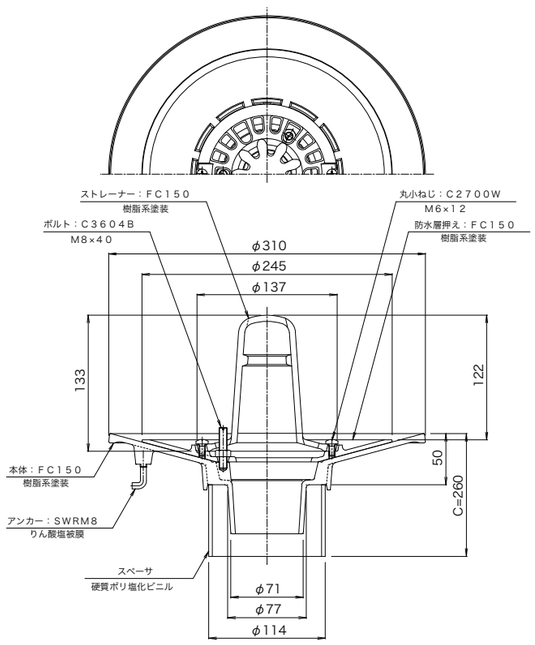
＊表中の単位数量は既存調査の結果から示したもの。施工に先立ち既存調査を施工者にて実施し、その内容を図面等にまとめ監督員に報告すること。

設計 一級建築士事務所第12399号(有)　香山建築研究所 一級建築士　第289714号　長谷川祥久	鳴門市文化会館２期外構工事 劣化状況図示 短手立面図	実施図 縮尺 A1 1/60　A3 1/120	NCE-Aa13



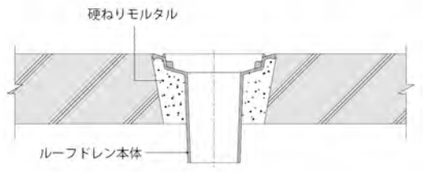
左：垂直立上り
右：R部立上り
シート防水端部
詳細図1／10（A3）

庇断面詳細図　1／20（A3）

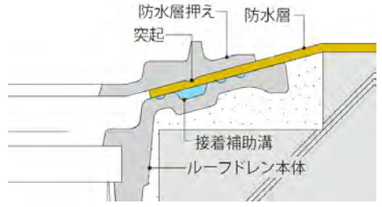


鋳鉄製ルーフドレン　防水層張掛け幅100mm　たて引き用　打込型　差し込み式
アスファルト・改質アスファルトシート・シート防水用　株式会社カネソウ　WHP－１－７５同等品　C＝図示

たて引き用　後付型ルーフドレン
・スラブ配筋は通し配筋とし、開口用斜め配筋も実施
・本体を据付けるとき、鉄筋の切断は最小限にとどめること
・無収縮モルタルなどの硬ねりを、入念に充填すること



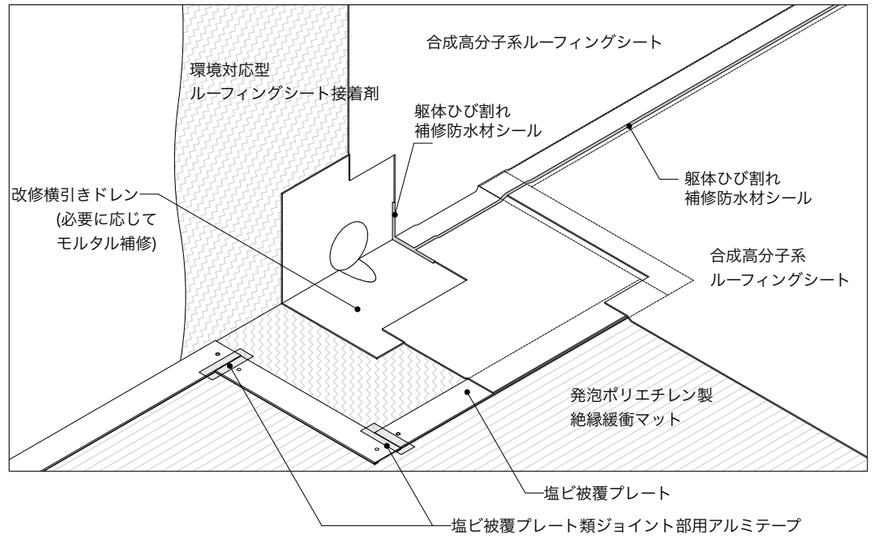
縦型あと施工ルーフドレインと躯体部の取合詳細　ノンスケール



縦型あと施工ルーフドレインと防水シートの取合詳細　ノンスケール

左図：縦型あと施工ルーフドレイン詳細図　1／6（A3）２箇所

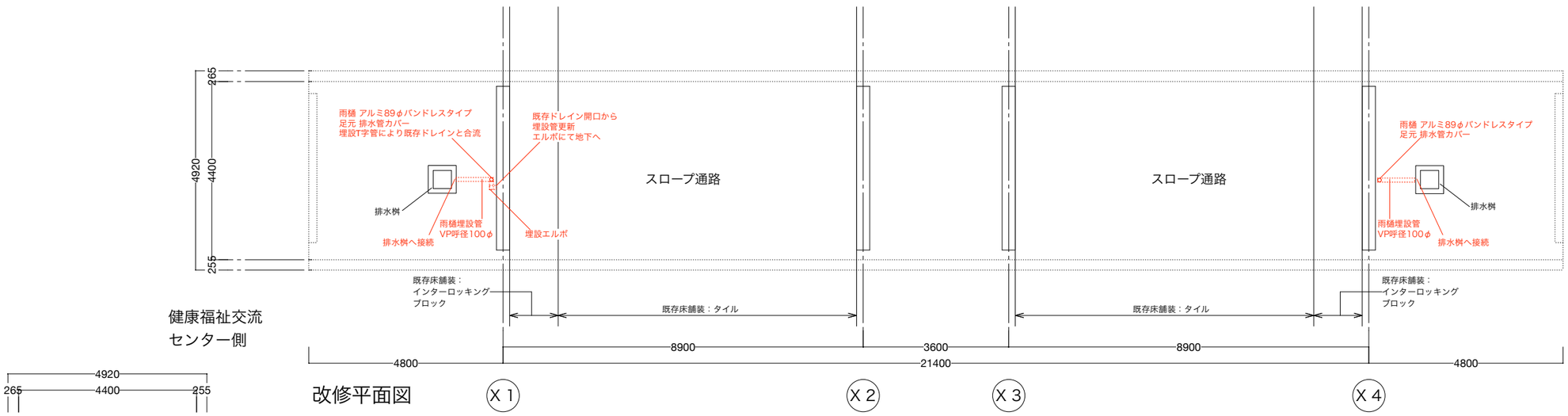
＊改修横引きドレンを先付けで納める場合
＊改修用ドレンキャップは省略



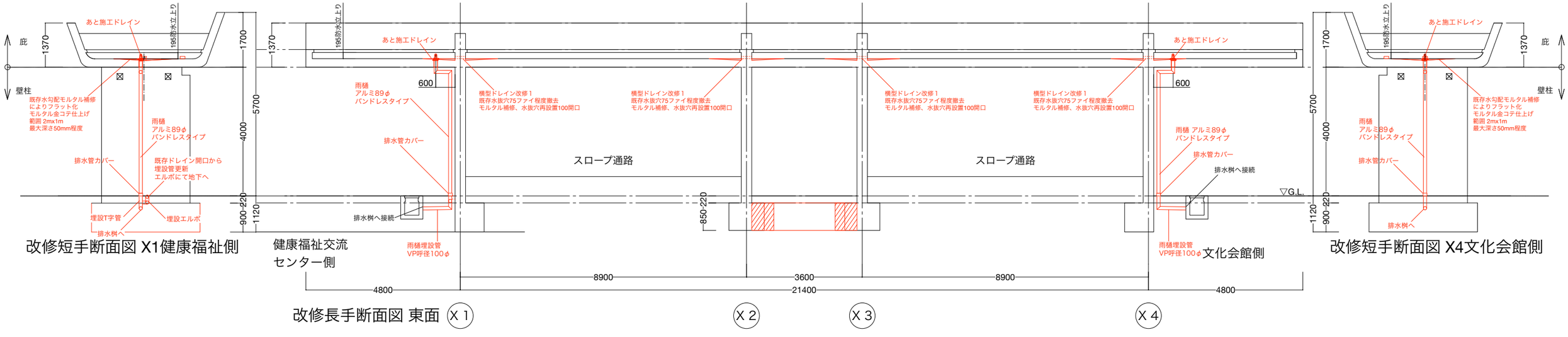
横型改修ドレイン詳細図　1／10（A3）

設計 一級建築士事務所第12399号(有)	香山建築研究所	鳴門市文化会館２期改修工事	実施図
一級建築士　第289714号	長谷川祥久	詳細図	縮尺 A1 図示　A3 図示

NCE-Aa14



改修平面図

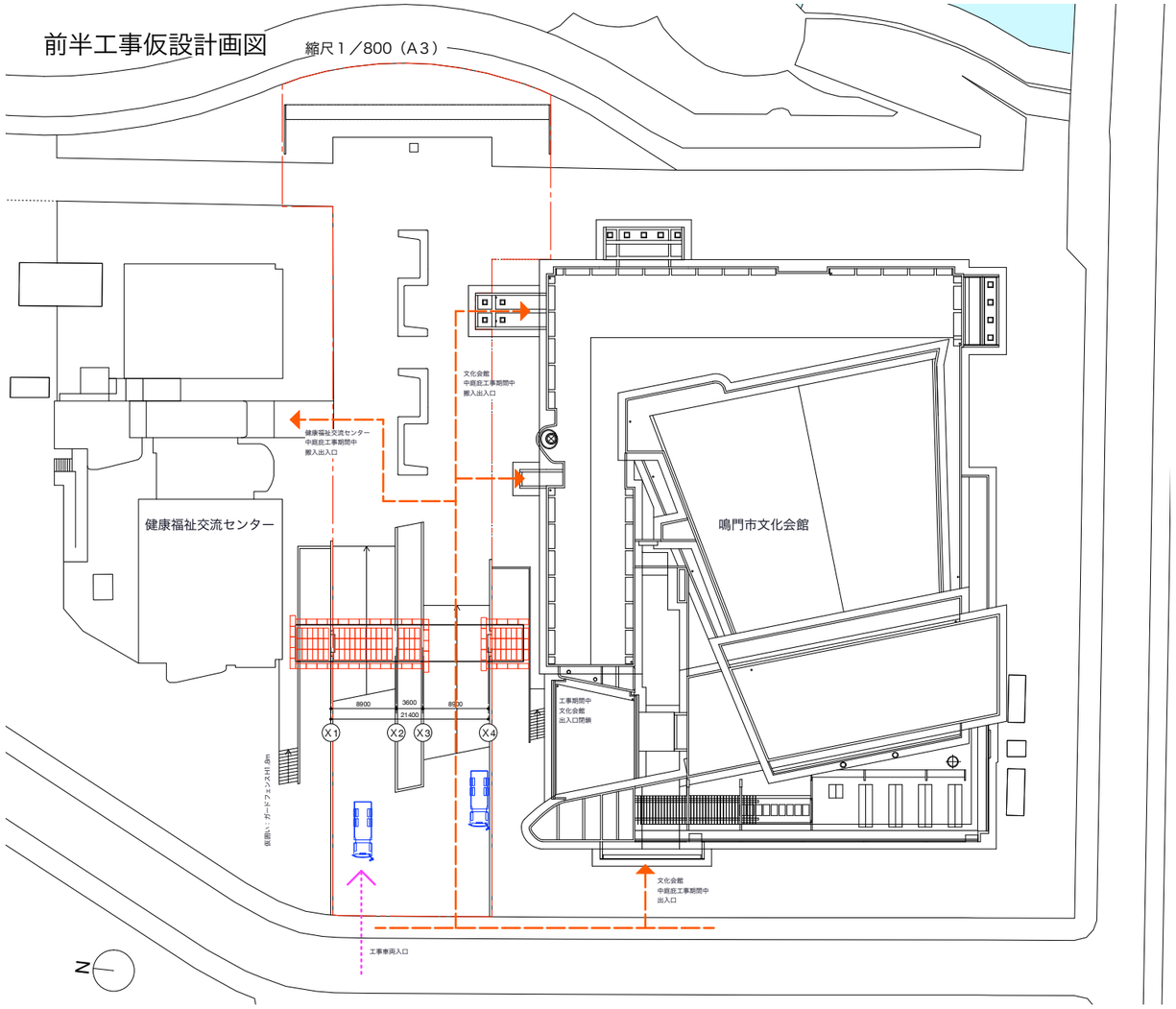


＊雨樋はアルミシルバー色程度

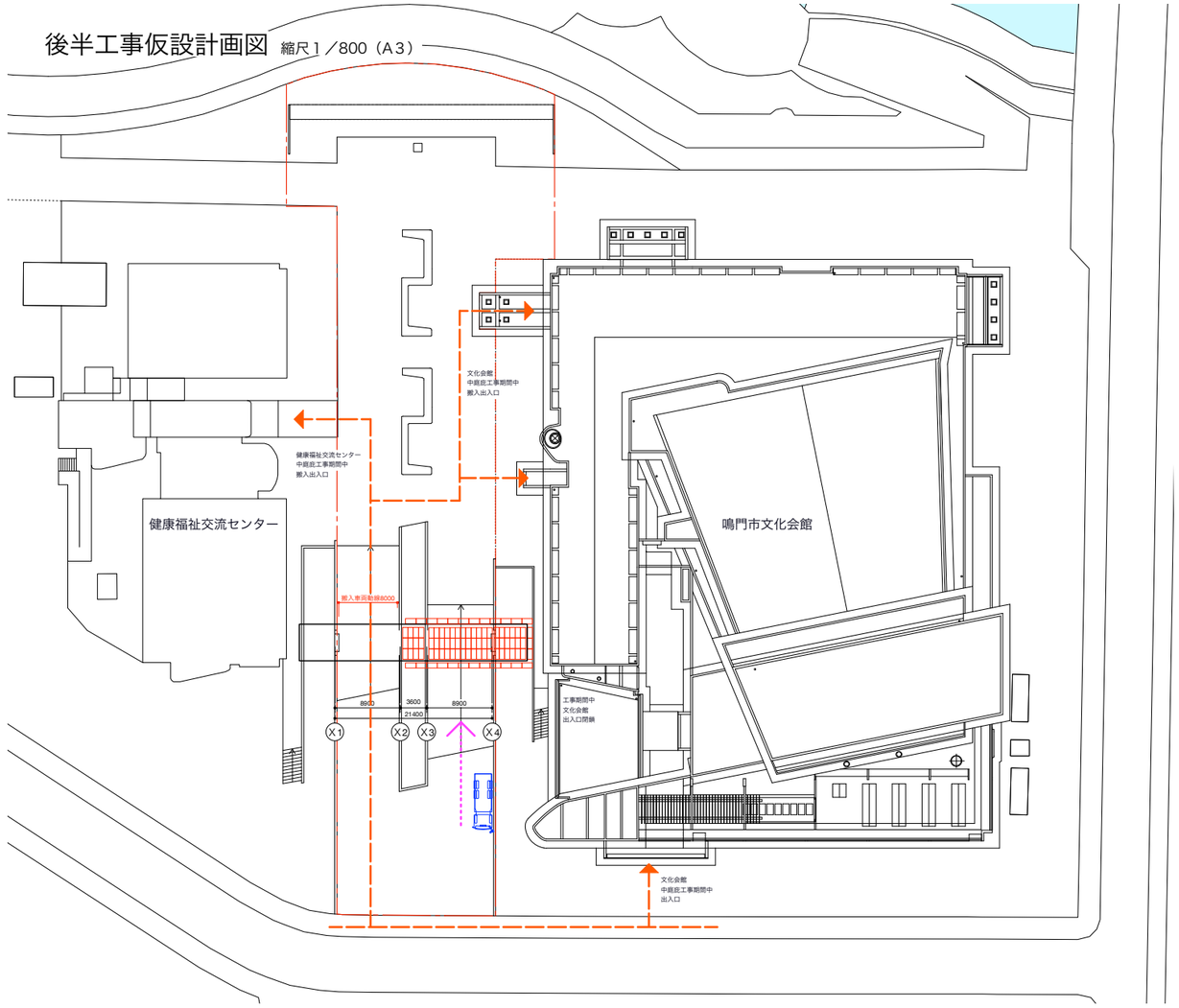
＊雨樋及びあと施工ドレインの設置位置は、現地実測を行い図面を作成し、監督員に確認の上で決定すること

設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館２期外構工事	実施図	NCE-Aa15
一級建築士 第289714号 長谷川祥久	雨樋計画図	縮尺 A1 1/60 A3 1/120	

前半工事仮設計画図　縮尺１／800（Ａ３）



後半工事仮設計画図　縮尺１／800（Ａ３）

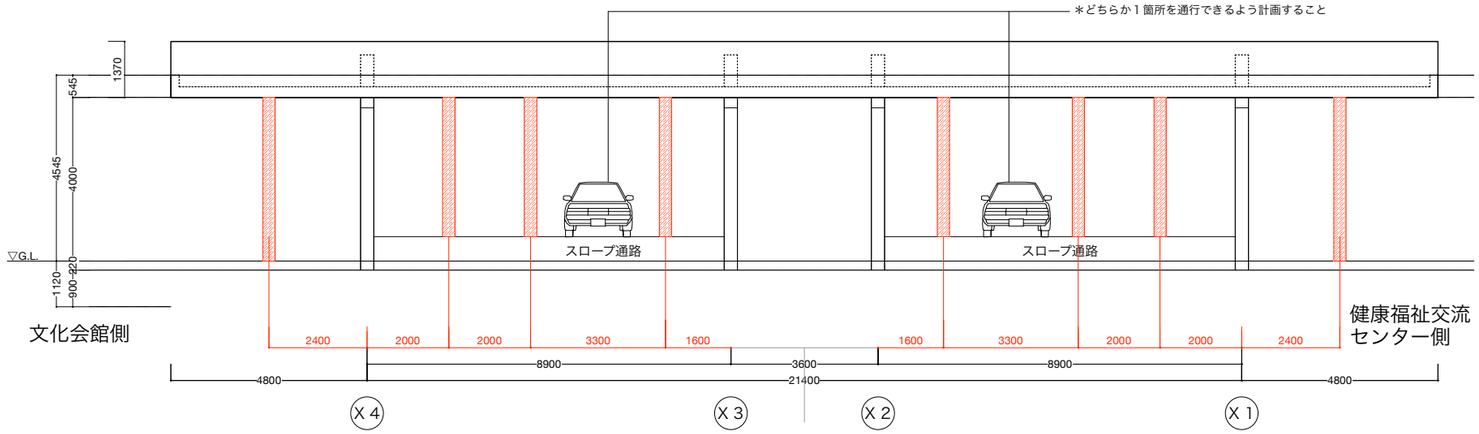


凡　例

- 仮囲いの位置については、A-037仮設計画図による
- 仮設足場　外周部養生メッシュシート
- 工事車両動線
- 文化会館・健康福祉交流センター、搬入動線

中庭庇改修時の転倒防止仮設計画　縮尺１／150（Ａ３）

工事期間中の文化会館、健康福祉交流センターへの搬入車両動線
＊どちらか１箇所を通行できるよう計画すること



仮設材
強力パイプサポート（50型）：16本
斜材固定用架台アンカー：16箇所　＊斜材固定用架台アンカー箇所のうち、スロープ通路の
床舗装タイルの範囲の復旧は、監督員との協議による
インターロッキングブロック範囲は、当該材料を生捕りして工事完了後復旧とする
養生材：監督員との協議による

設計 一級建築士事務所第12399号(有)　香山建築研究所 一級建築士　第289714号　長谷川祥久	鳴門市文化会館２期外構工事 仮設計画図	実施図 縮尺 A1 図示　A3 図示	NCE-Aa16

土工事

項　目	特　記　事　項
① 根切り	◎周辺の状況，土質，地下水の状態等に適した工法を採用し，工事中の異常沈下，法面の滑動，その他による災害が発生しないよう，災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し，支障がないようにすること。 ◎根切り底は，地盤をかく乱しないよう，手作業（深さ30cm程度）とするか，バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。なお，かく乱した場合は，自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め，監督職員の承諾を受ける。
② 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水，わき水等は，適正な排水溝，集水ます等を設置し，支障がないようにすること。
③ 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（ A種 ・(B種)・ C種 ・ D種 ）とし，機器により締め固める。 ◎建設発生土を搬入する場合には，土壌検査結果を添付するものとし，「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては，搬入することができない。 ただし，次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で，監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土（切込砕石，砂，真砂土等）である場合 ◎余盛りは，土質に応じ監督員と協議の上，余盛り高さを決定すること。 ◎六価クロム溶出試験を（ 行う ・(行わない)）。 行った場合，土壌環境基準以下であることを確認すると共に，試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は，「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件，施工条件等により試験方法，検体数に変更が生じた場合，試験の結果，六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は，監督員と協議するものとする。
④ 地均し	◎建物の周囲，幅2m程度を，水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは，均しを行う地表面の不陸を修正し，草木の除去及び清掃をして，一様にかき均した後，仕上げ面を一様になじみ起こしをして，良質土をまきかけ，歩行に耐えうる程度に締め固める。
⑤ 建設発生土の処理	◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし，建設発生土の発生場所ごとに，かつ4，000m3までごとに1回採取して，土壌検査を行うこととする。その他，「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし，建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で，担当者相互の同意が取れた場合には，分析の必要はない。
⑥ 山留め	◎山留めは，適切な資料に基づき構造計算を行い，安全に設置すること。また，設置期間中，周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに，安全管理に必要な計測を行うこと。 ◎法面施工の場合（(素堀り)・ 多段式 ） ◎鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。

地業工事

項　目	特　記　事　項
① 一般事項	◎排水，排土等は産業廃棄物に該当するため，関係法令に基づき適正に処理すること。
⑦ 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は，市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は，（ 切込砂利 ・ 切込砕石 ・(再生クラッシャラン) ）とする。 | 種　別	使用部位	厚　さ	粒度範囲
---	---	---	---
切込砂利			
切込砕石			
再生クラッシャラン	補強基礎直下	100	40	 ・締固めは，ランマー3回突き，振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを越える場合は，300mmごとに締固めを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては，地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは，無筋コンクリート（スランプ15cm，設計基準強度18N/mm2）とし，厚さは 50 mmとする。

鉄筋工事

項　目	特　記　事　項
① 材料		規格番号	規格名称		径(mm)
---	---	---	---
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼		D13,D19
－	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	－	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		 ② 材料試験 ◎材料試験は行わない。 ただし，規格証明書を提出し，監督員の承諾を得ること。 ③ 鉄筋の継手及び定着 ◎鉄筋の継手は（(重ね継手)・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。 原則として，D35以上の異形鉄筋については，重ね継手を用いない。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。 ④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 ◎柱，梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは，標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは，目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は，図示による。図示されていない場合は，標仕参考図［1節－基礎及び基礎梁の配筋］～［7節－梁貫通孔その他配筋］による。 ⑤ 帯筋 ◎形の種別は構造図による。 ⑩ 配筋検査 ◎主要な配筋は，コンクリート打込みに先立ち，種類，径，数量，かぶり，間隔，位置等について，監督職員の検査を受ける。 ⑪ あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く） ◎あと施工アンカー作業における技能者は，あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし，これらを証明する資料を提出し，監督員の承諾を受けること。 ◎埋込み配管等に当たった場合は，直ちに穿孔を中止し，監督員に報告し指示を受けること。 ◎鉄筋等に当たった場合は，穿孔を中止し，付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は，モルタルで充てんすること。 ◎施工確認試験を（(行う)・ 行わない ）。確認強度（ 66 ）kN 試験方法は標仕14.1.3（エ）による。 ◎あと施工アンカーは（ 金属系アンカー ・(接着系アンカー)）とする。 ・接着系アンカー 引張耐力（99kN）とする。せん断耐力（不要）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。

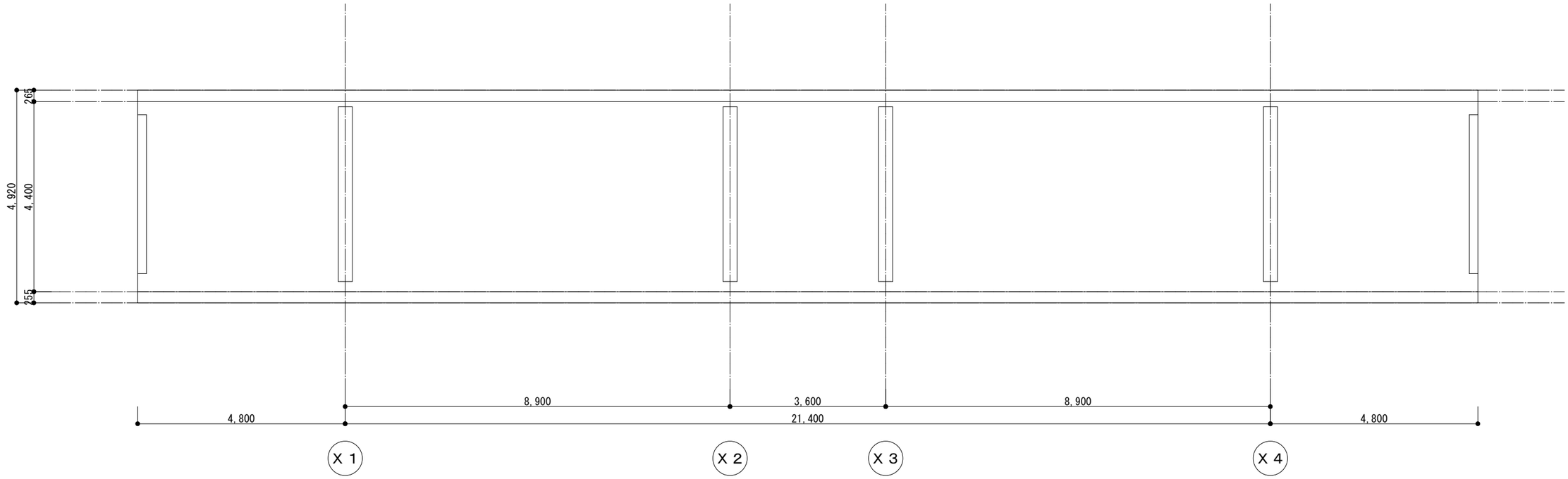
コンクリート工事(1)

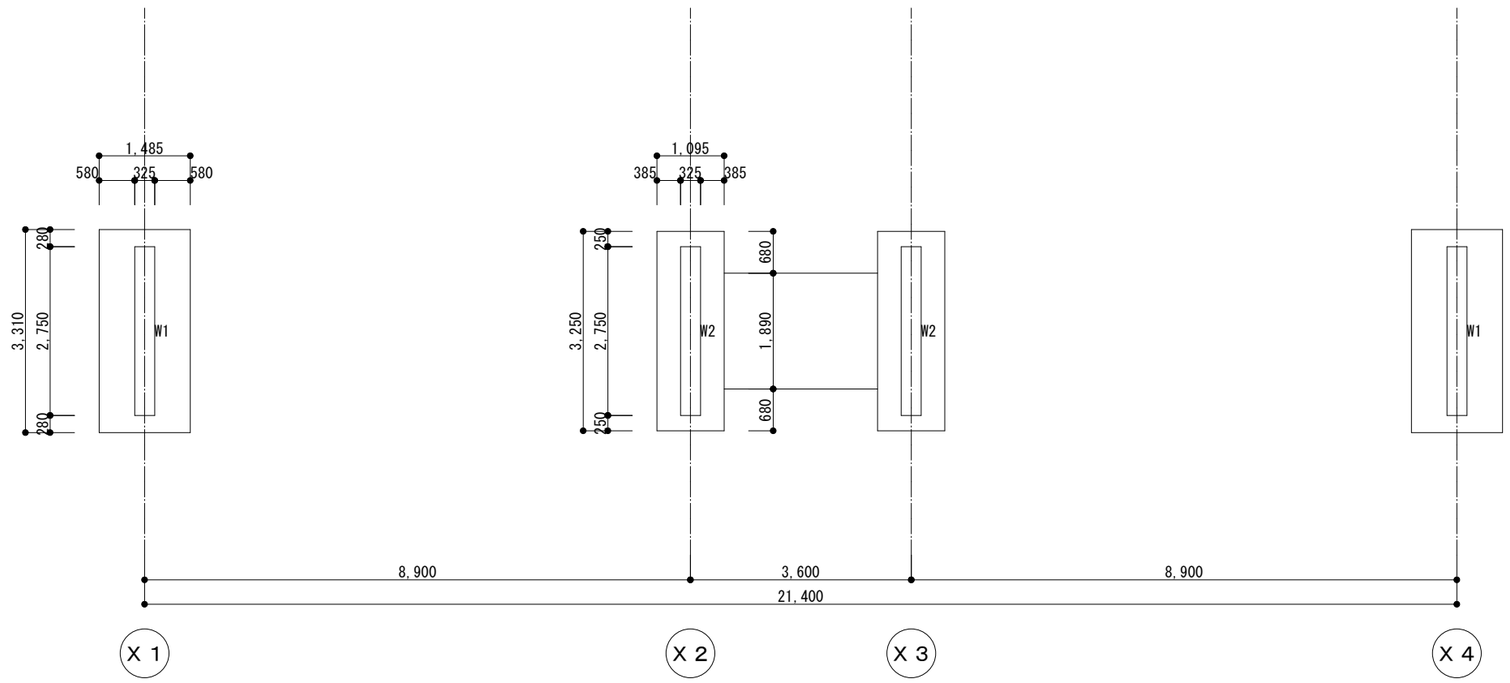
項　目	特　記　事　項
① 一般事項	◎コンクリートの種別 ・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度 コンクリートの種類 / 設計基準強度 Fc(N/mm2) / 調合管理強度 Fn(N/mm2) / スランプ (cm) / 強度試験の有無 / 種別 / 気乾単位容積重量 (t/m3) / 適用箇所 普通 / 24 / 24+S / 18 / 有 / - / 2.3 / 拡幅基礎 普通 / 18 / 18 / 15 / なし / - / 2.3 / 捨てコン ◎構造体コンクリートの調合管理強度は，設計基準強度（Fc）に構造体強度補正値（S）を加えた値とする。 なお，構造体強度補正値（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については，次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則，第3者機関にて，主任技術者又は現場代理人立会いの上，行うこと。 ただし，第3者機関以外で行う場合は，立ち会い者を定め，監督員の承認を受け，行うこととする。 なお，試験機関を選定した際には，すみやかに監督員に報告すること。
② コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は，標仕 表6.2.3による。 ◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕 表6.2.5による。
③ 普通コンクリート	◎セメントの種類は，（(普通ポルトランドセメント)・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。 ・高炉セメントB種適用箇所（　　） ・フライアッシュセメントB種適用箇所（　　） ◎骨材は，標仕6.3.1 (2) による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（(できる)・ できない ）。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は，NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は，0.3kg/m3以下とし，試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試練りは（ 行う ・(行わない)）。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は，コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため，次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し，コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント［B種またはC種］あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［B種またはC種］もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は，JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」，JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし，監督員の承諾を受けること。

コンクリート工事(2)

項　目	特　記　事　項
④ レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち，工場を選定し，監督職員の承諾を受ける。
⑤ 型枠	◎型枠は，（ 県産木製型枠 ・(合板)・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。 型枠の種別 / 仕上げ種別 / 塗装の有無 / 材質 / 厚さ / 適用箇所 県産木製型枠 / － / なし / / / 標仕6.8.2 (2)(ア) / A 種 / あり / / / 標仕6.8.2 (2)(イ) / B 種 / なし / / / 標仕6.8.2 (2)(イ) / C 種 / なし / / / 標仕6.8.2 (2)(イ) / 普通型枠 / なし / 1類 / 12mm / 全般

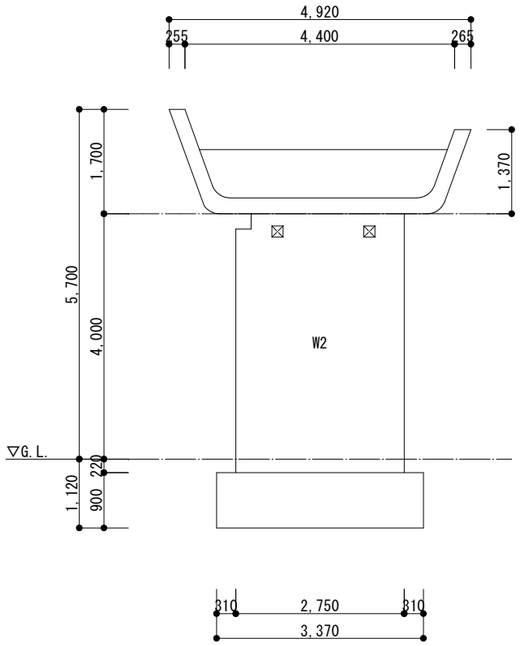
	設計 一級建築士事務所第12309号(有) 香山建築研究所 一級建築士 第289714号 長谷川祥久	鳴門市文化会館2期外構工事 躯体工事特記仕様書2	実施図 縮尺 A1 － A3 －
			NCE-S02



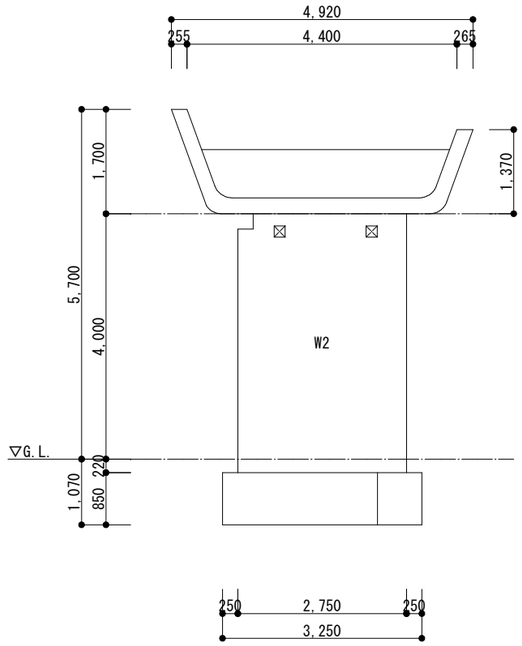


符号	厚さ	縦筋	横筋
W1	325	D19@100	D19@150
W2	325	D19@100	D19@150

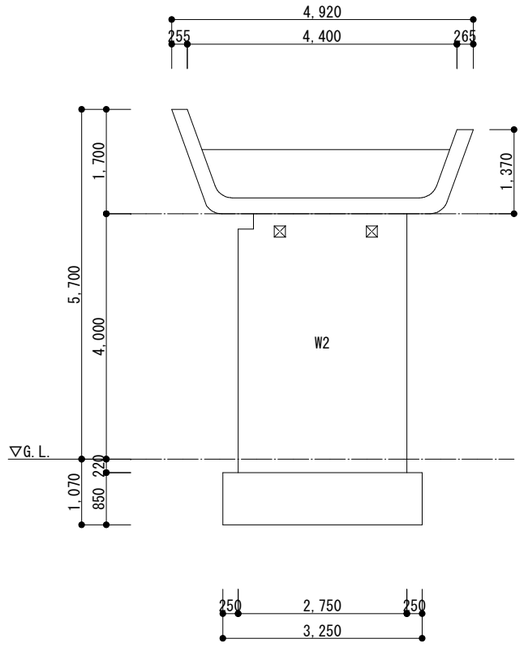
設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館2期外構工事	実施図	NCE-S03
一級建築士 第289714号 長谷川祥久	伏図（現状図）	縮尺 A1 1/50 A3 1/100	



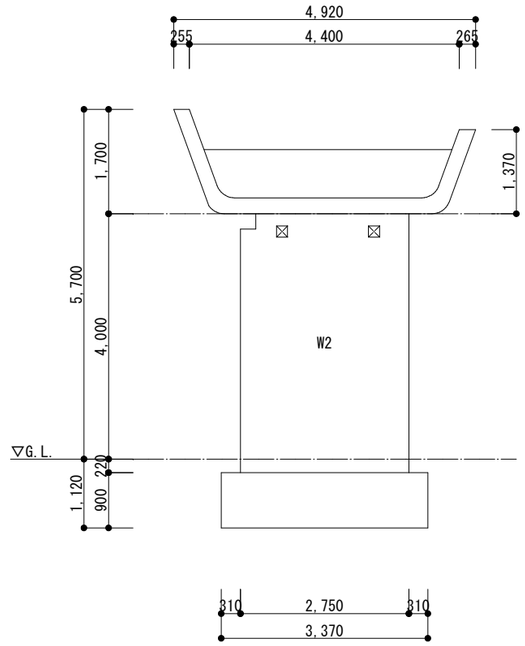
Ｘ１通り軸組図



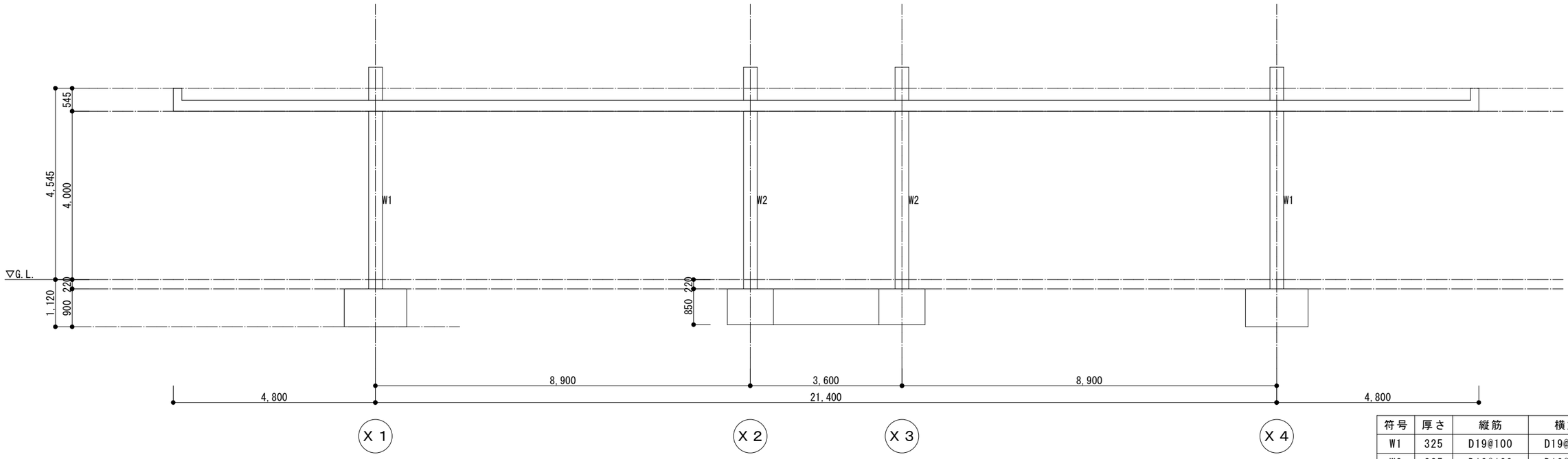
Ｘ２通り軸組図



Ｘ３通り軸組図

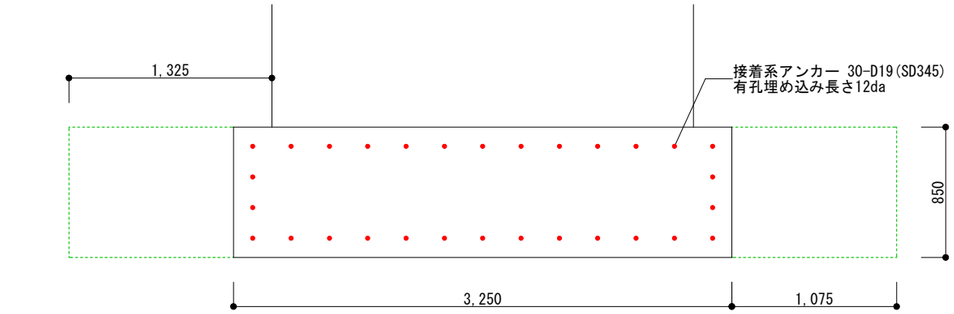


Ｘ４通り軸組図

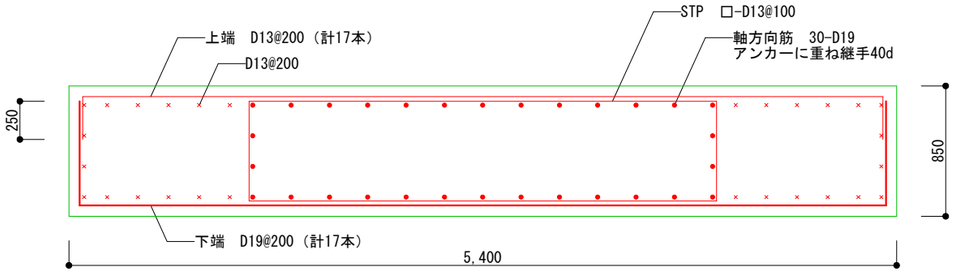


符号	厚さ	縦筋	横筋
W1	325	D19@100	D19@150
W2	325	D19@100	D19@150

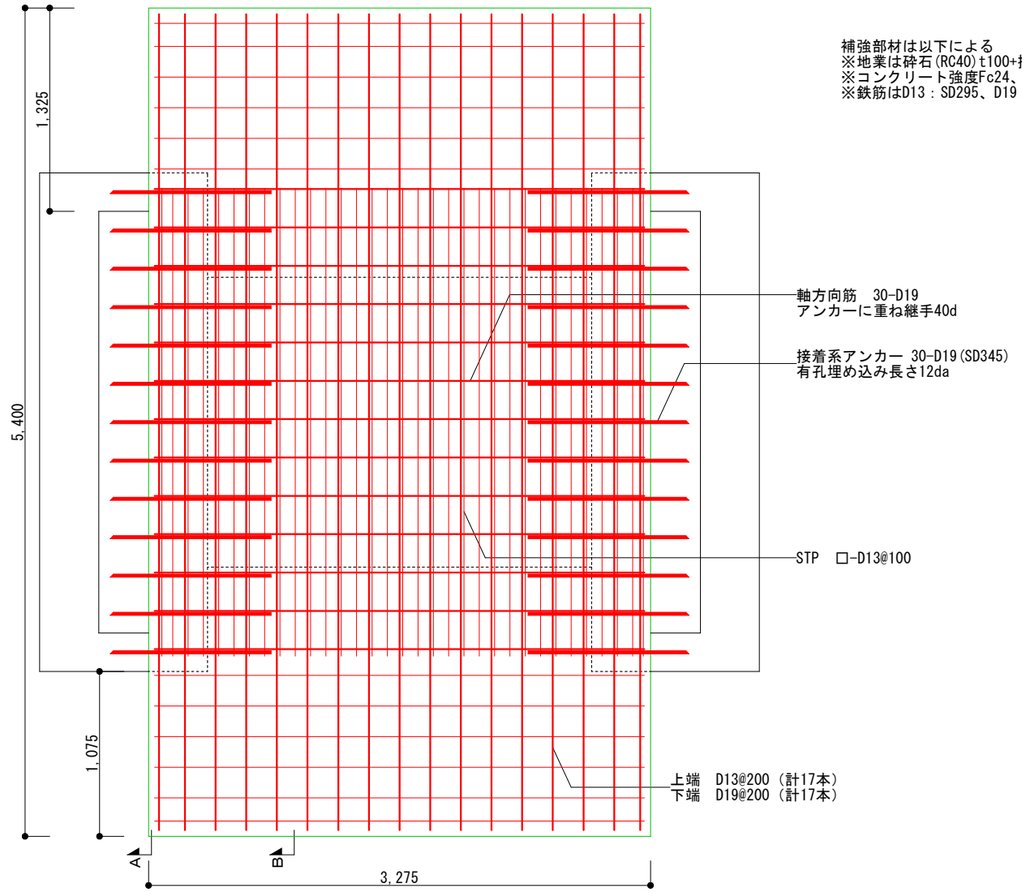
設計 一級建築士事務所第1239号(有) 香山建築研究所	鳴門市文化会館2期外構工事	実施図	NCE-S04
一級建築士 第289714号 長谷川祥久	軸組図 （現状図）	縮尺 A1 1/50 A3 1/100	

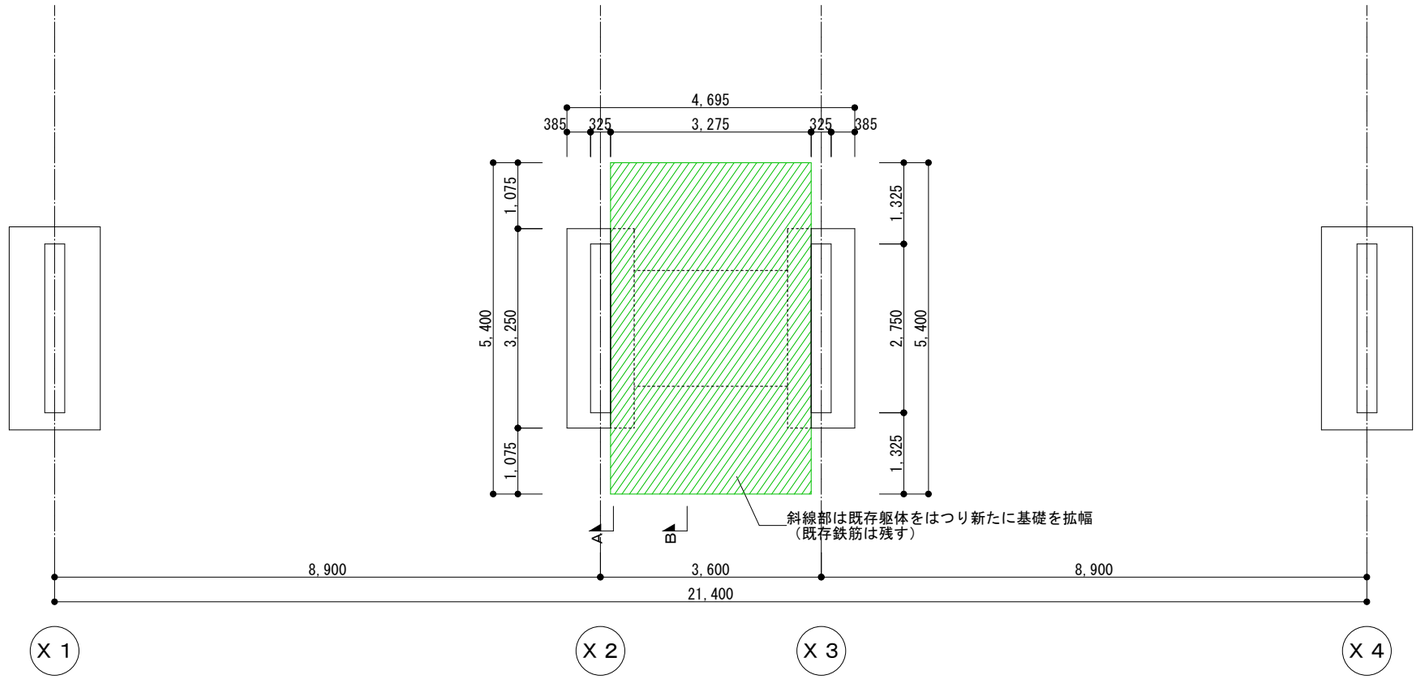


A矢視図 (S=1/40 : A3)

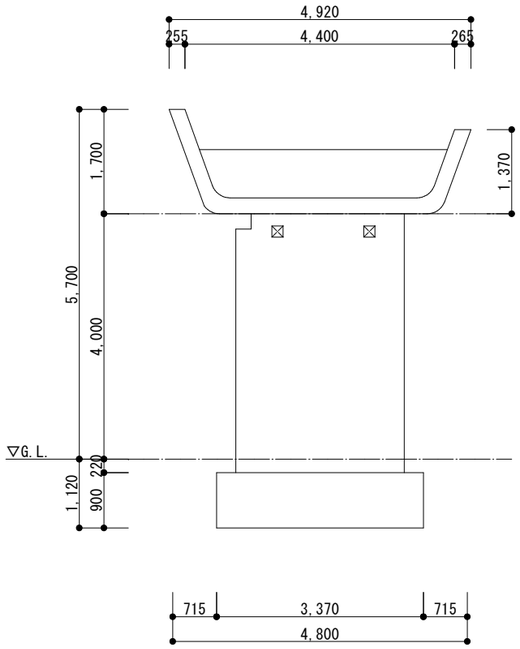


B矢視図 (S=1/40 : A3)

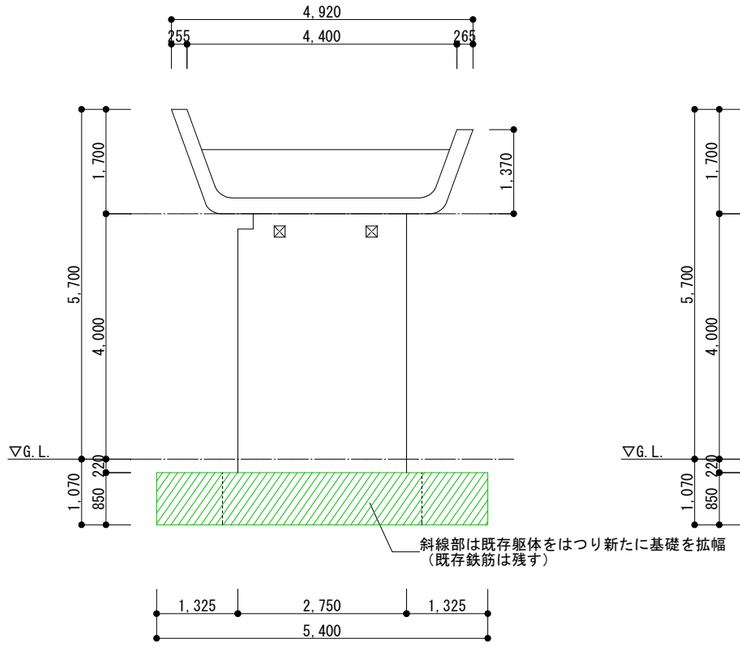




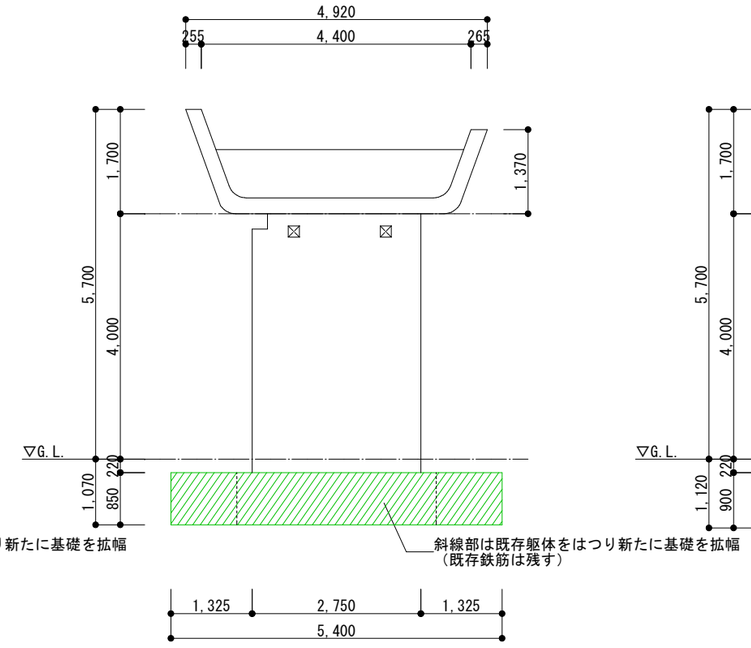
設計 一級建築士事務所第12399号(有) 香山建築研究所 一級建築士 第289714号 長谷川祥久	鳴門市文化会館2期外構工事	実施図	NCE-S05
	伏図 (改修図)	縮尺 A1 1/50 A3 1/100	



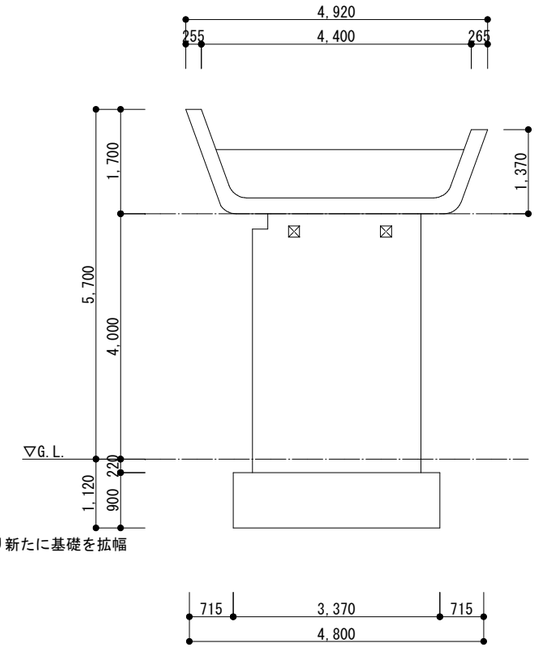
Ｘ１通り軸組図



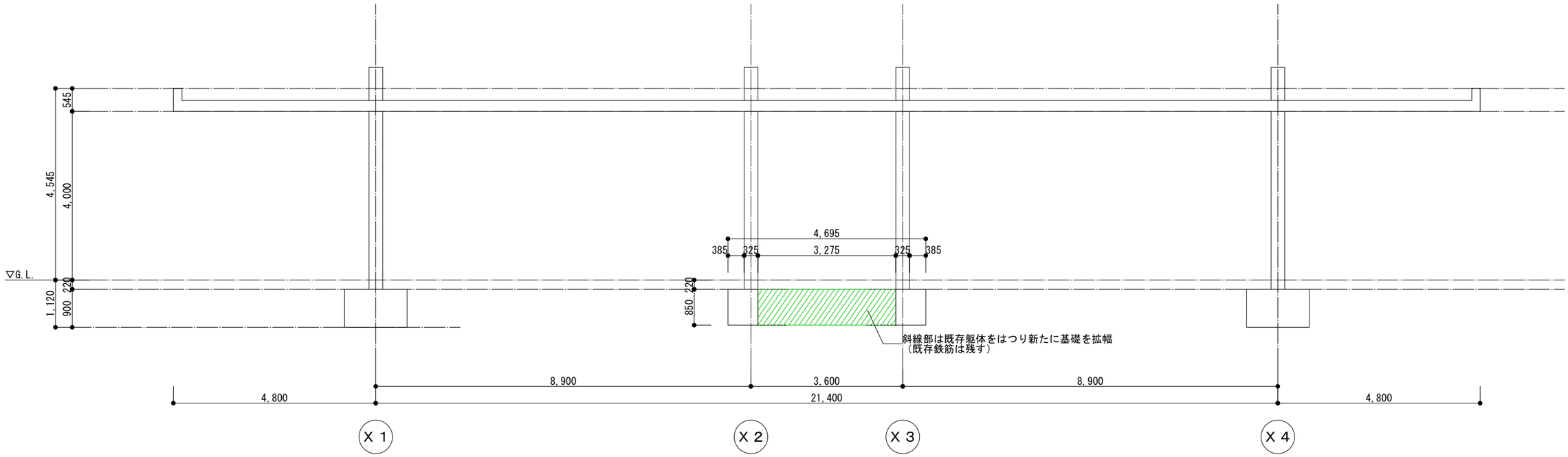
Ｘ２通り軸組図



Ｘ３通り軸組図



Ｘ４通り軸組図



設計 一級建築士事務所第12399号(有)	香山建築研究所	鳴門市文化会館2期外構工事	実施図
一級建築士 第289714号 長谷川祥久		軸組図 （改修図）	縮尺 A1 1/50 A3 1/100

NCE-S06